

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係（講和条約発効前の米軍による財産損害補償問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43854">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43854</a>

終  
障

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

一 昭和二十年八月より昭和二十七年四月講和条約発効までの七カ年の沖縄占領期間中、米軍は七カ年の累計延坪にして農地三億二千二百七万坪、農地以外の土地一億八千五百六十六万坪その他建物、墓、貯水タンク、石垣立木等を無償で接收使用した事実がある。

右七カ年の賃貸料累計額は沖縄現地の計算によると、百七十一億六千三百三十三万八千六百六十一円に上ると算定されている。

二 右損失の補償については沖縄住民より、米田民政府にアプローチしたところ、米側は、講和条約第十九条(日本国は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合

極秘

国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」に基き米側に支払義務なしとしてこれを拒否したため、現地代表一行は昭和三十一年四月二十日東京、国会及び政府関係方面に陳情を行い、日本政府の補償措置を要請するに至った。

三 本件に関する日本側の見解は、右第十九条は沖縄には適用なしとする論(大蔵省)、十九条で、日本国民個人の請求権は放棄されておらず、従つて、米側に請求する余地ありとする理論(法制局)十九条がある以上米側には請求し得ざるもこれにより直ちに日本側に補償義務ありとはいへ得ない。但し日本政府としては、内地

居住者に対する補償措置を待った以上政策的に沖縄住民に対しても補償すべしとの論（法務省民事局）が対立し、政府部内の意見が調整されてきた。

以上右実情にかんがみ政府は三二年五月二日閣議決定を行い、とりあえず現地の窮状を救うため法律上の結論は別として見舞金として十一億（内訳十億は土地等の接収を蒙つた者に対する分、八千万円は沖縄における外地引揚困難者分、二千万円は元沖縄県県吏員恩給規則該当者分）を支出する決定を行つた。なお本閣議決定第六項には「沖縄住民が蒙つている損失に関しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金を受けることとなつた場合においては、その金額のうち第一項の見舞金として支給した額に相当する額はこれを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。」と規定されている。

以上右閣議決定に先立ち一月十七日中川局長より米大使館モーガン参事官に対し口頭で見舞金支出の趣旨を説明したところ二月四

日米國政府としては異存なしとの回答があつた。又三月九日及び四月二日の再度にわたり大野次官よりはホーナー公使に対しては、書面をもつて本件見舞金支出に関する日本政府の見解を伝達してあり、同公使よりは三月二十日米國政府の見解と本件見舞金支出に異存なき旨の回答がもたらされている。

六 前記閣議決定の要綱はこれを英文として（但し前記同決定第六項の部分は削除）五月八日中川局長よりキルガ<sup>キルガ</sup>参事官に手交したところ、同参事官より、(一)日本政府より見舞金を受領する機関として結成さるべき沖縄現地の委員会については、右委員会の構成は、琉球民政府、琉球政府、及び南連事務所の三者のアグリーメントにより決定さるべきこと、(二)権利者及び委員会の使用する請求手続に関する様式を承知したし旨の申出があつたので前者の回答は留保しつつ支給細則の手続を英文として、六月二十六日菅沼アジ<sup>アジ</sup>一課長よりスナイダ<sup>スナイダ</sup>書記官に手交したところ、これに対しては、只一点即ち、右見舞金の請求受領配分の権限が、見舞金処理委員会から内地に手続<sup>本報</sup>を有する団体に、白紙委任される点が沖縄権利者の保護のために困ると申し入れてきた。

以上つて本件に関する問題点は右の二点に集約されたので、わが方としては、前者即ち、委員会の構成については現地で話し合い、差支えない旨を回答することとし、後者については対策を検討中である。

沖縄関係特別措置費 (南進報告 廿ノ二〇)

(一) 土地補償関係

¥ 2,000,000 世帯 一世帯当り ¥ 2,000,000 (日本円)

(二) 引揚者更生資金

¥ 4,000,000 世帯 / ¥ 4,000,000 円

(三) 恩給関係

133 名 一名当り ¥ 1,000,000 円

アジア局長

宇山参事官

北東アジア課

沖繩における講和条約締結済の米軍に  
対し財産損害補償問題について

(北東アジア課)  
1950.11.22

沖繩講和条約締結済損失補償費

得期成金(倉長大山朝幸)は米側に対し沖繩

における終戦時より講和条約締結済までの期間

米軍により沖繩人に対し与えた物的財産

損害額(4,358万円)を請求し、日本政府に

対して、冲繩解決のため側面援助を請求し、

並に解決向同胞後援会に補助金を交付し、共同で

米軍による損害を賠償し、米軍の工作を

当初米側は米側に本件補償の責任

を負うと拒否して来たが昨年の米議院を以て

米琉合同の軍用土地諮問委員会(軍事諮問附屬)に

問題を採り上げ、軍事諮問委員会の提出書類に

添付して、同年6月14日付の報告書に

一般に、~~軍事諮問委員会~~ 軍事諮問委員会に1950年7月

10日、即ち米政府は沖繩人の私有地使用に

対し責任を負うと報告した事、自らの平和

条約締結済の補償解決に必要と認められた事

を11月9日付の報告書に参考として

記載した。なお、本年8月31日、米議員

が本件補償提案を米議院に提出した

外務省





OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS  
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands  
Naha, Okinawa  
November 9, 1960

PRESS RELEASE: #1457

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached  
press release is provided to assist you.

一九六〇年十一月九日  
民政府務外報道局

### ブラス高善弁務官の声明

一九五〇年七月一日から日本との平和条約が発効された  
一九五二年四月二十日に自国米軍が使用した琉球の土地に關  
する土地所有者の補償請求に対する配慮並にその  
解決を行はうの意向が示され、決定された土地の  
付の米國政府からの通達を發表するに必要としており  
ます。

この決定は土地諮問委員会の琉球側委員から民政府に  
提出された後、一九六〇年六月十四日私がワシントンに送付し  
た陳情書が検討されたことと、いふんよるものであります。  
その他前述の期間以前の補償請求は、今なお米國政府  
により検討されております。

一九五〇年より五二年にかけての期間の補償請求は、民政  
府布告第三二六号の規定によつてのみ支拂うべく決  
定されたのであり、その布告の規定によれば一九五〇年七月  
一日及び以後米軍が接收した土地は賃借人としての  
黙契により米國の賃借権が与えられていた。このため  
決定がなされたのは、接收された建造物、墓、農作物、樹  
木等並にその後の所有者に返還された土地を一九五〇年  
七月一日以前に接收された土地、何れが後、その日の状態の復  
元（又はその他の償還補償の支拂）に伴う公平な補償  
を考慮し、行われなければならないの公正な理由に基くものである。  
補償請求書の受理並にその問題解決に必要な手  
続は、近々琉球土地諮問委員会に於いて審議されるべ  
かりとします。

二水の方法は、民政府と琉球政府の間で於いて正式に  
決定される。

OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS  
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands  
Naha, Okinawa  
November 9, 1960

FOR IMMEDIATE RELEASE: PRESS RELEASE: #1457

ANNOUNCEMENT BY THE HIGH COMMISSIONER, LIEUT. GENERAL DONALD P. BOOTH

Naha, Okinawa, Nov. 9--I am pleased to announce that on 7 November 1960 I was notified by the executive branch of my Government that a decision had been made to authorize the consideration and settlement of certain claims of landowners for the use of Ryukyuan land by United States Forces during the period 1 July 1950 to 28 April 1952, the effective date of the peace treaty with Japan. This decision rests in part upon a review of a petition submitted to USCAR by the Ryukyuan members of the Land Advisory Committee and transmitted by me to Washington on 14 June 1960. Other claims in that petition covering prior periods are still under review by the executive branch of my Government. The claims for the 1950 - 1952 period have been determined to be payable solely on the basis of the provisions of CA Proclamation No. 26, which announced that lands requisitioned by United States Forces on and after 1 July 1950 were vested in the United States under an implied lease. The ground for that decision is that reasons of equity favor the payment of fair compensation for structures, tombs, crops, trees, etc. so taken, and for the restoration (or payment of damages in lieu thereof) of such land subsequently returned to the owners to its condition on 1 July 1950 or the date of taking, whichever is later. Procedures to be used in receiving and settling claims for this compensation will be considered by the Land Advisory Committee in the near future. These procedures will be formalized between the Civil Administration and the Government of the Ryukyu Islands.

(END)



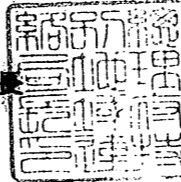
アジア局長  
参事官  
総務参事官  
北東アジア課長

總特連才 / 377号

昭和35年 / 2月 / 9日

外務省アジア局長 殿

總理府特別地域連絡局長

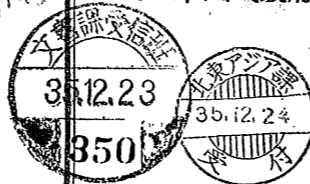


講和発効前補償関係資料送付の件

標記について、別添のとおり南方同胞援護会会長から資料の送付があつたので御参考までにお送りします。

添付文書

1. 10月21日付大山氏宛へメンディング-氏書簡写
2. 講和発効前沖縄軍用地等の損失補償に関する対米折衝活動の進展概況
3. 11月9日付ブ-ス高等弁務官の声明書
4. 米国民政府布告才26号全文



總理府

4635

Handwritten mark

1960年11月9日  
民政府 渉外 報道 局

ブース高等弁務官の声明

1950年7月1日から日本との平和条約が発効された1952年4月28日に亘つて米軍が使用した琉球の土地に関する土地所有者のある補償請求に対する配慮並びにその解決を行なう権限が私に与えられたことが決定したとの11月6日付の米政府からの通達を発表することを喜びとしております。

この決定は土地諮問委員会の琉球側委員から民政府に提出され、その後、1960年6月14日私がワシントンに送付した陳情書が検討されたこと、にいくぶんよるものであります。その他前述の期間以前の補償請求件は今、なお米政府によつて検討されております。

1950年より52年にわたる期間の補償請求は民政府布告第26号の規定にもとづいてのみ支払うべく決定されたのであり、その布告の規定によれば1950年7月1日及びそれ以後米軍に接収された土地は賃借についての黙契により米軍にその賃借権が与えられている。このような決定がなされたのは接収された建造物、墓、農作物樹木等並びにその後所有者に返還された土地を1950年7月1日或いは接収された日、何れか後の日の状態の復元(又はそれに代る損害補償の支払い)に伴う公平な補償を考慮しなければならないとの公正な理由に基くものである。

補償請求書の受理並びにその問題解決に必要な手続は近い将来、土地諮問委員会に於いて審議されるであります。

これらの方法は民政府と琉球政府の間に於いて正式に決定される。

OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS  
U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands  
Naha, Okinawa  
November 9, 1960

FOR IMMEDIATE RELEASE:

PRESS RELEASE: #1457

ANNOUNCEMENT BY THE HIGH COMMISSIONER, LIEUT. GENERAL DONALD P. BOOTH

Naha, Okinawa, Nov. 9--I am pleased to announce that on 7 November 1960 I was notified by the executive branch of my Government that a decision had been made to authorize the consideration and settlement of certain claims of landowners for the use of Ryukyuan land by United States Forces during the period 1 July 1950 to 28 April 1952, the effective date of the peace treaty with Japan. This decision rests in part upon a review of a petition submitted to USCAR by the Ryukyuan members of the Land Advisory Committee and transmitted by me to Washington on 14 June 1960. Other claims in that petition covering prior periods are still under review by the executive branch of my Government. The claims for the 1950 - 1952 period have been determined to be payable solely on the basis of the provisions of CA Proclamation No. 26, which announced that lands requisitioned by United States Forces on and after 1 July 1950 were vested in the United States under an implied lease. The ground for that decision is that reasons of equity favor the payment of fair compensation for structures, tombs, crops, trees, etc. so taken, and for the restoration (or payment of damages in lieu thereof) of such land subsequently returned to the owners to its condition on 1 July 1950 or the date of taking, whichever is later. Procedures to be used in receiving and settling claims for this compensation will be considered by the Land Advisory Committee in the near future. These procedures will be formalized between the Civil Administration and the Government of the Ryukyu Islands.

(END)

○米国民政府布告第26号

(1953.12.5)

軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償

改正1. 米国民政府布告才33号

(1956.7.10)

改正2. 米国民政府布告才39号

(1957.4.18)

琉球列島住民に告ぐ

1907年10月18日の才4回「ヘーゲ会議」において定められた陸戦法規及び陸上戦闘の規則、慣習に関する規定才3節才52条の条項に基き、合衆国軍隊は、占領軍が必要とする不動産を収用し、これを占有した。

対日講和条約才2章才3条によつて合衆国に与えられた土地収用権に基き、合衆国軍隊は、1952年4月28日以後、更に、合衆国軍隊の必要とする他の不動産を占有し、これを使用した。合衆国軍隊は、1950年7月1日以後本布告の発効期日以前まで軍用地に指定された不動産の或る部分を引き続き使用して来た。

戦災によつて滅失した土地合帳は既に復旧され、軍用地域内にある土地の所有者に対しては合衆国軍隊がその土地使用を適当に通知した。

合衆国は、1950年7月1日又は収用の翌日から1952年4月27日に至るまでの軍用地域内のすべての土地に対する使用料の支払を完了しつつある。琉球列島の福祉及び防衛のために、合衆国軍隊はなお引き続き無期限に軍用地のすべてを使用し、占有する必要がある。

合衆国代行機関は、合衆国が地主に対し正当な補償をなすことによつて軍用地の使用及び占有の権利を取得すべく該地主との誓面による契約締結の交渉に努めたが成功しなかつた。

該土地が収用された1950年7月1日及びその翌日から合衆国において

はその賃借についての黙契とその借地料支払の義務が生じ、当該期日現在で合衆国は賃借権を与えられた。公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、合衆国憲法に反し、且つ又琉球列島住民にとって耐え難い事である。

ここにおいて、本官、琉球列島民政副長官、合衆国陸軍少将ダウイダ・D・オグデンは、所轄当局によつて与えられた権限及び権能に基き、ここに、次のとおり布告する。

第1条

合衆国軍隊が黙契によりこれまで収用してきた軍用地の使用及び占有に対する合衆国の権利をここに確認すると共に合衆国はその代行機関が現在占有している土地をこの布告の才2条に基き、正式に登録することによつて1952年4月28日又はその後においてこの布告の発効期日前に収用した日から1954年6月30日までの規間公共のために設定された現存の地役権を妨げることなく当該土地の占有及び使用に対する権利を保有するものとする。但し、当該登記をした土地の占有及び使用に対する権利は、以後毎年引続き効力を有する。なお、合衆国は、これらの土地の全部又は一部について60日前に権利消滅の予告をすることができるがこの予告は、60日の期間満了の日までは、最終的且つ、決定的なものではない。この予告を発した日から権利消滅までの期間は、合衆国は、該予告を廃棄し、又はそれに代替する予告を当初の予告に係る地域と同一の部分についてのみ発する権限を有する。(布告3339)

第2条

米国は、確認及び地代供託証を登記する権限を有し、当該土地又は不動産に関する、所管の登記所において又、登記所はかかる登記の事務を処理する権限を与えられる。確認及び地代供託証には、関係土地の法的表示、収用期日以後に生じた又は支払うべき賃借料見積額、接収した地上物件の価格並びに以後年々生ずる賃借料額を明示する。米国は適当な期間を定めて新規に評

価を行い然るべく当該確認の改正を登記することにより、以後の賃借補償額を更新することができる。(布告33)

### 第 3 条

米国は前記確認及び地代供託証の提出後直ちに、当該土地の法定所有者又は有権者に支払うべき借地料見償額及び接収した地上物件の価格に相当する金額を琉球政府主席又はその委任する代理人に供託し、行政主席又はその代理人は適当に所有権を調査し且つ当該財産の実地検証を行つた上で、当該金額の支払を受ける者が正当な受取人である旨認定した琉球政府の証明のもとに、支払を処理する。米国が解約を通知しない限り、土地使用料の支払は各会計年度末に前述のとおり、供託金をもつてなされる。但し、賃借料支払に要する金額は年々適当に予算に計上されるものとする。いかなる不動産もその解放期日以後については賃借料を生じない。(布告33)

### 第 4 条

有権者のために供託された金額は、前述の才2条に基き登記された賃借料及び地上物件の価格が満足すべきものである。ことを文書で証明した上で当該有権者はこれを受取ることができる。法定土地所有者が補償額は不満である場合は、供託金の75パーセントを受取つて、確認及び地代供託証の提出後30(暦日)以内に民政副長官に対し書面による訴願をすることができる。確認証の提出後その改正が登記されそれによつて当該確認証に係る土地の賃借補償額が改変された時は、関係土地所有者は前記改正の提出及び登記期日後30日以内に当該変更補償額について訴願書を提出することができる。この訴願については、確認証が提出された場合の訴願に関する前述の規定及び制限的条件をその儘適用する。これらの訴願は、民政府布令才109号才4条によつて設置された琉球列島米国土取用委員会において審理され、その裁定額は、見積価格に比しての増減の如何に拘らず、同委員会の審理を受けて評価された補償については、当該評価の対象となつた期間に関する限り確定的且つ拘束的なものである(布告33)

### 第 5 条

琉球列島米国土取用委員会は、本布告の目的達成のために必要な行政上の規則及び規程を公布する。(布告33)

### 第 6 条

この布告は、1953年12月5日から施行する。民政長官の命により発布する。

民政副長官

米国防軍少将

ダウイド A・D・オグデン

附 則 (米国民政府)  
布告才33号

### 第 6 条

この布告は1953年12月5日から施行する。

民政副長官

米国防軍中将

J・E・ムーア

附 則 (米国民政府)  
布告才39号

2 この布告は、1953年12月5日に遡及して効力を発する。

民政長官に代り発布する。

民政副長官

米国防軍中将

J・E・ムーア

一九六〇年十月十日

(秘)

講和発効前損失補償獲得期成会

谷本 大山 朝 常 殿

これはワシントンの現状を報告するものであります。

先にもお知らせした通り、法律上の義務としてではなく、民意の意思  
措置として (on an ex gratia basis) 講和発効前損失補償を確保する  
事と大体ままたる旨を沖繩住民に伝達し、それより金額に  
別々の報告をすなわち沖繩の高専免許官に指示するといふのが、国防國  
務両省に於ける本件担当職員のプロラムであった。私がいかにこの文書を見る

ふいぐ、これが必ずしも希望された指す正確な性質ではあつたが、おんま  
何違はあつたものと確信する。レバレ当時この指すを念頭に、その算出  
根拠の認可を得る必要のある事ばかり、この問題を非公式に算出  
に提出した。その算出においては、数度の協議の後、この問題は国防長  
官及び、国務長官から正式に書面をもち提出されるよう求められた。

このように書面には何日か前に国防長官代理、クラウス氏に於て署名された。  
それは、いわゆる強硬な勧告を以て、沖繩に於ける逆存を正しく正記の発  
表を沖繩にする事、政治的重要性を強調した事を、我々は了承する。

添付の書簡は、国務省から来たものと思われ、これは長官がワシントン  
を留守にしてきたために、何取である。しかし、その旨を逆存に  
いるか、或いは現在送付中であると思ふ。

本件について私は最近予算局におき担事務員と話し合ったが彼等は、はつきりした事は何かいれなかった。しかるに彼は予算局長が同意し、その可能性は大にあると考えているという印象を強く受けた。  
一つの可能の理由には、この重要な決意を同局長は先年及び去年（一九六一年）一月の新大統領就任以前にする事を嫌がっているかも知れない、という事もあり、その可能の理由としては、金額が決定するまでは予算局が出来る処置をとる事を約束したという事である。

予算局のはつきりした態度は、この三週間のうちに分るものと思ふ。絶えず緊密な連絡を保つて参るだけ早く貴殿にお知らせします。この情報が多分、閣下秘極にしておいた。

敬 畏

ノール、ヘンリー



October 21, 1960

CONFIDENTIAL

Mr. Chojo Oyama, President  
Association to Acquire Compensation for  
Damages Prior to Peace Treaty  
Okinawa Kaikan Hall  
Naha, Okinawa

Dear Mr. Oyama:

This is a report on the present situation in Washington.

As earlier reported, it was the plan of the officials handling this matter in the Department of Defense and in the Department of State to instruct the High Commissioner in Okinawa to inform the Okinawan people that a decision had been made in principle to offer compensation for the pre-treaty claims on an ex gratia basis, and then to make a specific recommendation as to the amount. I have not seen any documents, so this is not necessarily the exact nature of the desired instruction, but I am sure that it is approximately correct. However, it was then found that the approval of the Budget Bureau was necessary before such an instruction could be sent. The matter was taken up informally with the Budget Bureau, and after several conferences the Budget Bureau asked that it be formally submitted by letters was signed some days ago by the Deputy Secretary of Defense, Mr. Douglass. We understand that it made quite a strong recommendation, stressing the political importance of such an announcement in Okinawa before the Okinawan election.

The accompanying letter that was supposed to come from the Department of State was delayed by the absence of the Secretary from Washington, and has either gone forward in the last few days or is about to go.

I discussed the matter recently in the Budget Bureau with the officials handling it. They were quite noncommittal, and I received the distinct impression that in their opinion it is quite possible that the Director of the Budget Bureau will not concur. One possible reason would be that this is an important decision which he may be reluctant to make before the election and the inauguration of a new president in January, 1961. A second possible reason is reluctance to commit the Budget Bureau to this course of action until the amount is determined.

We shall know in a week or two what the definite position of the Budget Bureau is. I will keep in close touch and inform you as soon as possible. In the meantime, it is requested that you treat this information as confidential.

Sincerely yours,

Noel Hemmendinger

昭和三十五年十月

講和発効前沖縄軍用土地等の損失補償に関する対米折衝活動の進展概況

南方同胞援護会

一 講和発効前損失補償獲得期成会では昨秋（昭和三十四年九月五日―十三日）ヘメンディングガー弁護士の第二次来島を機に同氏の意見をも加え検討を重ねた後米琉合同土地諮問委員会に提出すべき講和前補償提案書（不動産関係）を作成、本年一月二十七日同委員会に提出したが更に二月二十三日人身侵害関係書類をも提出した。

二 三月七日期成会正副会長は土地諮問委員長J・Pキング氏と会見、本件に関する爾後の審議につき打合せを行い米側は今後の非公式会談の開催を約したが更にその後の会見で同委員長はさきに提出された提案書に判定と最終意見書を付して四月二十一日高等弁務官宛進達したがこれには沖繩側の立場を充分に考慮してある旨回答した。

三 この間本会は期成会並びにワシントンのヘメンディングガー氏と緊密な連絡をとりつつハワイ在住沖繩出身者に対し同地出身議員に対する協力要請依頼、訪沖のアイゼンハウワ―大統領に対する陳情その他本問題の推進について努力を重ねたが一方ワシントンにおいてもヘメンディングガー氏は国務、国防両省並びに国会議員筋へ密接な接触を図りつつあった。

四 同氏は他の用務を兼ね六月十七日來日したので本会では政府関係筋並びに沖繩から期成会正副会長の参加を得て同氏と数次の打合せを行った。この会議の席上においてなされたヘメンディングガー氏のワシントンにおける情勢についての報告は大要次のとおりである。

(1) 講和発効前損失補償に関する高等弁務官の勧告書は既に陸軍省に到達しているが極秘にされているのでその内容は不明である。この勧告書は陸軍部内で沖繩問題担当の民事部を経由し現在陸軍次官補の手許にありここで検討が加えられた上陸軍長官から国防長官へ移される見込である。陸軍の法律顧問の見解ではこれを合衆国の法律的義務としてではなく恩惠的救済の意味で考慮されているものと推測される。

(2) かねて同弁護士が緊密に接触を保ちつつあったジャッド上院議員はこの問題に非常に好意的であり議会で法案提出の労をとることを引受けてくれたがそのためには国務、国防両省の賛成を得られる法案でなければならないので両省次官補との会談を予定しているとのことであった。

ジャッド氏の見解によればこの法案が通過するかしないかは理由はともあれ金額が多ければ多い程困難であり、そこに自ら限界があるものと思われる。

五へメンディング氏の来日目的の一つには同氏と本会との弁護契約の期限満了を機会にかねて懸案となつていた沖繩側（期成会）との直接弁護契約の締結があつたがワシントンにおける諸般の情勢、並びに同氏の今後の活動上の便宜をも考慮し、政府筋の承認を得て同氏と期成会との直接弁護契約の締結を認めることとし本会から期成会に対し改めて対外折衝助成金として年間三百六十万円の弁護報酬を交付することに決定した。

六 帰米後もたらされた同弁護士からの報告によれば講和前補償問題はその後陸軍省から国防省へ移され検討を加えられつつあるがジャッド議員並びに政府係官との談話から合衆国が補償を行うとすれば前述せるごとくそれはあくまでも合衆国の法律的责任としてではなく、合衆国の道義的責任と政治的利益に基くものであつて、初期の期間については道義的責任は日本にあり、その期間については日本によつて補償されるべきであるとの議論も当然予想されるため補償法案提出にあつて補償期間中に戦争に続く初期の年次一九四五、一九四六、一九四七年を包含せしめることは必ずしも得策でないとの見解を示唆してきている。

七 尙その後送られてきた同氏の報告によれば合衆国政府部内における講和前補償に対する主要方針は漸く好転の兆を示しつつあり米政府は法律上の義務は有しないが、沖繩の福祉に利益をもたらす公平な事件として補償支払のための資金を沖繩当局に提供する計画であり同時に次期議会にしかるべき立法措置を勧告することになるであろうとのことであつたが、かねて同氏が法案提出を依頼していたジャッド上院議員は会期終了直前の八月三十一日「琉球政府に対し対日講和条約発効前において合衆国軍隊の行為から生じた民間人の財産の使用、人体、財産への損傷に対する補償をなさしめる目的で金額を支出する権限を与える法案（H・R一三二五八号）」として法案を提出、本問題はここに新しい局面を迎えるに至つた。

秘  
まで

大臣	アメリカ局長	アジア局長
事務次官	参事官	宇山参事官
外務審議官	北米課長	北東アジア課長
官房長		

沖繩における講和発効前の  
損害補償に関する件

昭36.3.31  
北東アジア課

3月31日在京米大使館サクリン書記官は当  
方に対し、米政府は4月6日午前10時本件に  
関する発表を行う予定であるが、同期日までに  
最秘とされたことに基づき、別添発表文の advance  
copy を手交した。

本件発表は、昨年11月9日のマス高等弁務官

外務省

1241

「1950年7月1日より1952年4月28日」にいた  
る期間の沖繩住民の土地の損害補償に關し、  
米政府は補償解決を行う権限を賦与され  
た<sup>旨</sup>の声明に引續いて行われるものである。  
その内容は「米政府は、1945年8月15日の戦  
争終結日より1952年4月28日の講和発効時まで  
の期間にいたる沖繩住民の土地及び人的損害  
補償請求に対し、再検討を行う用意がある。  
これかため、米琉合同の諮問委員会を早急に結  
成して本問題を検討し、その結果を国防長  
官に勧告する趣旨の意向を明らかにした<sup>こと</sup>あり  
あり

外務省

秘  
昭和36年4月16日  
午の10時

三月三十日  
在  
手  
米  
人  
作  
校  
下  
り  
下  
平  
北  
東  
子  
分  
時

(別  
添)

"I am pleased to announce that the office of the High Commissioner is now prepared to review the whole subject of pre-peace treaty claims with the Ryukyuan claimants, their representatives, and the Government of the Ryukyu Islands. The objective of this review is to assemble and analyse the facts, and to submit over-all evaluations and recommendations in this entire matter to the Secretary of Defense.

"The claims to be reviewed are those referred to in the petition which was submitted to the High Commissioner by the Ryukyuan members of the Land Advisory Committee last spring and which was transmitted by the High Commissioner to the Secretary of Defense for consideration. They consist of claims for the use of and damages to land from 15 August 45, the date of the surrender of Japan, to 1 July 50, and claims for personal injuries and deaths from the date of the surrender of Japan until 28 April 52, the effective date of the peace treaty. Disposition of land claims for the period from 1 July 50 to 28 April 52 will continue to be governed by the High Commissioner's announcement of 9 November 60.

"In undertaking to review and evaluate these claims, the United States does not assume any legal responsibility or commitment to settle them, make any payment on them, or take any other action on them. The claims are being reviewed because of the concern of the United States, as the administering authority in the Ryukyus, for the well-being of the Ryukyuan people. The High Commissioner proposes merely to make a careful review and analysis of the claims and to transmit his overall recommendations in this matter to the Secretary of Defense for consideration.

"Within a few days, I will establish a joint Ryukyuan-American group to conduct this review, in the course of which they are to assemble all

pertinent

pertinent information, evaluate this information, and make appropriate recommendations to me. I shall appoint the American members of this group, and shall request the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands to designate the Ryukyuan members thereof. This group will determine its own agenda and procedures, and will report to me from time to time. I expect them to meet for the purpose of assembling and analyzing the facts as soon as possible, and to complete their mission at the earliest possible date."

parity for 1960 crop. Choice A cotton. Present law would let the Secretary set price support for 1961 cotton at as little as 70 percent of parity and would require him to shift the price support base from Middling seven-eighths-inch cotton to average of the crop cotton. Dropping the support price to 70 percent would mean a reduction of \$9 or \$10 a bale for cotton, and changing the Middling base would mean a further reduction to farmers of about \$8 a bale.

Per acre yields of cotton have moved up sharply in recent years, and we are now producing a bale an acre on land formerly yielding 200 pounds or less. But the cost of producing a crop has even run ahead of this progress in production methods, and the cost spiral continues upward. We cannot permit the provisions of current law to take effect under conditions farmers are now facing. Our cotton farmers cannot spend more to make a crop in 1961 than in 1960 and take \$15 to \$20 less a bale for it. Not only they, but the entire economy of the cotton area and of the Nation will suffer from such an unrealistic program for this great agricultural commodity.

While I am confident that the new Secretary of Agriculture, Hon. Orylle Freeman, is mindful of the harm that would be visited upon our cotton farmers in the event that price support is established at this minimum level, and while I do not believe he would want price support to drop to the minimum level, I feel that the Congress should take affirmative action at this session to guarantee cotton producers a fair return on their crop.

This bill, I have introduced today, is in the nature of emergency legislation. It will provide a floor of 75 percent of parity for the 1961 crop and will postpone until 1962 the change in the price support base. Passage of this bill will protect our cotton farmers from ruinous prices for the 1961 crop and permit needed program changes to be made after thorough study during this session.

I invite the careful study and support of this bill by my colleagues. Surely, we need this much protective legislation for this year's cotton crop, and I fervently hope that we can enact this bill into law before cotton planting begins within the near future.

#### OKINAWAN CLAIMS BILL

Mr. JUDD. Mr. Speaker, I have today introduced a bill to authorize a contribution to the government of the Ryukyu Islands for the purpose of providing compensation for use of private property and damage to persons and property arising from acts of the U.S. forces before the entry into force of the Japanese Peace Treaty. This is the identical bill that I introduced on August 31, 1960, as H.R. 13268, 86th Congress, 2d session. Identical bills are today being introduced also by Members who have special knowledge or responsibilities with respect to American actions and interests in Okinawa and the Western Pacific, the gentleman from Illinois (Mr. Parck), the gentleman from Wisconsin (Mr. Zankoff), and the gentleman from Hawaii (Mr. Inoué).

This bill is designed to clear up the last major outstanding problem in the U.S. administration of the Ryukyu Islands. Since 1958 the use of land in the Ryukyus by our forces has been conducted on a basis which is mutually acceptable to the people of Okinawa and to our administration. The 86th Congress enacted Public Law 86-69, which for the first time places a proper legal foundation under the annual appropriation which the Congress has made for expenses connected with the U.S. administration of these islands. The present bill authorizes a contribution by the United States to the government of the Ryukyu Islands to enable it to provide equitable compensation to the inhabitants of Okinawa for personal and property claims for the period prior to the treaty of peace with Japan.

Since the adjournment of the 86th Congress there has been a major development with respect to this matter. On November 9, 1960, the U.S. High Commissioner in the Ryukyus announced that he was notified by the executive branch of the U.S. Government that a decision had been made to authorize the consideration and settlement of certain claims of Ryukyuan landowners for the use of Ryukyuan land by U.S. Forces during the period July 1, 1950, to April 28, 1952, the effective date of the peace treaty with Japan. He said that this was based in part on review of a petition submitted by the Ryukyuan and that other claims in that petition covering prior periods were still under review by the executive branch. The basis for this administrative decision was that the United States has long since treated land used after July 1, 1950, as under implied lease, and the only question is the adequacy of the compensation rendered. Negotiations between the civil administration and the Government of the Ryukyu Islands are proceeding to determine the precise basis for the settlement, and the amounts that will be payable to the individual landowners.

This is a welcome step, which should resolve a substantial part of the problem without the necessity for new legislation.

There remain, however, the question of compensation for the use of land and appurtenances and for damage thereto before July 1, 1950, and the questions of tort claims for the entire pre-treaty period. These questions, as indicated by the statement of the High Commissioner, are still under review by the executive branch of the U.S. Government. This bill is introduced in order that the study of this subject may be commenced in the appropriate committees of the Congress, and in the expectation that those committees will have the full benefit of the views of the executive branch before they make their reports. The bill as introduced contains no ceiling amount for the contribution to be made by the United States, but it is the intention of the sponsors that such a ceiling amount shall be introduced after the views of the executive branch have been received. The background of the bill is as follows: Between the termination of hostilities with Japan in 1945 and the entry into force of the treaty of peace with Japan

on April 28, 1952, the United States exercised exclusive powers of administration in Okinawa as a military occupation under the laws of war. Unlike the situation in Japan, however, it was solely a unilateral and not an inter-Allied occupation, and also unlike the situation in Japan, it was a direct military government, and the Government of Japan was allowed to exercise no authority whatever. During this period, land and buildings required by the Allied forces in Japan were requisitioned through the Japanese Government, and the Japanese Government made compensation to the owners. In the Ryukyus, however, extensive requisitions of land were made without compensation by any authority. Finally, after the peace treaty, some compensation was effected for the period beginning July 1, 1950, but this was on an inadequate basis.

It has never been questioned that, in justice, the inhabitants should be compensated by some authority for the use of their property during the pre-treaty period. Compensation has been delayed by uncertainty with respect to legal responsibility and the urgency of other problems. The theory of this bill is that, independent of and apart from any question of legal responsibility, the United States should make the resources available to the local government of the Ryukyu Islands to settle this matter on an equitable basis.

When a ceiling amount is determined for the sum to be contributed by the United States, the sponsors of this bill intend that it shall not include any sums for the initial period that our forces were in the Ryukyus, which resulted from the war against Japan. However, we stayed in the Ryukyus and, commencing long before the Japanese Peace Treaty went into effect, built vast bases there in order to protect our own long-range security interests. For that period it is equitable that we furnish the funds necessary for fair compensation. It is both right and wise for us to do so.

Included also in the contribution authorized by this bill are so-called tort claims—injuries and losses resulting from accidents and acts of U.S. personnel. The amounts are small, but there are a number of cases that are very important from the human point of view, involving, for instance, civilian deaths and dismemberments in a munitions explosion and the crash of a U.S. bomber. We have spent vast sums in Okinawa in the interest of our security. Our bases there would be greatly weakened or even made useless by a disabled population. We would be pennywise and pound foolish if we did not make possible the satisfaction of the reasonable and equitable requests of the people to be compensated for their losses resulting from the actions of our forces well after hostilities had ceased.

#### THE "SPENDERS" SEEK AN UNFAIR, UNAMERICAN ADVANTAGE

(Mr. HOFFMAN of Michigan asked and was given permission to address the House for 5 minutes.)  
Mr. HOFFMAN of Michigan. Mr. Speaker, the "spenders" are those who

極秘  
まで

アジア局長

宇山審議官

北東アジア課長

沖縄。講和前土地等。損害補償  
問題。解決について

昭36.11.6

北東アジア課

本日、全国町村会館における南方同胞援護

会主催の説明会において、沖縄側関係者(桑江

補償期成会会長、久具琉政法務局長、大城市町村

会会長等)より、本件は本年~~初~~初より開始された未

琉合同の二委員会の検討により略解決案に達

(下頁 下記のとおり報告があった。(資料別添))

(1) アセス委員会所管

外務省

(1950.7.1日~1952.6.28日。土地。物件損害

関係)

地料 2865294 トル (確定)

350,000 " (未確定)

+ 地上物件 750,000 " ( " )

2865294 トル (解決見込額)

442

本項目

(注) ~~本項目~~は布告26号により未側加

法的支払義務を負担してゐると発表してゐ

るものあり。確定額については既に第1

回支払の手続きが行われてゐる由。

(2) キャラウェイ委員会所管

(1945.8.15日~1950.6.30日。物的損害)

(1945.8.15日~1952.6.28日。人的損害)

非公表要結額 約 21,000,000 トル

21,000,000

外務省



本2項目

(註) ~~上記期間~~は 米側の法的義務 <sup>に</sup> ~~は~~ <sup>は</sup> 従

( なるものあり。従って 明年米議会へ

提案の予想される。

(3) 沖縄側、要求総額は 約 40 百ドルであ

た。で、上記 (1) 及び (2) の 合計額は 約 25 百ドル

に 58% の獲得率にある。

(別添)

韓和榮々前沖繩軍用土地等の才資補償に關する米折償の進展概況報告

沖繩諸知前補償獲得期成会

(1) A. 1960年11月9日、ローチ高野弁務官声明の要約

1950年7月/ローチ/1952年7月28日にわたつて米軍が使用した土地に對する補償請求については布告26号によつて配表、解決する権限が弁務官に与えられるとの布告26号の規定に基いて改めて審議し、その支払がなされる

B. 上記の要約を基いて米統政庁から委員を選出し、1961年5月10日第1回の会合が開催された。委員のメンバーは下記の通りである。

米側委員

琉球側委員

ニコソン P. キング大佐 委員長  
コービン W. スラッガー (D.E.) 法務  
リチャード J. ローネ (D.E.)  
ハリフアム T. サントス (D.E.)  
ユージン Y. 坂田 (D.E.)

久良良順 (法務司長)  
竹野博嗣 (弁護士)  
桑江朝幸 事務局長  
仲本俊成 事務局員  
知礼丸茂昇 事務局員  
天野敏助 共同幹事長  
加那村議長 代表

C. 1961年5月10日より1961年8月21日折償交渉の共同幹事が行われ、3ヶ月にわたつて審議された補償額は下記の通りである。

自1950年7月1日 > 面積 5,104,023.11坪 地料 2,068,283.33\$  
至1951年6月30日

自1951年7月1日 > 面積 5,106,912.31坪 地料 1,933,011\$  
至1952年4月28日 計 4,001,294\$

D. 上記算定は布告26号に基く裁判土地并に裁量地を上回ることを出来ぬ。又布告26号によつて既に支払われていない13,600\$を上記金額から差し引かれる。よつて今回の折償によつて実際の支払われる金額は、5,106,912.31坪の布告26号によつて確認された面積に對し、28,652,945\$が支払されることになる(双方の折償に對しては、28,652,945\$と成つて113)

E. 更に琉球側委員は布告26号より脱線して地料支払がなされていぬ面積を3,000エーカー(5.30万坪)に對して地料の請求がなされ、これに對しては各市町村毎に協議の上、逐次上記算定に基いて支払われることになり、既に調査資料を整備されている。琉球側委員は上記に基く地料を350,000\$と推定している。

F. 上記期間に於ける地上物件、建築物、立木等の補償に對しては調査資料の調査が完了することになり、算定基準表が巨から出され、且下琉球側委員と交渉中である。それに対する琉球側委員の補償推定額は約750,000\$である。

地料 2,865,294\$  
350,000\$ (未確認の分推定)  
地上物件 750,000\$ (未確認)  
計 3,965,294\$

以上4W/1950年7月1日~1951年4月28日間の補償折償の結果であります。

(2)

A. 1961年4月6日キヤラウエイ高等弁務官声明の要約

1945年8月15日から1950年6月30日まで、米国の使用に供した補充兵  
1945年8月15日から1950年4月30日まで、米国の個人財物の損害に及ぼした  
する補償請求について審議検討すること  
上記の審議に際しては、法的義務を負合し、交戦の約束をするとの  
でもなく、高等弁務官が国防長官の承認に附する天の約束である。

B. 上記声明に基いて1961年5月10日より審議を重ねるが、国連決議中である。此の  
今までの間に、殆んどは出来ぬ。審議決定されて、審議決定として発表される  
まで、公表することには双方の承諾を得る。高等弁務官に対する勧告書を送  
付することが出ると予想している。

アジア局長  
審議官

事務参事官

北東アジア課



那第311号

昭和37年3月27日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

講和前補償問題(キヤラウエイ委員会)  
の全面妥結について

さる3月23日土地裁判所において、講和前補償に関して  
いわゆるキヤラウエイ委員会が開かれ、当問題の全面的妥結  
がみられたが、琉球政府法務局長(同委員会の琉球側議長)  
の説明によると、その概況は次のとおりであるので報告する。

記

1 講和前補償問題の経緯

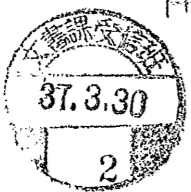
講和発効前の米軍による損失の補償は、1955年から  
問題となり、琉球政府法務局が中心となつて関係資料を整  
備し、アメリカ政府および日本政府に訴えたが、平和条約

第19条(請求権の放棄)および施政権問題等からその補償  
責任の所在は明らかでなかつた。(本土政府は1957年見  
舞金の形で10億を支給した。)

そこで琉球側は、「最終的補償責任がアメリカ政府または本  
土政府のいずれにあるかはアメリカ政府と本土政府が協議の  
上決定すればよい。いずれにその責任があるにしろ当該補償  
は行なわれるべきである。」との考えを基礎として対米接衝  
の方針を固め、ヘメンデガー弁護士を代理人として米政府  
および米国会に働きかけたところ、賠償実現の可能性がみ  
られたので、1960年1月27日講和前損失の補償請求書  
を琉米合同土地諮問委員会に提出した。

一方米国本土においては1960年8月31日下院にいわ  
ゆるジャッド法案(対日平和条約発効前における合衆国軍隊  
の行為から生じた民間人の身体および財産補償のため琉球政  
府に補償金を支払う権限を与える法案)が提出されて、講和  
前補償に関する米側動きが顕在化し、遂に1960年1  
1月9日のブース高等弁務官の声明(1950年7月1日か  
ら52年4月27日までの土地および物件に関する損失補償  
を行なう旨のもの。)および1961年4月6日のキヤラウ

総  
理  
府



日 覧 本 号  
並 北 0076

エイ高等弁務官の声明(1945年8月16日から52年4月27日までの人身侵害および1945年8月16日から50年6月30日までの物件損害の補償請求を全面的に審議する旨のもの。)をみるに至り、これらの声明をもとにしてブース委員会およびキヤラウエイ委員会が設けられて1961年5月10日以来審議を重ねた結果、キヤラウエイ委員会はさる3月23日全面的妥結をしたのである。(ブース委員会は61年8月29日に妥結した。)

2 妥結内容

(1) ブース委員会関係

(ア) 構成メンバー米側6名、琉球側6名(民政府発行プレス。リリース61年5月4日付第1726号によると米側、キング民政府土地裁判所長外3名・琉球側久員法務局長外5名)

(イ) 審議内容 1950年7月1日から52年4月27日までの土地および物件損失に関する補償請求

(ウ) 妥結月日 1961年8月29日

(エ) 妥結金額 200万ドルから400万ドル(プレス。リリース62年1月3日付第2118号によると380

万ドル。)

(オ) 米側側の説明によると、当委員会関係の損失補償は予算とは無関係で地主の確認、関係書類の完備次第琉球政府に支払われるとのことであり、すでにその一部の支払いがなされている。(前記1月3日付プレス。リリースによると約13万6000ドルの支払いがなされていることになる。)

(2) キヤラウエイ委員会関係

(ア) 構成メンバー米側5名琉球側4名(前記61年5月4日付プレス。リリースによると米側キング土地裁判所長外4名、琉球側久員法務局長外3名)

(イ) 審議内容 1945年8月16日から52年4月27日までの人身侵害および45年8月16日から50年6月30日までの土地および物件損失に関する損失補償(1945年8月16日から52年4月27日までの水利権、漁業権に関する損失補償等を含む。)

(ウ) 妥結月日 1962年3月23日

(エ) 妥結金額 2,000万ドルから4,000万ドル(妥結金額に巾があるのは、当委員会における妥結金額

総  
理  
府

額は高等弁務官・国防長官さらに米国議会によつて修正される可能性があることによる旨の説明がなされた)  
なお、妥結した損失補償(物件補償)には、家屋、立木・墓などの補償も含まれている。

(4) 当委員会関係の補償は、高等弁務官・国防長官の決裁を得て、米国議会において立法化されてはじめて実現するものであるが、金額に変動があつても補償そのものが実現されることは間違いないと思われる。

3 (当該補償の本質に関する米国側の考え方)米国側は、講和前補償については一貫してその補償責任を否定しており、当該補償支払についても、補償責任を本来的に是認したのではなく、公平上の原則から(即ち、損失を受けたものと受けなかつたものとの不公平を是正するために)行なうものであると解しているようである。

#### 4 備考

以上の補償金はすでにその一部(ブース委員会関係)が琉球政府に支払われており、琉球政府(法務局)も、一般に対する支払手続の準備(法案の準備・支払手続の検討等)をすすめているが、さらに、当補償金を無計画に消費

することなく生活充実に資するよう十分な指導を行なう意向である。

(写送付先) 外務省アジア局長

総  
理  
府

取扱注意

寫

アジア局長  
審議官  
総務参事官  
北東アジア課長

那第321号  
昭和37年3月30日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

講和発効前補償審議委員会(キヤラウエイ  
委員会)の報告書(写)の送付について

講和前補償委員会(キヤラウエイ委員会)における全面妥  
結については、昭和37年3月27日那第311号書信によ  
り報告したところであるが、関係筋から同委員会の高等弁務  
官宛報告書(写)を入手したので送付する。その内容の詳細  
(殊に数字)は未決裁事項であるので取扱いに注意されたい  
旨関係筋から申し入れがあつたので念のため申し添える。

なお、関係筋の話によると、「同委員会の審議において妥  
結に困難を感じたのは、①海面漁業に関する補償 ②土地賃  
貸料の決定 ③米価の決定 ④通貨換算率の決定であり、比

較的に容易であつたのは人身侵害に関する補償であつた。」  
とのことである。

(写送付先) 外務省アジア局長

総  
理  
府

37.4.-5

37.4.4  
322

回覧番号  
1034

(東文社納)

188



琉球列島米軍政府  
APO 331

HQS-1-LT

1961年3月21日

主 題: 講和発生前補償審議委員会報告

宛: 琉球列島高級弁務官

1. 参 照:

1961年4月6日付高級弁務官の指示を参照する。

2. 上記参照の指示に従って高級弁務官によつて任命された資格ある米国民及び構成する委員及び琉球政府行政主席によつて任命された資格ある琉球人で構成する委員は琉球の講和発生前補償請求の全体の問題に關し、琉球政府、団体及び個人との協議を含む審議を行つた。その一節として同合同琉米委員会に該請求に関する案を呈し、分析した。これによつて本委員会の終局的詳細及び勧告を提出する。

3. 会議回数:

本委員会は 1961年5月10日より 1961年12月29日まで4回、19回に亘つて会議を開いた。

4. 審議の方法及び請求の種類:

請求者代表が詳細に亘つて収集した請求の証拠書類に対しては、可能な限り直ちに検分がなされた。人身侵害、死亡、財産及び不動産の損害に対する請求は、請求者及び琉球警察の証拠書類によつて立証されている。不動産の使用量に關する請求は、関係土地を米合衆国が使用し又占有したことを証明する口頭及び書類上の証拠で立証されている。検討された請求には、1945年8月16日より 1950年6月30日までの間に米合衆国が土地を使用し又損害を与えたことに対する請求と、1945年8月16日より 1952年4月27日まで、米合衆国の行為によつて個人の財産、操業権に与えたる損害又人身侵害及び死亡の請求が含まれている。

5. 琉球側委員の权限:

琉球政府行政主席に任命された委員の外に、桑江朝幸氏が琉球政府立憲院の代表として審議に参加した。なお、琉球側の全委員は請求者から委任を受けている。

6. 同意事項:

請求の事実上の検討にかゝる前、琉球側委員とアメリカ側委員との間に下記の事項に關して意見が一致した。

a. 度量衡表:

(1) 1斤	=	1.328 ポンド
(2) 1升	=	2.5 斤 = 3.307 ポンド
(3) 1石	=	117.924 B.F.
(4) 1坪	=	36 平方フィート
(5) 1.224坪	=	1 エーカー
(6) 1反	=	300 坪

b. アメリカ合衆国は講和発生前の請求の件に關する処置又は配分による費用又は義務の一切を負担しないこと。

c. 但し、アメリカ合衆国の請求に対し見舞金を支払つた場合、琉球政府はアメリカ合衆国に費用を掛けないでその配分を実施する。

d. 米合衆国が 1946年12月31日以前に使用した土地に對しては使用料を考慮しない。これは当時戦争によつて疎用された住民が自分の土地に歸つておらず、この期間は終戦の整理の期間でありかつ農作物の生産がなかなかならなからである。農地的使用料のすべての算定基準は作物の生産量による。

e. 土地に對する損害を算定する基準は米合衆国が該土地を収用した時の現状に復元する費用であること。復元費用が地価を超過する場合、その地価が損害補償の算定基準となる。

f. 通貨の換算率は 50 日圓対 1 ドルである。



8. 白米1升当りの売買価格が1947年において¥0.0848であり、1948 - 1950年間は¥0.7681である。

7. 農地の使用料算定基準:

農地の年間収益を算定するため、土地はまず田と畑に類別し、作物の生産高によつて1等から5等までの等級をつけた。生産率に関しては3等を100%とし、1等を120%、2等を105%、4等を72%、および5等を60%とそれぞれの率を定めた。年間利用率は178%である。副産物の追加収入がある。

田の3等の白米当りの収穫高(単位は升)は11の生産地域に区分して次のとおりとなつてゐる。

(年産別田3等田1期作反当り収量表)

1955	1952	1951 - 1949	1948 - 1947
75	133.3	101.6	83.5
170	129.5	98.7	83.1
165	125.7	95.8	80.6
160	121.9	92.9	78.2
155	118.1	90.0	75.8
150	114.3	87.1	73.3
145	110.5	84.2	70.9
140	106.7	81.3	68.4
135	102.9	78.4	66.0
130	99.1	75.5	63.5
125	95.2	72.6	61.1

1947年 - 1952年までの収穫高を算定する場合において、次の減少率を採用した。

- 1954 - 1952年 1955年の 76.2%
- 1951 - 1949年 1955年の 58.06%
- 1948 - 1947年 " 48.88%

従つて各年の年間坪当りの算定方法は各年の1期作の反収 × 利用率 × 副収入 × 白米価格 × 収益率 ÷ 300坪。この算定方式によつて田3等の年間坪当りの使用料が算定される。

田3等の年間使用料は田3等の65%とみている。

田3等地の平均年間使用料は1955年より1947年までの間の減少した収穫高のパーセントをとり、又白米の調整価格をもつて算定した。津尾郡農に於ける1955年の反当り平均収穫高は150升である。

畑3等地の使用料は前条と同様に算定した。田3等地の使用料を基準とし、85%平均収穫率を採用した。

8. 農地以外の土地:

農地以外の土地の使用料算定方式は以下のとおりと意見の一致をみた。

a. 原野:

- (1) 1等: 同地域にある畑5等の地代の50%
- (2) 2等: 同地域にある原野1等の70%

b. 山林:

- (1) 1等: 同地域にある畑5等の地代の33.3%
- (2) 2等: 同地域にある山林1等の地代の70%

c. 特殊地域:

- (1) 同地域の宅地2等の50%

d. 保家林:

- (1) 山林1等と同額

e. 池沼, 沼池, 雑草地 - 宅地2等と同額

f. 農地, 押作 - 原野1等と同額

8. 公用地、塩田 - 地租I等と同額

h. その他(非細分地) - 同地域の畑5等と同額

8. 宅地:

宅地の使用料は旧那覇市の場合、坪当り1959年度平均使用料  
#3,0012の一定のパーセントとし、又他の市町村に存在する宅地は  
#0,5209と決定した。1950年度の使用料は、まず上記1959年度の使用  
料を各3年ごとに23.8%減少して割り出した。1949年、1948年及  
び1947年度の年間使用料は1950年度の使用料を毎年7.9%を減じて算定  
した。

10. 水利権の損失:

土地に附随する水の損失に伴う土地に対する損害は同土地を田から畑  
に変更する場合に生ずる費用を計算し、それに田及び畑の売買価格の差額を  
加算した。

11. 立木

作物の損失より生ずる損害は同作物の売買価格より生産費を差し引い  
て残る額であると決定した。

果樹、桑、茶、立木竹に対する損害は果樹又は立木の売買価格から消  
費しない生産費を差し引いて残る額であると算定した。

薪炭材の損害は損失の時の売買価格であると算定した。

建物の使用料は同地域の類似する建物の平均使用額である。

破壊された建物はそれの破壊された時の売買価格である。

井戸、溝、溜池、石堰、貯水タンク、製糖工場はこれら破壊された現  
状に復元する費用である。

滅失地の補償はその土地が滅失したときに相当する額である。

建物移転費は実際<sup>に</sup>合理的な移転費用である。

12. 海面浸漬:

海面浸漬の補償は沿岸浸漬に限定し、沿岸浸漬における浸漬の  
実際の損失に限った。公海における浸漬の損失による損害補償は考慮しない。

上記の件に包含する浸漬の教、設備、地域及び期間は次のとおりで  
ある。

氏名	使用した 船の数	浸漬の 日数	損害額	浸漬期間
伊江漁業組合	35	68	¥ 78,640	6年と4カ月
正徳本	9	18	35,358	"
仲里村漁業組合	59	130	116,657	4カ年
三城三郎	4	24	25,562	4カ年
濱添花村漁業組合	60	196	117,282	4カ年と10カ月
与那岐村伊新組合	3	28	16,811	6年と4カ月
北谷村漁業組合	30	73	102,131	"
鏡谷村漁業組合	27	103	88,915	"
勝江村漁業組合	16	48	17,225	"
合計	248	712	¥ 562,607	

現存する証拠書類は外台衆議院請求者の上記沿岸浸漬地域における  
浸漬を制限し又該損害を与えたことを立証する。本台調査は沿岸地域の浸  
漬、浸漬の売買価格及び経費が年ごとに変動するため、実際の損害額を正確に  
算出することができなかった。又その理由には浸漬の売買が殆んどなかつ  
たことにもある。

13. 残地補償:

残地補償はその実際に蒙った損害で算定する。

14. 不法行為による財産損害:

不法行為による一般の財産損害はその損害を与えたときの修繕又は  
復元する行為の実際の費用である。

15. 生命身体の損害:

2. 本委員会は生命身体の損害を評価するため、成人勤労者で民間雇用の標準平均収入日額を男が 1.52、女が 0.98、それから単雇業者と自家営業者を 1.50 として採用した。収入日額が 3.80 を超えるときは 3.80 とし、葬祭料の日額は 2.94 を超えるときは 2.94 とした。幼児の基準収入日額は 0.82 とした。就学児童及び生徒は 0.98、大学生は 1.14、妻は 0.98、失業状態にある成人は 0.98 とした。これらの基準収入日額に幼児、主婦、失業者の場合を除いて、1958 年における平均賃金である。被害の割合は平均賃金を採用した。採用した補償額算定基準は次のとおりである。即ち、基準収入日額 × 1,000 日分の額に配偶者に対して 1日 27.3 仙、そして 18 才未満の子、不妊患者及び妊娠を授けたいる文世に対して 1日 14.6 仙を加算する。

3. 死亡の場合、遺族に對して葬祭料として被害者の基準収入日額の 50 日分に相当する額と限定した。

4. 身体傷害は基準収入日額に身体傷害のため就業できない実際の日数を乘じた額の 80% とする。

5. 身体障害又は永久的な損傷は障害の激烈又は程度によつて 14 の等級に定めた。

- 第1級 - 最高の損害補償期間 1,340 日分 × 日々の賃金。
- 第2級 - 1,190 日分 × 日々の賃金
- 第3級 - 1,090 日分 × 日々の賃金
- 第4級 - 920 日分 × 日々の賃金
- 第5級 - 790 日分 × 日々の賃金
- 第6級 - 670 日分 × 日々の賃金
- 第7級 - 560 日分 × 日々の賃金
- 第8級 - 450 日分 × 日々の賃金
- 第9級 - 350 日分 × 日々の賃金

- 第10級 - 270 日分 × 日々の賃金
- 第11級 - 200 日分 × 日々の賃金
- 第12級 - 140 日分 × 日々の賃金
- 第13級 - 90 日分 × 日々の賃金
- 第14級 - 50 日分 × 日々の賃金

6. 負傷又は疾病にかゝつたものが有職者であつた場合は基準収入日額に次のとおり加算した。

- 第1-3級 - 1日 0.56
- 第4-7級 - 1日 0.49
- 第8級 - 1日 0.49
- 第9級 - 1日 0.15

7. 療養費に關しては、1948 年 3 月 31 日までは葬料であつたが日額 28 セントに定めた。自宅療養の場合は日額 14 セントにした。入院料は 1948 年 3 月 31 日から即ち、葬料停止の翌日から日額 75 セントにした。通院治療は日額 57 セントにした。又その他の経費として 13 セント加算した。

8. 被害者が被傷者によつて死亡した場合は、損害賠償額は療養費、休業補償費、遺族補償費及び葬祭料を加算した額を見積られた。

9. 強かん補償金は基準収入日額 × 500 日分 + 療養費として、又身体傷害の場合は休業 + 永久障害 (若しあつた場合)、強かん致死の場合は葬祭料及び遺族補償費を加算する。

16. 委員会決定:

a. 本委員会は利用できる証拠及び事案を調査研究した結果、1947 年 1 月 1 日より 1950 年 6 月 30 日までの間アメリカ合衆国は下記に述べる請求の土地を無償使用料を要しないで使用し、占有したと決定する。

年 度	坪 数	エーカー数
1947	74,992,944	61,268.75
1948	61,321,238	50,099.05
1949	57,262,773	46,783.31
1950	54,943,393	44,882.39

意見の一致を見た算定方式に基づき上記に述べた土地を復元し占領した期間における通正使用料は 14,939,539 である。

**b. 復元補償:**

(1) 西原飛行場。本委員会はこの地域において米台が田か、損害した土地を復元する費用は 755,623.00 であると決定する。

(2) 採石、舗装、地均し等によつて損害を受け、1952年4月27日以前に解放した土地は 3,158,524.75 坪で、その通正な復元補償額は 608,298.76 である。

(3) 上記(2)に該当し、1952年4月28日以後に解放した土地は 971,365.65 坪で、その通正な復元補償額は 1,064,798.95 である。

**c. 水利権損失:**

(1) 高瀬村においてアメリカ軍は 1952年4月27日以前約 41.65 エーカーの土地を灌漑するため利用され、又家庭用にも用いられた水塔を全部無償で占有した。同水塔地の流れは通常1日平均 1,000,000 ガロンである。雨期には平均 2,000,000 ガロンの流れである。

本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売買価格の減額並びに飲料水の損失によつて 34,882.70 に相当する損害を受けたと決定する。

(2) 知念村においてアメリカ軍は 1952年4月27日以前請求者が灌漑用、飲料水用、発電用、並びに水力精羊用として使用していた水塔地を無償で占有した。水塔地の流れは通常1日平均 500,000 ガロンで雨期に入るとこれが 1,000,000 ガロンに達する。

本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売買価格の減額、水不足による生産の減少並びに水力と飲料水の損失によつて 15,494.30 に相当する損害を受けたと決定する。

**d. 生命身体の損害:**

アメリカ軍は要員によつて琉球住民が生命及び身体に損害を受けて来た補償されていない件は 825,471.77 に相当すると見積つた。

これらの身体損傷及び死亡は交通事故、飛行機事故、弾薬の爆破、ガソリンの爆発、発着による暴行、暴行傷害、飲料水の不足による毒入れ、強かん、船舶の事故等によるものである。

1948年8月に伊江島岸壁において弾薬を積んだ LOR 船が爆発し、103名が死亡し76名が重傷を受けた。那覇において軍飛行場から補助タンクが落ちるのを死させた。

生命身体の損傷の件は証拠書類によつて立証され、棄失であると思われる。

1945年8月16日より1952年4月27日までの間、アメリカ軍は要員によつて死亡し負傷された人員は以下の通り:

- (1) 死亡 - 346. 事故、強かん、身体に対する暴行など。
- (2) 負傷 - 382. 爆破、暴行、事故等。

被害者に対し、6,654.5に相当の見舞金が合衆国機関から支給された。見舞金は損害補償要求額から差し引かれた。

**e. 物件:**

立木の被害は 118,749.42 坪であり、それに対する損害補償額は 5,019.00 である。

果樹、桑の木、茶の損害面積は 1,048,778.68 坪で損害補償額は 431,066.00 である。

占有された建物は604棟で適正使用料は 73,908.00.

建物破壊は 255棟で適正補償額は 610,982.00.

破壊された井戸は 1,382で基は941, 溜池は 52, 石垣は 1,994件, 貯水タンクは 7,219件でその損害額は 1,193,914.00である.

潮又は水力によつて流された土地の面積は 42,259.5坪で損害額は 230,469.00である.

製糖工場2棟が破壊され, 損害額は 8,376.00である.

沿岸漁業権の制限によつて損失は 562,607.00の損害を受けた.

アメリカ合衆国の土地を収用したことによつて建物 3,761棟が移転され, その適正移転費は 219,259.00である.

残地補償は 31,186坪の土地に相当し, その補償額は 13,293.00である.

住宅, 商業ビル等に対して弾薬の不法発射又は飛行機事故によつて損害を受けた件数は 257件でその損害額は 80,097.00である.

17. 概況:

本委員会は利用できない証拠によつて請求者の損害をうけて未だ補償されていない項目は下記の通りであると信ずる.

1. 土地使用料	14,939,539.00
2. 償還補償	2,518,718.71
3. 木利権補償	50,377.00
4. 身体損傷及び死亡	831,082.69
5. 立毛	5,019.00
6. 果樹, 桑, 茶	431,066.00

7. 立木竹	81,468.00
8. 薪炭材	16,309.00
9. 建物使用料	73,908.00
10. 建物破壊	610,982.00
11. 井戸	111,281.00
12. 基	609,834.00
13. 溜池	65,569.00
14. 石垣	393,423.00
15. 貯水タンク	13,807.00
16. 減収地	230,469.00
17. 製糖工場	8,376.00
18. 沿岸漁業権補償	① 562,607.00 <del>549,587.00</del>
19. 建物移転	219,259.00
20. 残地補償	13,293.00
21. 不法行為による財産損害	80,097.00

合計

21,874,524.00

18. 審議した請求の裏付け証拠書類はあまりにも多いので本報告書に添付することかたきない。但し, 当該証拠書類は得られるし, 沖縄・那覇にあるその保管場所において琉球政府の占有にある。

ここに下記の書類を参照として添付する。

添付 1 - 装釘パンフレット, 『諸和発行前補償提案』, 258 ページ

添付 2 - 装釘パンフレット, 『毎日平和条約前米軍使用地復元』, 79 ページ, 1960年8月付

- 添付 3 - 巻釘パンフレット。"財産損害及び人身侵害死亡に因する請求の請求書"。86ページ
- 添付 4 - 巻釘パンフレット。"対日平和条約の損失補償請求額"。58ページ。1961年5月20日
- 添付 5 - パンフレット。"人身侵害及び死亡に対する追加請求"。
- 添付 6 - 巻釘パンフレット。"文相平和条約前の土地に関する請求(ヘメンデンカ代理人の要領書)"。1960年2月25日付。113ページ。

本委員会は上記性質の決定及び請求者が蒙った損害額を承認するよう勧告する。

日付 1962年3月21日

アメリカ側委員

ジョン P. キンダ 委員長  
 フリップ P. サントス  
 イュジン V. スラズリ  
 リチャード ローズ

琉球側委員

久貝 良 順 委員長  
 桑 延 朝 幸  
 牧 野 博 嗣  
 仲 本 英 彦



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
APO 331

HCRI-LT

21 March 1962

SUBJECT: Report of Pre-Peace Treaty Claims Review Committee

TO: High Commissioner of the Ryukyu Islands  
APO 331

1. Reference

Reference is announcement by the High Commissioner, dated 6 April 1961.

2. General Statement

Pursuant to directions in reference announcement, a committee of qualified United States citizens appointed by the High Commissioner, and a committee of qualified Ryukyuan citizens designated by the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands, undertook a review of the entire subject of the Ryukyuan pre-treaty claims, including discussions with the Government of the Ryukyu Islands, Ryukyuan organizations, and Ryukyuan individuals. As part of the review the joint Ryukyuan-American committee assembled and analyzed the facts concerning said claims. Submitted herewith is the committee's over-all evaluations and recommendations.

3. Number of Meetings

The committee met nineteen times from 10 May 1961 to 29 December 1961.

4. Method of Review and Types of Claims

As far as could be done, a personal inspection was made of the written evidence of claims, which had been assembled over a period of several years by the representatives of the claimants. The claims for personal injury, death, and personal and real property damage are supported by written evidence of the claimants and Ryukyuan police officials. The claims for real property rental are supported by oral and written evidence of United States war and occupation of the involved lands. The claims examined consisted of claims for the use of and damage to lands by the United States from 15 August 1945 to 1 July 1950, and claims for personal property, fishing rights, and personal injury and death, caused by the United States, from 15 August 1945 to 28 April 1952.

5. Authority of Ryukyuan Committee Members

In addition to the Ryukyuan members designated by the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands, Mr. Choko Kuwae participated in the review as a representative of the legislature of the Government of the Ryukyu Islands. Furthermore, all Ryukyuan members hold written powers of attorney from the claimants.

6. Agreements

Before actual examination of claims the Ryukyuan and American members entered into the following agreements:

HCRI-LT

21 March 1962

SUBJECT: Report of Pre-Treaty Claims Review Committee

a. Standard of local weights and measurements:

- (1) 1 Kin 1.328 pounds
- (2) 1 Sho 2.5 Kin 3.307 pounds
- (3) 1 Koku 117.924 board feet
- (4) 1 Tsubo 36 square feet
- (5) 1224 Tsubo 1 acre
- (6) 1 Tan 300 Tsubo

b. The United States shall incur no costs or liability whatever regarding the handling or disposal of the pre-treaty claims matters.

c. Provided the United States makes an ex gratia payment of the claims, the Government of the Ryukyu Islands will make the disbursements at no expense to the United States.

d. Rentals of land used by the United States prior to 1 January 1947 would not be considered because the peoples dispersed during hostilities had not returned to their lands; and furthermore, this was the period of post-war adjustment and there were no crops produced during this period. Crop production is the agreed basis for calculation of all rentals of agricultural lands.

e. The basis for estimating damage to lands is the cost of restoration of the land to the condition in which the land was at the time of taking by the United States. When the cost of restoration equals or exceeds the fee value, the fee value of the land will be the basis for computing damage.

f. The monetary conversion rate was agreed to be 50 "B" Yen to one United States dollar.

g. The market price of cleaned rice per sho was determined to be \$0.0246 for 1947 and \$0.7681 for 1948-1950.

7. Rental Formula for Agricultural lands

To find the annual income of agricultural lands, the lands were classified as wet and dry farm land, and graded from one to five in accordance with crop production. Grade three was adopted as 100%; grade one, 120%; grade two, 108%; grade four, 72%; and grade five, 60%.

The rate of crop production per year is 178%. Additional income is derived from by-products.

The annual yield of cleaned rice per sho, of first crop, grade three, wet farm land, per tan, throughout the eleven differing areas if production, is as follows:

Year 1955	Year 1952	Years 1951-1949	Years 1948-1947
175	133.3	101.6	85.5
170	129.5	98.7	83.1
165	125.7	95.8	80.6
160	121.9	92.9	78.2
155	118.1	90.0	75.8
150	114.3	87.1	73.3
145	110.5	84.2	70.9
140	106.7	81.3	68.4
135	102.9	78.4	66.0
130	99.1	75.5	63.5
125	95.2	72.6	61.1

21 March 1962

In estimating crop income from 1947 to 1952, a percentage decrease was adopted as follows:

- 76.2% of 1955 production rate for the period 1954 to 1952.
- 58.06% of 1955 production rate for the period 1951 to 1949.
- 48.88% of 1955 production rate for the period 1948 to 1947.

The formula applied to fix annual rental per tsubo is, therefore: Yield per sho per tan x utilization rate of 1.78 x by-products yield of 1.056% x price of cleaned rice x 0.38% of gross income divided by 300 tsubo. This formula will give the rental per tsubo per annum for grade three wet farm land.

The average rental of wet farm land grade three was calculated on a percentage of decreased yield from 1955 to 1947, and by the adjusted annual price of cleaned rice, because the average yield per tan per sho in Okinawa Gunto was 160 sho in 1955.

The rental of dry farm land grade three was calculated in the same manner as the preceding paragraph. The rental of wet farm grade three, and the average profit of 65% of wet farm grade three were used for the calculation.

#### 8. Non-Agricultural Lands

The rental formula for other than agricultural lands per tsubo was agreed to be as follows:

##### a. Range Land

- (1) Range land grade 1, 50% of the rental value of dry farm land grade 5 in the same area.
- (2) Range land grade 2, 70% of range land grade 1 in the same area.

##### b. Forest Land

- (1) Forest land grade 1, 33.3% of dry farm land grade 5 in the same area.
- (2) Forest land grade 2, 70% of forest land grade 1 in the same area.

##### c. Special Areas

- (1) 50% of the rental of building lot grade 2 in that area.

##### d. Forest Reserves

- (1) Same as forest land grade 1.

##### e. Swamp and Pool, Reservoir, Miscellaneous Land. Same as building lot grade 2 in the same area.

##### f. Tombland, Sacred Land. Same as range land grade 1.

##### g. Public Used Land, Salt Land. Same as building lot grade 1.

##### h. Other Land (Unsubdivided Land). Same as dry farm land grade 5 in the same area.

21 March 1962

#### 9. Building Lots

The rental for building lots was determined to be a certain percentage of the average 1959 rental per tsubo of \$3.0012 for old Naha City, and \$0.5209 for other shi-cho-son building lots. (Shi is city. Chi is town. Son is village.) The 1950 rental rates were first found by decreasing the rates by 23.8% for each three years. The rental rates for 1949-1948 and 1947 were then ascertained by decreasing the 1950 rental rate by 7.9% per annum.

#### 10. Loss of Water Rights

The damage to lands arising from the loss of water appurtenant thereto was estimated by finding the cost of converting the land from wet farm land to dry farm land, plus the decrease in the market price between wet and dry farm land.

#### 11. Growing Crops

The damage arising from lost crop was determined to be the market price of the crop less the cost of production.

Fruit trees, mulberry trees, tea plants, bamboo damage was estimated to be market value of plant or tree at time of destruction, less unexpended costs of production.

Firewood and charcoal materials was estimated to be the market price at time of destruction.

Rental of buildings was estimated to be the average rental for like buildings in the same area.

Damage for destroyed buildings was estimated to be the market price of building at time of destruction.

Damage for wells, tombs, reservoirs, stone walls, water tanks, sugar mills, was estimated to be the cost of restoration to the condition when damaged or destroyed.

Damage for collapsed or lost land (washed away by action of the sea) was estimated to be the fee value of the land at time of loss.

Building relocation expenses was estimated to be actual reasonable cost involved.

#### 12. Surface Fisheries

The damage arising from loss of fishing rights is confined to licensed inshore fishing. Damages arising from loss of fishing in international waters were not considered.

The number of persons, equipment, geographical areas and time involved is as follows:

Name	Number of Vessels Used	Number of Fishermen	Amount Claimed	Years Covered
1e Ass'n.	35	88	\$ 78,640	6 yrs. and 4 mos.

To be continued...



HCRE-LT

21 March 1962

SUBJECT: Report of Pre-Peace Treaty Claims Review Committee

Name	Number of Vessels Used	Number of Fishermen	Amount Claimed	Years Covered
Tokumoto TAKAMINE of Naha Shi	9	18	\$ 33,388.	-do.-
Nakazato-Shn Association	59	130	118,657.	"
Saburo TAMA-SHIRO of Itoman Cho	4	24	25,562.	4 years
Tonaki-Son Association	60	198	117,282.	3 yrs. and 10 mos.
Yonagusuku-Son Ikei Ass'n	3	25	16,811.	6 yrs. and 4 mos.
Chatan-Son Association	30	73	102,131.	6 yrs. and 4 mos.
Yomitan-Son Association	27	108	52,913.	-do.-
Katsuren-Son Association	16	48	17,223.	"
<b>TOTAL</b>	<b>243</b>	<b>712</b>	<b>\$ 562,607.</b>	

The existing evidence establishes that claimants have been excluded by the United States from fishing in the inshore areas above described, and have suffered the losses arising from said exclusion. The committee could not find exactly the amount of actual loss sustained because the fish-catch from inshore areas of the ocean, the sale price of the catch, and costs of fishing vary from year to year, and also because fishing licenses were seldom, if ever, sold by the owners.

13. Severance damage to lands was estimated to be the actual damages sustained.

14. General property damage arising from tortious acts was estimated to be the actual cost of repair or restoration of the property at the time of damage.

15. Personal Injury and Death

a. The committee, to estimate damage arising from personal injury and death, adopted a standard average daily wage of \$1.52 for an adult male private employee, \$0.98 for adult female private employee, and \$1.56 for military employee and self-employed. Incomes in excess of \$3.80 were considered to be \$3.80. When the amount of daily funeral expenses exceeds \$2.94, it shall be fixed at \$2.94. Income of infant was set at \$0.82 per day, school children \$0.98 per day, college students \$1.14 per day, wife \$0.98 per day, and unemployed adults \$0.98 per day. These amounts represent the daily average wage during 1958, except for infants, housewives, unemployed. In the latter case the daily average wage was adopted. The formula is: Average daily wage x 1,000 day, plus 27.3 cents per day for dependent spouse, and 14.6 cents per day for a surviving minor dependent less than 18 years of age, for a deformed or disabled child, and for dependent parents.

HCRI-LT

21 March 1962

SUBJECT: Report of Pre-Peace Treaty Claims Review Committee

b. Funeral costs to the bereaved survivors was fixed at 60 days standard wage or income of the deceased.

c. Personal injuries: 80% of the amount obtained by multiplying average daily wage or income x actual days physically unable to work.

d. Physical handicaps or permanent damages were graded from One to Fourteen, according to severity or degree of disability.

Grade One: Maximum recovery period of 1,340 days x daily wage

Grade Two: 1190 days x daily wage

Grade Three: 1,050 days x daily wage

Grade Four: 920 days x daily wage

Grade Five: 790 days x daily wage

Grade Six: 670 days x daily wage

Grade Seven: 560 days x daily wage

Grade Eight: 450 days x daily wage

Grade Nine: 350 days x daily wage

Grade Ten: 270 days x daily wage

Grade Eleven: 200 days x daily wage

Grade Twelve: 140 days x daily wage

Grade Thirteen: 90 days x daily wage

Grade Fourteen: 50 days x daily wage

e. Where the injured was employed, an additional sum was added to certain degrees of permanent physical damages as follows:

Grades One to Three, \$0.56 per day

Grades Four to Seven, \$0.49 per day

Grade Eight, \$0.29 per day

Grade Nine, \$0.15 per day

f. Hospitalization costs, although free of charge prior to 31 March 1948, were fixed at 28 cents per day, and home treatment was fixed at 14 cents per day. From 31 March 1948, or end of free medical treatment, hospitalization costs were fixed at 75 cents per day, plus 28 cents per day as additional expenses. Outpatient or home treatment expenses were fixed at 57 cents per day, plus 14 cents per day as additional expenses.

g. In the event the injured died from said injuries, the damage was estimated to be cost of medical treatment, plus compensation for loss of wage, plus bereaved family costs, plus funeral costs.

h. The damage arising from rape was fixed at daily wage x 500 days, plus cost of medical treatment, and in case of physical injury, compensation for loss of wages, plus permanent disability damages, if any. In the event of death arising from rape an additional amount is added for funeral rites and bereaved family compensation.

16. Findings of the Committee

21 March 1962

a. The committee, after examining, analysing, and reviewing the available evidence and acts, finds that between 1 January 1947 and 1 July 1950 the United States used and occupied claimants' lands, without payment of rentals as follows:

<u>Year</u>	<u>Tsubo</u>	<u>Equivalent Acres</u>
1947	74,992,944	61,268.75
1948	61,321,238	50,099.05
1949	57,262,766	46,783.31
1950	54,943,393	44,888.39

and that a fair rental for these lands during the time used and occupied, based upon the agreed formula, is the sum of \$14,939,539.00.

b. For restoration compensation:

(1) Nishihara airfield. The committee finds that the cost of restoring the land in this area damaged by the United States is \$755,623.00.

(2) The area of lands damaged by quarrying, hard surfacing, grading, etc., and released prior to 28 April 1952, is 3,180,218.75 tsubo. The fair cost of restoration is the sum of \$698,296.76.

(3) The area of lands damaged by quarrying, hard surfacing, grading, etc., and released after 28 April 1952, is 971,365.65 tsubo. The fair cost of restoration is the sum of \$1,064,789.95.

c. Loss of water rights.

(1) At Takamine-Son the United States, without compensation, prior to 28 April 1952 appropriated the entire flow of a water point, which had formerly been used to irrigate approximately 41.65 acres of land and to supply water for domestic purposes.

The average normal flow of the water point is 1,000,000 gallons per day. During the rainy session the average daily flow is 2,000,000 gallons.

The committee finds that the claimants have suffered damages in the sum of \$34,882.70 from converting said lands from wet farm land to dry farm land, from the loss of market value of lands, and from the loss of domestic water.

(2) At Chinen-Son, the United States, without compensation, prior to 28 April 1952, appropriated the flow of a water point, which had been used by claimants for irrigation, domestic use, to generate electricity, and to provide hydraulic power for a small rice cleaning mill. The average daily flow of the water point is 500,000 gallons, which increased to 1,000,000 gallons during the rainy season.

The committee finds that the claimants have suffered damages in the sum of \$15,494.30 from converting wet farm land to dry farm land, from the loss of market value of lands converted, from decreased production due to lack of water, from the loss of hydraulic power and from the loss of domestic water.

d. Personal Injury and Death.

Uncompensated personal injuries and deaths caused by United States personal to Ryukyans, the committee estimates to be \$831,032.69.

The injuries and deaths arose from traffic accidents, air-

21 March 1962

craft accidents, explosions of ammunition, explosions of gasoline, physical attacks with dangerous weapons, assault and battery, accidental poisoning of water supply, rapes, and ship accidents.

In August 1948 an ICT loaded with ammunition exploded at Ie Jima wharf; 103 persons were killed immediately, and 77 persons were seriously wounded.

An auxiliary tank fell from a military aircraft, killing nine persons in the city of Naha.

The death and injury cases are supported by written evidence, and are believed to be true.

From 15 August 1945 to 28 April 1952 the following were killed and injured by United States personnel:

(1) Killed, 346. By accidents, rape, personal violence, etc.

(2) Injured, 382. By explosions, personal assaults, accidents, etc.

Solatia payment in the sum of \$6,804.55 was given to the victims of the ICT explosions by United States organizations. The solatia payment has been deducted from the total amount of damages sustained.

e. Improvements.

Growing crops were destroyed on 118,749.42 tsubo of land, causing damages in the sum of \$5,019.00.

Fruit trees, mulberry trees, tea plants, were destroyed on 1,048,778.68 tsubo of land, causing damages in the sum of \$431,066.00.

Standing trees, bamboo, firewood and charcoal material totalling 139,177.10 koku (16,412,320.34 board feet) were destroyed, causing damages of \$99,867.00.

Six hundred and four buildings were occupied, having a reasonable rental of \$73,908.00.

Three thousand two hundred and fifty-five buildings, having a reasonable value of \$610,982.00, were destroyed.

There were 1,332 wells, 941 tombs, 52 reservoirs, 1994 stone walls and 219 water tanks destroyed, causing damages in the sum of \$1,193,914.00.

Lands were eroded and lost from tidal and water action in the amount of 42,259.5 tsubo, causing damage in the sum of \$236,469.00.

Two sugar mills, having a reasonable value of \$8,376.00 were destroyed.

Inshore fishery losses caused by the areas being closed to fishermen damaged the affected persons in the sum of \$562,607.00.

Due to requisition of lands by the United States, 3,751 buildings were moved to other locations at a reasonable expense of \$219,259.00.

Severance damages to 31,136 tsubo of land created a loss of \$13,293.00.

21 March 1962

There were 257 instances of property damage to residences, business buildings etc. from accidental explosions of ammunition, aircraft accidents, etc., which caused damages in the sum of \$80,097.00.

17. Recapitalation:

The committee finds, from available evidence, that the claimants have suffered damages, for which compensation has not been made, as follows:

1. Land rentals	\$14,939,539.00
2. Restoration of lands	2,518,718.71
3. Water rights	50,377.00
4. Personal injury and death	831,032.69
5. Growing crops	5,019.00
6. Fruit trees, mulberry trees, tea plants	431,066.00
7. Standing trees and bamboos	81,468.00
8. Firewood and charcoal material	18,399.00
9. Rental for buildings	73,908.00
10. Buildings destroyed	610,982.00
11. Wells	111,281.00
12. Tombs	609,834.00
13. Reservoirs	65,569.00
14. Stone walls	393,423.00
15. Water tanks	13,807.00
16. Collapsed and destroyed lands	236,469.00
17. Sugar mills destroyed	8,376.00
18. Loss of inshore surface fishing	562,607.00
19. Removal and relocation of buildings	219,259.00
20. Severance damage	13,293.00
21. Property damage from tortious acts	80,097.00

Total damages

\$21,874,524.40

18. The supporting documentary evidence of the claims reviewed is so voluminous that it cannot be attached to this report. However, all of said written evidence is available and in the possession of the Government of the Ryukyu Islands at its storage place in Naha, Okinawa.

Attached hereto as reference are the following inclosures:

Incl 1 Bound Pamphlet, "Proposal for Pre-Peace Treaty

Incl 2 Bound Pamphlet, "List of Areas of Lands Used by the United States . . .", dated March 1960, 79 pp.

Incl 3 Bound Pamphlet, "Inclosures 'D' Claims for Property Damages and Personal Injury or Death . . .", 86 pp.

Incl 4 Bound Pamphlet, "Claimed Amount for Damage and loss . . .", dated 20 May 1961, 58 pp.

Incl 5 Unbound Pamphlet, "Additional Proposals for Compensation Claims for Injury and Death . . . . "

Incl 6 Bound Pamphlet, "The Pre-Treaty Ryukyus Land Claims" (Petition and brief submitted to the Secretary of State and the Secretary of Defense of the United States on behalf of the Okinawan Association to Acquire Compensation for Damages Prior to Peace Treaty), dated 2 February 1960, 113 pp.

21 March 1962

The committee recommends that the findings of the nature and amount of damages sustained by claimants be approved.

Respectfully submitted this 23rd day of March, 1962.

United States Members:

JOHN P. KING, Chairman

PELIPE T. SANTOS, Member

EUGENE B. SLATTERY, Member

RICHARD ROSE, Member

Ryukyuan Members:

RYOJUN KUGAI, Co-chairman

CHOKO KUWAE, Member

HIROSHI MAKINO, Member

IEI WAKAMOTO, Member

資料(1)

一九六〇年十一月九日

民政府海外報道局

ブリス高等弁務官の声明

一九五〇年七月一日から日本との平和条約が知らされた一九五二年四月二十八日に亘つて米軍が使用した琉球の土地に關する土地所有者のめる補償請求に對する配慮並びにその解決を行なう権限が私に与えられたことが決定したとの十一月六日付の米國政府からの通達を發表することを喜びとしております。

この決定は土地諮問委員会の琉球側委員から民政府に提出され、その後、一九六〇年六月十四日私がワシントンに送付した陳情書が検討されたことにいくぶんよるものであります。

「その他前述の期間以前の補償請求権(クレーム)は今なお米國政府によつて検討されております」。

一九五〇年より五十三年にわたる期間の補償請求は民政府布告第二十六号の規定にもとづいてのみ支払うべく決定されたのであり、その布告の規定によれば一九五〇年七月一日及びそれ以後、米軍に接收された土地は賃借について、の然契により米國にその賃借権が与えられている。このよくな決定がなされたのは接收された建造物、墓、農作物、楠木等並びにその後所有者に返還された土地を一九五〇年七月一日或いは接收された日、何れか後の日の状態の復元(又はそれに代る損害補償の支払ひ)に伴う公平な補償を考慮しなければならぬとの公正な埋田に基くものである。

補償請求書の受理並びにその問題解決に必要な手続は近い将来、土地諮問委員会に於いて審議されるのであります。

これらの方法は民政府と琉球政府の間に於いて正式に決定される。

資料(2)

一九五一年四月二十五日  
高等弁務官発表

発表の全文

この度高等弁務官室が講和条約発効前の補償請求について、琉球側の請求者、その代理人及び琉球政府と全面的に審議することを発表することは私の欣快とするところであります。この審議の目的は、この件に関するすべての事実を取り集め、検討し、その総合的な評価と勧告を国防長官に提出するためであります。

審議する請求事項は昨年の春、土地諮問委員会の琉球側委員より高等弁務官に提出された請求書に参照されているもので、高等弁務官より国防長官にその考慮を得るために送達されたものであります。請求事項は日本の降伏の日、即ち一九四五年八月十五日より一九五〇年七月一日までに於ける土地の便用と損害、及び日本降伏の日より講和条約発効期日、即ち一九五二年四月二十八日までに於ける個人的傷害と死亡に関する請求を含むものであります。一九五〇年七月一日より一九五二年四月二十八日までに於ける土地の補償請求の処理は依然として一九六〇年十一月九日附きの高等弁務官発表に基いて決定されたのであります。

これらの補償請求を審議し、且つ評価するに際し、米國はその解決、補償の支払い、又はその他の処理に対する法的責任は一切負はないばかりでなく、又何にも約束するものではありません。請求の審議は琉球の施政権を有する米國が琉球住民の福利に対する関心を持つために行なものであります。高等弁務官は補償請求事項を慎重に審議し、検討し、而してこの件に関する高等弁務官自身の総合的勧告を国防長官の考慮に附することを提案するに過ぎないのであります。

私は近くこの審議を行う琉米合同委員会を置き、委員会の審議中に集められたすべての関係資料や、その評価及び適切な勧告を私に提出させるのであります。この委員会の米國側委員は私が任命し、琉球側の指名は琉球政府行政主席に依頼するのであります。この委員会には自らその議事並びに運営事項を決め、時々私に報告するものであります。

私は委員が事実を取り集め、且つ審議するため出来るだけ早く委員会を開き最も早く出来る日にその使命を全うすることを期待するものであります。

寫

アジア局長  
参事官  
総務参事官  
北東アジア課長

那第1083号

昭和37年10月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

那嶺日本政府南方連絡事務所長

講和前補償請求書への高等弁務官の署名  
について

10月16日、高等弁務官は民政府会議室において、キヤ  
ラウエイ委員会の作成による講和前補償請求書に署名したの  
で、参考までに報告する。

なお、琉政法務局筋の語るところによると、その内容はキ  
ヤラウエイ委員会がさる3月作成したままで、変更はない模  
様である。

(別添委員会報告・プレス・リリースおよび新聞記事を参照  
されたい。)

本信写送付先 外務省アジア局長

総  
理

府  
37.10.22  
255

37.10.22

回覧番号  
北 3124



琉球列島米国民政府  
APO 331

HCRI-LT

1962年3月21日

主 題 : 講和発効前神領審議委員会報告

先 : 琉球列島高等官務官

1. 参 照 :

1961年4月6日付高等官務官発表を参照する。

2. 上記発表の指示に従って高等官務官によって任命された資格ある米国民で構成する委員及び琉球政府行政主席によって任命された資格ある琉球人で構成する委員は琉球の講和発効前神領請求の全体の問題に関し、琉球政府、団体及び個人との協議を含む審議を行った。その一部として合同琉米委員会は該請求に関する事実を蒐集し、分析した。これによって本委員会の総合的評価及び勧告を提出する。

3. 全 議 団 数

本委員会は1961年5月10日より1961年12月29日までの間、19回に亘って全議を用いた。

4. 審 議 の 方 法 及 び 請 求 の 種 類

請求者代表が数年に亘って蒐集した請求の証拠書類に於ては、可能な限り直ちに検分がなされた。人身侵害、死亡、不動産及び不動産の換金に対する請求は、請求者及び琉球警察

の証拠書類によって立証されている。不動産の使用料に関する請求は、関係土地を米合衆国が使用し又は占有したことを証明する口頭及び書類上の証拠で立証されている。検分された請求には、1945年8月16日より1950年6月30日までの間に米合衆国が土地を使用し又は換金を与えたことに關する請求と、1945年8月16日より1950年4月27日までの間、米合衆国の行勢によって個人<sup>個人</sup>の財産、渡業権に与えた換金又は人身換金及び死亡の請求が含まれている。

5. 琉球委員の権限

琉球政府行政主席に任命された委員の外に、桑江朝幸氏が琉球政府立法院の代表として審議に参加した。よ、琉球側の全委員は請求者から委任を受けである。

6. 同意事項

請求の事実上の検分にかかる前、琉球側委員とアメリカ側委員との間に下記の事項に関して意見が一致した。

a. 度量衡表 :

- (1) 1斤 = 1.328ポンド
- (2) 1升 = 2.5斤 = 3.307ポンド
- (3) 1石 = 117.924 B. F.
- (4) 1坪 = 36平方フィート
- (5) 1.224坪 = 1エーカー
- (6) 1反 = 300坪

b. アメリカ合衆国は講和発効前の請求の件に関する措置又は配分による費用又は義務の一切を負担しないこと。



c. 但し、アメリカ合衆國が請求に對し見舞金を支払った場合、琉球政府はアメリカ合衆國に費用を掛けるのでその配分を実施する。

d. 米合衆國が1946年12月31日以前に使用済土地に對しては使用料を考慮しない。これは当時戦争によって疎附された住民が自分の土地に歸つておらず、この期間は終戦の整理の期間であり、農作物の生産がなかったからである。農地の使用料のあての算定基準は作物の生産高による。

e. 土地に對する換算基準は米合衆國が該土地を牧用した時の現状に復元する費用であること。復元費用が地価を超過する場合、その地価が換算基準となる。

f. 通貨の換算率は50日圓対1ドルである。

g. 白米1升当りの売買価格は1947年において \$0.246 であり、1948年-1950年間は \$0.17681 である。

### 7. 農地の使用料算定基準

農地の年間収益高を算定するため、土地はまが田と畑に類別し、作物の生産高によって1等から5等までの等級をつけた。生産率に對しては3等を100%とし、1等を120%、2等を108%、4等を72%、および5等を60%とそれぞれ率を定めた。年間利用率は178%である。副産物から追加収入がある。

田の3等の白米反当りの牧獲高(単位は升)は11の生産地域に区別して次のとおりとなっている。

(年度別 田3等地 1期作反当り牧獲高表)

1955	1952	1951-1949	1948-1947
175	133.3	101.6	85.5
170	129.5	98.7	83.1
165	125.7	95.8	80.6
160	121.9	92.9	78.2
155	118.1	90.0	75.8
150	114.3	87.1	73.3
145	110.5	84.2	70.9
140	106.7	81.3	68.4
135	102.9	78.4	66.0
130	99.1	75.5	63.5
125	95.2	72.6	61.1

1947年-1952年までの牧獲高を算定する場合において、次の減少率を採用す。

1954-1952は1955年の76.2%

1951-1949は1955年の58.06%

1948-1947は1955年の48.88%

従つて各年の年間坪当りの地代算定方法は各年の1期作の反收  $\times$  利用率  $\times$  副收入  $\times$  白米価格  $\times$  牧獲率  $\div 300$ 。この算定方式によつて田3等の年間坪当りの使用料が算定される。

畑3等の年間使用料は田3等の65%とみている。

田3等地の平均年間使用料は1955年対1947年までの間の減少した牧獲高のパーセントとし、又白米の調整価格を

とて算定した。沖縄郡島における1955年の反当り平均  
収穫高は160升である。

畑3等地の使用料は前条と同様に算定した。田3等  
地の使用料を基準とし、65%平均牧益率を採用した。

### 8. 農地以外の土地

農地以外の土地の使用料算定方式は以下のとおり  
と意見の一致をみた。

#### a. 泉野:

(1) 1等 = 同地域にある畑5等の地代の50%

(2) 2等 = 同地域にある泉野1等の70%

#### b. 山林:

(1) 1等 = 同地域にある畑5等の地代の33.3%

(2) 2等 = 同地域にある山林1等の地代の70%

#### c. 特殊地域

(1) 同地域の宅地の2等の50%

#### d. 保安林

(1) 山林1等と同額

e. 池沼、溜池、雑種地 - 宅地2等と同額

f. 墓地、坪所 - 泉野の1等と同額

g. 公用地、畑田 - 宅地1等と同額

h. その他(非細分地) - 同地域の畑5等と同額

### 9. 宅地:

宅地の使用料は旧那覇市の場合、坪当り1959年度平均  
使用料 ¥3.0012の一定のパーセントとし、又他の市町村に存  
在する宅地は ¥0.5209と決定した。1950年度の使用料は、ま  
た上記1959年度の使用料を各3年ごとに3.8%減少して割  
り出した。1949年、1948年及び1947年度の年間使用料は1950  
年度の使用料を毎年7.9%を減じて算定した。

### 10. 水利権の損失:

土地に附属する水の損失に伴う土地に於ける換算は同  
土地を田から畑に変更する場合に生ずる費用を計算し、それに田  
及び畑の売買価格の差額を追加算定した。

### 11. 立毛

作物の損失より生ずる換算は同作物の売買価格より生  
産費を差し引いて残る額であると決定した。

果樹、桑、茶、立木竹に対する換算は果樹又は立木の売  
買価格から消費しない生産費を差し引いて残る額であると算定した。

薪炭材の換算は損失の時の売買価格であると算定した。

建物の使用料は同地域の類似する建物の平均使用料である。

破壊された建物はそれが破壊された時の売買価格である。

井戸、墓、溜池、石垣、貯水タンク、製糖工場はこれ  
と破壊された現状に復元する費用である。

滅失地の神償はその土地が滅失したときの地価に相当す  
る額である。

建物移転費は実際且→合理的な移転費用である。

12. 海面漁業：

海面漁業の神償は沿岸漁限に限られ、沿岸区域における漁業権の実際の損失に限った。公海における漁業権損失による損害神償は考慮しない。

上記の中に包含する漁夫の数、設備、地域及び期間  
は次のとおりである。

氏名	採用漁船の数	調査漁夫の数	請求額	関係期間
伊江漁業組合	35	88	¥ 78,640	6年と4ヶ月
高嶽橋基	9	18	33,388	"
仲里林漁業組合	59	130	118,657	40年
玉城三郎	4	24	25,562	40年
永石喜林漁業組合	60	198	117,282	40年と10ヶ月
与那城林伊計組合	3	25	16,811	6年と4ヶ月
北谷林漁業組合	30	73	102,131	"
読谷林漁業組合	27	108	52,913	"
勝連林漁業組合	16	48	17,223	"
合計	243	712	¥ 562,607	

現存する証拠書類は米合衆国が請求者の上記沿岸漁業地域における漁業権を制限し又該損害を与えたことと之を証明。本委員会は沿岸地域の漁獲高、漁獲の売買価格及び経費が年ごとに変わるため、実際の損害額を正確に算出することは出来な

かった。又その時期には漁業権の売買がほとんどなかったことである。

13. 残地神償：

残地神償はその実際に蒙った損害で算定する。

14. 不法行為による財産損害：

不法行為による一般の財産損害はその損害を与えたときの修繕又は復元する場合の実際の費用である。

15. 生命身体の損害：

a. 本委員会は生命身体の損害を評価するため、成人勤労者で民間雇者の基準平均収入日額を男が ¥ 1.52, 女が ¥ 0.98 とし、それから専業主婦と自営業者を ¥ 1.56 として採用す。収入日額が ¥ 3.80 を超えると ¥ 3.80 とし、葬祭料の日額は ¥ 2.94 を超えると ¥ 2.94 とした。幼児の基本収入日額は ¥ 0.82 とす。就学児童及び生徒は ¥ 0.98, 大学生は ¥ 1.14, 妻は ¥ 0.98, 失業状態にある成人は ¥ 0.98 とす。これらの基準収入日額は幼児、主婦、失業者の場合を除いて、1958年における平均賃金である。後者の場合は平均賃金を採用す。採用す神償額算定基準は次のとおりである。即ち、基準収入日額 × 1,000 日分の額に配偶者に対して 1日 ¥ 7.31, として 18才未満の子、不労失業者及び扶養を受けている父母に対して 1日 ¥ 14.61 を加算する。

b. 死亡の場合、遺族に対して葬祭料として被害者の基準収入日額の 60 日分に相当する額と限定す。

c. 身体傷害は基準収入日額に身体傷害のため就業できない実際の日数を乗じた額の80%とする。

d. 身体障害又は永久的損傷は障害の激烈又は程度によって14の等級に定めた。

第1級 - 最高の損害賠償期間  
1,340日数 × 日々の賃金

第2級 - 1,190日数 × 日々の賃金

第3級 - 1,050日 × 日々の賃金

第4級 - 920日 × 日々の賃金

第5級 - 790日 × 日々の賃金

第6級 - 670日 × 日々の賃金

第7級 - 560日 × 日々の賃金

第8級 - 450日 × 日々の賃金

第9級 - 350日 × 日々の賃金

第10級 - 270日 × 日々の賃金

第11級 - 200日 × 日々の賃金

第12級 - 140日 × 日々の賃金

第13級 - 90日 × 日々の賃金

第14級 - 50日 × 日々の賃金

e. 負傷又は疾病にかかったものが有私者であった場合は基準収入日額に次のとおり加算法。

第1-3級 - 1日 # 0.56

第4-7級 - 1日 # 0.49

第8級 - 1日 # 0.29

第9級 - 1日 # 0.15

f. 療養費に関しては、1948年3月31日までは無料であったが日額は8セントに定めた。自宅療養の場合は日額14セントに付。入院料は1948年3月31日から即ち、無料廃止の日から日額75セントに付。通院治療は日額57セントに付。又その他の経費として14セント加算付。

g. 被害者が該傷害によって死亡した場合、損害賠償額は療養費、休業補償費、遺族補償費及び葬祭料を加算した額を見積られた。

h. 強かん<sup>研究</sup>の賠償金は基準収入日額 × 500日分 + 療養費として、又身体傷害の場合は休業費 + 永久障害(若しあった場合)。強かん致死の場合は葬祭料及び遺族補償費を加算する。

16. 委員会決定:

a. 本委員会は利用できる証拠及び事実を調査した結果、1947年1月1日より1950年6月30日までのアメリカ合衆国は下記に述べる請求の土地を使用料を支払わぬで使用し、占有したと決定する。

年 度	坪 数	エーカー 数
1947	74,992,944	61,268.75
1948	61,321,238	50,099.05
1949	57,262,766	46,783.31
1950	54,943,393	44,888.39

意見の一致を見た算定方式に基づき上記に述べた土地を使用し白粉した期間における適正使用料は \$ 14,939,539 である。

#### b. 復元神償:

(1) 西京飛行場。本委員会はこの地域において米合衆国が、改善した土地を復元する費用は \$ 755,623.00 であると決定する。

(2) 採石、舗装、地均し等によって改善を受け、1952年4月27日以前に解放された土地は 3,180,218.75 坪で、その適正な復元神償額は \$ 698,296.76 である。

(3) 上記(2)に該当し、1952年4月28日以後に解放された土地は 971,365.65 坪で、その適正な復元神償額は \$ 1,064,798.95 である。

#### c. 水利権損失:

(1) 高峯林においてアメリカ合衆国は1952年4月27日以前約 41.65 エーカーの土地を灌漑するため利用され、又家庭用にも用いられた水源地を全部無償で占有した。同水源地の流れは通常1日平均 1,000,000 ガロンである。年間には平均 2,000,000 ガロンの流れである。

本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売却価格の減額並びに飲料水の損失によって \$ 34,882.70 に相当する損害を受けたと決定する。

(2) 知念林においてアメリカ合衆国は1952年4月27

日以前請求者が灌漑用、飲料水用、発電用、並びに水力精米用として使用していた水源地を無償で占有した。水源地の流れは通常1日平均 500,000 ガロンで年間に入るとこれが 1,000,000 ガロンに達する。

本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売却価格の減額、水不足による生産の減少並びに水力と飲料水の損失によって \$ 15,494.30 に相当する損害を受けたと決定する。

#### d. 生命身体への損害:

アメリカ合衆国要員によって琉球住民が生命及び身体への損害を受けて未だ神償されていぬ一件は \$ 831,032.69 に相当すると見積った。

これらの身体損害及び死亡は交通事故、飛行機事故、弾薬の爆破、ガソリンの爆破、光害による暴行、暴行傷害、飲料水の不注意による毒入れ、強かん、船舶の事故等によるものである。

1948年8月に伊江島岸壁において弾薬を積んだ LCT 船が爆発し、103名の死亡と77名の重傷をうけた。那覇において軍飛行機から神助タンクが落ち9名を死亡させた。

生命身体への損害の件は証拠書類によって立証され、真実であると思われる。

1945年8月16日より1952年4月27日までの間、アメリカ合衆国要員によって死亡し、重傷された人員は以下の通り:

(1) 死亡 - 346. 事故、強かん、身体に対する暴行など。

(2) 負傷 - 382. 爆破、暴行、事故等

被害者に対し、\$ 6,804.55 相当の見舞金の合衆国税関から支払われた。見舞金は損害賠償要求額から差し引かれた。

e. 物件:

立木の被害は 118,749.42 坪であり、相当する損害賠償額は \$ 5,019.00 である。

果樹、桑の木、茶の損害面積は 1,048,778.68 坪で損害賠償額は \$ 431,066.00 である。

立木竹、薪炭材の被害は 139,177.10 石で \$ 99,867.00 に達する。

占有された建物は 604 棟で適正使用料は \$ 73,908.00。

建物破壊は 3,255 棟で適正賠償額は \$ 610,982.00。

破壊された井戸は 1,332 で、墓は 941、溜池は 52、石垣は 1,994 件、貯水タンクは 219 件でその損害額は \$ 1,193,914.00 である。

潮又は水力によって流された土地の面積は 42,259.5 坪で損害額は \$ 236,469.00 である。

製糖工場 2 棟が破壊され、損害額は \$ 8,376.00 である。

沿岸漁業権の制限によって漁夫は \$ 562,607.00 の損害をこうけた。

アメリカ合衆国が土地を没収した事によって建物 3,751

棟が移転され、その適正移転費は \$ 219,259.00 である。

残地賠償は 31,136 坪の土地に相当し、その賠償額は \$ 13,293.00 である。

住宅、商業ビル等に対して弾薬の不注意爆破又は飛行機事故によって損害を与えた件数は 257 件でその損害額は \$ 80,097.00 である。

17. 概況:

本委員会を利用できる証拠によって請求者の損害をこうけて未だ賠償されていない項目は下記の通りであると決定する。

1. 土地使用料	\$ 14,939,539.00
2. 復元賠償	2,518,718.71
3. 永利権賠償	50,377.00
4. 身体損害及び死亡	831,032.69
5. 立木	5,019.00
6. 果樹、桑、茶	431,066.00
7. 立木竹	81,468.00
8. 薪炭材	18,399.00
9. 建物使用料	73,908.00
10. 建物破壊	610,982.00
11. 井戸	111,281.00
12. 墓	609,834.00
13. 溜池	65,569.00

14. 石垣	4	393,423.00
15. 貯水タンク		13,807.00
16. 滅失地		236,469.00
17. 製糖工場		8,376.00
18. 泊岸漁業権神債		562,607.00
19. 建物材転		219,259.00
20. 残地神債		13,293.00
21. 不法行為による財産換替		80,097.00
合計	4	21,874,524.40

18. 審議した請求の裏付け証拠書類はあまりに乏しいので本報告書に添付することが出来ない。即ち、当該証拠書類は得られるに、沖縄、那覇にあるその保管場所において琉球政府の占有にある。

ここに下記書類を参照して添付する。

- 添書 1 - 装釘パンフレット, "講和発効前神債提案", 253ページ
- 添書 2 - 装釘パンフレット, "対日平和条約前米軍使用地積表", 79ページ, 1960年3月版
- 添書 3 - 装釘パンフレット, "財産換替及び人身侵害死とに關する請求の添書D", 86ページ
- 添書 4 - 装釘パンフレット, "対日平和条約前換失神債請求状...", 58ページ, 1961年5月20日

添書 5 - パンフレット, "人身侵害及び死に對する追加請求..."

添書 6 - 装釘パンフレット, "対日平和条約前土地に關する請求(ヘンディング-代理人の要約書)" 1960年2月2日版, 113ページ

本委員会は上記性質の決定及び請求者が蒙った損害額を承認するよう勧告する。

日付 1962年3月21日

アメリカ側委員

琉球側委員

ジョン P. キング 委員長

久貝直順 副委員長

フィリップ T. サントス

桑江爾幸

ヘロジン V. スラタリ

牧野博樹

リチャード・ローズ

仲谷美

**NEWS RELEASE**  
**Please Note Date**



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION  
OF THE RYUKYU ISLANDS  
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER  
OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS  
APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF.  
TEL: 72153  
9941-32

FOR IMMEDIATE RELEASE:

PRESS RELEASE: #2722  
October 16, 1962

HIGH COMMISSIONER FORWARDS PRE-PEACE TREATY CLAIMS REPORT TO WASHINGTON

Naha, Okinawa, Oct. 16--High Commissioner Paul W. Caraway today signed a letter transmitting the Pre-Peace Treaty Claims Committee's report to Washington.

High Commissioner Caraway signed the letter during ceremonies held in the conference room of the Executive Building. The signing was witnessed by Civil Administrator Shannon McCune, Political Advisor Gerald Warner, Chief Executive Seisaku Ota, Speaker of the Legislature Akio Nagamine, Chief Justice Keiso Nakamatsu of the Ryukyus Court of Appeals, and members of the committee.

Prior to signing the letter of transmittal, High Commissioner Caraway said:

"I wish to congratulate the joint U.S.-Ryukyuan Pre-Peace Treaty Claims Committee on its work. The committee was composed of John P. King, chairman; Ryojun Kugai, co-chairman; Felipe T. Santos, Eugene V. Slattery, Richard Rose, Choko Kuwae, Hiroshi Makino and Ibi Nakamoto, members.

"In forwarding the committee's report, we are taking another step in what is by its very nature a long process. The first step was the United States agreeing to review and evaluate the pre-peace treaty claims, even though the United States was not under any legal obligation to do so. Then the committee was established following my announcement of April 6, last year.

"The work of the committee has been to review and evaluate claims against the U.S. Government arising from causes prior to the effectuation of the Peace Treaty with Japan. The committee worked for nearly a full year on the report that has been submitted to me. Since that time, the report has been reviewed preparatory to forwarding it to Washington. I am now



forwarding the report to the Secretary of the Army; from there, it will be sent to the Secretary of Defense for his consideration. Final determination of ex gratia claims, such as those in this report, must be made by the Congress and the President of the United States.

"I again take this opportunity to thank the members of the Committee who have worked so hard on this; and all of the people within the Government of the Ryukyu Islands and in the areas where the claimants reside for their cooperation and full assistance to the Committee."

(END)

Please Note Date

NEWS RELEASE

OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION

NEWS RELEASE

Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF. TEL: 72153 9941-32

PRESS RELEASE: #2722

October 16, 1962

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached press release is provided to assist you.

高等弁務官ワシントンへ送る講和前補償請求書に署名

沖縄、那覇10月15日——ポール・W・キヤラウエイ高等弁務官はワシントンへ送る講和前補償請求委員会の文書に今日署名した。

高等弁務官は行政府ビルの会議室で行なわれた式で署名をした。署名式にはシャノン マツキユーン民政官、ゼラルド ワーナー政治顧問、大田主席、長嶺立法院議長、並びに上訴裁判所首席判事等が立ち合人として出席した。

進言書に署名する前にキヤラウエイ高等弁務官は次のように語った。

私は琉米合同講和前補償請求委員会のお仕事に対し祝意を表します。同委員会はジョン P. キング氏(委員長)、久貝良順(委員長)、フェリプT. サントス氏、ユウジン V ストリー氏、リチャード ローズ氏、桑江朝幸氏、牧野博嗣、仲本為美氏で構成されている。

同委員会の請求書を送付するに当つて、私達はその性質上、長期の手続を用ずることに対してもう一つの手段を取つているのであります。先づ第一の手段は米国はそうすべき如何なる法律義務はなかつたけれども講和前補償請求を検討し評価することに米国が同意したことがありました。それから去年の4月6日の私の発表が行なわれた後、この委員会は設置されたのであります。この委員会の仕事は日本との講和条約発効前のいろいろの理由から生じた米国政府に対する支払請求を検討し評価することでありました。

この委員会は私に提出された報告書の作成にほとんど1年間をかけて働いたのであります。

その時以来、この報告書はワシントンに送付する為に検討されて来たのであります。

私はこの報告書を陸軍長官へ送付致します。陸軍長官からこの報告書は更に検討する為国防長官へ送付されます。この報告書にあるような恩恵に依る請求の最終決定は米国議会と米国大統領に依つて成されなければならない。

この講和前補償請求委員会のために懸命に働いて来られた委員の皆様並びに琉球政府や諸者が住居する地域の全住民がこの委員会に協力し全面的な援助を与へたことに対し私は再び感謝の意を表すのであります。講和前補償請求委員会のアメリカ側メンバーも琉球側メンバーも全員出席した。

(完)

ニース・リリーズ 68-228

編集者へ一民政府広報局発行のニース・リリーズに添付された非公式の日本語訳又は貴殿の便宜のために提供するものであります

### 高等弁務官、土地最高借賃改定を承認

沖繩 浦添 8月9日 -- F.T. アンカー高等弁務官は米政府が沖繩人地主に支払っている年間軍用地料の総額を4パーセント引き上げること承認したと米国民政府は今日発表した。 の総額

新しい年間軍用地料は従来の年間地料890万ドルに対して1,007万ドルとなる。 1968年7月1日現在米政府が借地している土地は約51,620エーカーである。 軍用地料は琉球政府の法律に基づき5年ごとに改定されることになっている。

今回の軍用地料の改定は本日付で高等弁務官により承認された。 公有地及び私有地の年間最高借賃の全面的改定の一部であり、1959年の琉球政府土地借賃安定法にもとづいて5年間全琉で適用されるものである。

琉球政府松岡政保行政主席はこの土地借賃安定法にもとづいて借賃の全面的改定を承認し高等弁務官に求めたことである。 改定料金は同法の規定にもとづき行政主席が任命した18人の委員からなる土地借賃評価委員会により決定されることである。 新改定料金は1968年7月1日付けで全琉の市町村におけるすべての土地の地目等級に適用される。

米政府は琉球政府の法令にもとづき1959年から

1968年6月30日までの期間、琉球政府を通じて総額62,024,376ドルを支払った。 米政府は土地借賃安定法に定められた最高借賃表にもとづいて最高額の土地料を支払っている。

新料金を設定するにあたり、18人から構成されている土地借賃評価委員会は、可耕地及びこれに類似した土地には生産性基準とした算定方式をとり、宅地及びこれに類似した土地には市価(比較)による算定方式を採用した。 また地料の改定にあたっては沖繩における経済成長の急速な伸び、国民所得の上昇、土地の需要増加、不動産価格の値上がり、消費者物価の上昇などの要素がすべて考慮された。

(完)

# 講和前の補償請求に署名

高等弁務官



十六日、東京で高等弁務官と米政府代表の間で、講和前の補償請求に関する交渉が行われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書に基づき、米政府が賠償金を支払うことについて話し合われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書の内容について話し合われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書の内容について話し合われた。

## 近く米政府へ送る 二十一件で総額二千万

十六日、東京で高等弁務官と米政府代表の間で、講和前の補償請求に関する交渉が行われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書に基づき、米政府が賠償金を支払うことについて話し合われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書の内容について話し合われた。

(一〇日一次日琉球新報夕刊)

十六日、東京で高等弁務官と米政府代表の間で、講和前の補償請求に関する交渉が行われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書に基づき、米政府が賠償金を支払うことについて話し合われた。交渉は、米政府代表が提出した補償請求書の内容について話し合われた。



pertinent information, evaluate this information, and make appropriate recommendations to me. I shall appoint the American members of this group, and shall request the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands to designate the Ryukyuan members thereof. This group will determine its own agenda and procedures, and will report to me from time to time. I expect them to meet for the purpose of assembling and analyzing the facts as soon as possible, and to complete their mission at the earliest possible date."

資料NO. 42

秘

(参考資料)

小笠原群島等の旧島民等のための受領金の配分について(案)

昭和37年11月3日閣議決定

昭和36年6月8日付日米交換公文に基づいて米国から受領した小笠原群島等の旧島民等のための受領金2億6千6百万円(600万ドル)は、下記要領によつて配分する。

記

1. 受領金のうち1,985,095千円を国内において行なわれる各種の補償の際の方式を勘案し、かつ小笠原旧島民等の意向を参酌して別紙の第1乃至第5のとおりに区分して配分する。
2. (イ) 受領金のうち4,191,9千円は、未確認の対象者又は権利、利益が判明したとき等に使用するものとしてさし当り保留し、将来、その残金は1の各項目の配分類に従つて案分して配分する。  
(ロ) 受領金のうち1,382,86千円は昭和30年度及び同31年度に政府が支給した立替見舞金の精算に充当する。

3. 受領金によつて生じた利子は、1の各項目の配分類に従つて案分して配分する。
4. 各個人の配分金額は、総理府総務長官が小笠原旧島民の中から指名する者をもつて構成する委員会の審議に基づき、総理府総務長官が定める等級及び個人別格付等によつて決定する。
5. 上に定めるもののほか、配分に関し必要な事項は各省連絡会議(昭和36年6月15日事務次官会議申合せによつて設置)の審議の結果をもととして総理府総務長官が定める。

(別紙)

項 目	配 分 金 (千円)	配 分 金 (千円) (利子を含む)	配 分 基 準 算 出 方 法	備 考
第1 土地関係配分金	871,703	915,615	民有地×地目別土地価格+官公有借地及び既帰島者有借地×地目別土地価格+平年農業収益額×5年一民有地のうち地方公共団体及び既帰島者が借用していた土地×地目別価格	利子は昭和37年11月14日までの計算による100,000千円である。
第2 漁業関係配分金	266,440	279,862	平年漁業収益額×資本還元率×(1-既帰島者控除率)	
第3 鉱業権関係配分金	707	743	手数料、登録税及び鉱区税の総和	
第4 所得関係配分金	312,957	328,722	(イ) 営業者(農、漁、鉱業者を除く。)×産業別年間所得額×全国平均対小笠原群島等事業所得格差推定値×1.65年 (ロ) 勤労者(一律支給者を除く。)×規模別全産業常用労働者1人当り平均年間給与額×全国平均対小笠原群島等賃金格差推定値×1.1年 (ハ) 一律支給者(雇用関係に変動のなかつた勤労者)×一定額	
第5 世帯人頭関係配分金	533,288	560,153	(イ) 世帯割一在島時の世帯主に対し一律定額 (ロ) 人頭割一在島年数及び年齢別によつて支給単価を区分した額	
第6 保 留 分	41,919	41,919	未確認対象者に対する保留分	
第7 配分済額	138,986	138,986	昭和30,31年度における政府の立替見舞金の精算額	
計	2,166,000	2,266,000		

(参考資料)

資料(2)-1)

「小笠原旧島民に対する見舞金支給の商議決定」

小笠原諸島住民の帰郷等の促進  
並びに見舞金支給に関する件

(昭和30.7.9商談決定)

小笠原諸島住民の小笠原諸島への帰郷及びその帰郷を認められないことにより同諸島住民のこうむっている損失の補償に関しては、従来よりアメリカ合衆国に対し折衝しているところであるが、更に引続き強かにこれが実現を要請するとともに同諸島住民の窮迫せる生活の実情に欠け、この際左記により見舞金の支給等に関する措置を講ずるものとする。

記

- 一、見舞金は差当り昭和30年度においてノ億円の範囲内で支給することとし、平和回復善後処理費よりこれを支出するものとする。
- 二、見舞金は昭和30年3月30日において小笠原諸島に居住しその日以降本土に疎開しまた小笠原諸島に居住す

ることが認められない者(以下「小笠原諸島住民」という。)に平和条約発効後アメリカ合衆国が帰郷を認めないことにより土地に関する権利の行使の制限を受けているもの又は小笠原諸島において農業又は漁業その他の業を営むことのできないもの(その相続人を含む。)に対しこれを支給するものとし、その支給を受けざる者の範囲、支給額並びにその支給の年続等は内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して別に定める。

三、見舞金の内相当部分は、これを小笠原島帰郷促進連盟と協議決定する共同事業の資金にきよ出し、小笠原諸島住民相互協力してその更生の途を拓くよう指導を行うものとする。

四、アメリカ合衆国が帰郷を認めないことにより小笠原諸島住民がこうむっている損失に関しては、昭和30年度内に更に詳細に調査を行うものとする。

五、小笠原諸島住民がこうむっている損失に関しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けるとなった場合においては、その金額の内本件によって国が支出した見舞金の額に相当する額は、これを国に帰属せしめ



るものとする。

六、昭和30年度内において小笠原諸島住民の帰郷が実現されずまたはアメリカ合衆国から補償等の交付が行われない場合には、あらためてとるべき必要措置につき検討を行うものとする。

資料(ヌ)-(ロ)

小笠原諸島住民の帰郷等の促進並びに見舞金支給について

(31.9.5 閣議決定案)

小笠原諸島住民の小笠原諸島への帰郷及びその帰郷を認められないことにより同諸島住民のこうむっている損失の補償に關しては、従来よりアメリカ合衆国に対し折衝しているところであるが、さらに引続き強かにこれが実現を要請するとともに同諸島住民に対し、左記により見舞金の支給に關する措置を講ずるものとする。

記

- 一、見舞金は昭和30年度において4,000万円の範囲内で支給し、賠償等特殊債務処理費よりこれを支出し、これをもつて打切るものとする。
- 二、見舞金は昭和30年3月30日において小笠原諸島に居住しその日以降本土に疎開しまだ小笠原諸島に居住することを認められない者(以下「小笠原諸島住民」という。)で平和条約発効後アメリカ合衆国が帰郷を認め

ないことにより土地の所有権（農業を営むものについては小作権を含む。）の行使の制限を受けているもの又は小笠原諸島において漁業を営むことのできない漁業協同組合の組合員（その相続人を含む。）に対しこれを支給するものとし、その支給額の基準及びその支給の手続等は内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して別に定める。

三、見舞金のうち相当部分は、これを小笠原島帰郷促進連盟で協議決定する共同事業の資金にさよ出し、小笠原諸島住民相協力して一層その更生の途を図るよう指導を行うものとする。

四、小笠原諸島住民がこうもっている損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等と受けることとなつた場合においては、その金額のうち本件によつて國が支出した見舞金の額に相当する額は、これを國に帰属せしめるものとする。

Re. Distribution of Money Received  
from the U.S. to Former Bonin Islanders

(Decided by Cabinet Meeting  
on November 9, 1962)

The sum of 2,116,000 Yen (6 million dollars) which was received from the United States pursuant to the Notes exchanged between the Governments of Japan and the United States on June 8, 1962 shall be distributed as shown below:

1. Of the sum of receipt, 1,985,095,000 Yen shall be distributed according to the division of items 1 to 5 in the Annex taking into consideration various compensation formulas which are enforced in Japan and wishes of former Bonin Islanders, etc.
2. (a) Of the sum of receipt, 41,919,000 Yen shall be used when the right and interests of unascertained receivers are ascertained and retained for the time being. The balance shall be distributed in proportion to the amount of distribution specified in each item under paragraph 1.
2. (b) Of the sum of receipt, 138,986,000 Yen shall be applied for the settlement of the solution advanced by the Government in 1955 and 1956.
3. Interests accrued from the sum of receipt shall

be

be distributed in proportion to the amount of distribution specified in each item under Paragraph 1.

4. The amount of money to be distributed to each individual shall be decided in accordance with grading of each individual as set forth by the Director-General of the Prime Minister's Office through consultation of a committee composed of those (former Bonin islanders) who have been appointed by him.
5. Details which may be deemed necessary in regard to the distribution will be decided by the Director-General of Prime Minister's Office in line with the result of deliberations made at the ministerial liaison conference.

(Unit: Thousand Yen)

Items	Amount to the Distributed	
	Net	including interest
1. Land	871,703	915,615
2. Fisheries	266,440	279,862
3. Mining industries	707	743
4. Incomes	312,957	328,722
5. Households and Members	533,288	560,153
6. Retentions	41,919	41,919
7. Advance payment <sup>ated</sup>	138,986	138,986
Total	2,166,000	2,266,000

Cabinet Decision on Provision of Ex Gratia  
to Former Bonin Islanders dated July 8, 1955

5. In case compensation or ex gratia payments are to be provided by the United States for the losses incurred by the Bonin Islanders, the amounts of such payment which are equivalent to the ex gratia payments to be provided by the Government in accordance with the present Cabinet decision shall be reimbursed to the Treasury.

Cabinet Decision on Provision of Ex Gratia  
to Former Bonin Islanders dated September 5, 1956

4. - Same as above -

(Example)

To: The Chief of the Account of Section  
Prime Minister's Secretariat,  
Prime Minister's Office

Application for the ex gratia  
payments for the Bonin Islanders

We, undersigned, hereby apply for the payment  
of the sum of Yens Two Hundred and Seventy Eight Thousand  
Four Hundred and Seventy Nine (¥ 278,479) as the ex gratia  
payment for the Bonin Islanders in accordance with the  
letter of attorney attached hitherto.

League of Bonin Evacuees  
for Hastening Repatriation

(Example)

We, undersigned, hereby apply for the ex gratia payment  
in accordance with the Cabinet decision dated on July 8, 1955  
concerning the acceleration of the repatriation of, and the  
ex gratia payment to the former residents of the Bonin Islands.

事務次官 了 条約局長 〇 アメリカ局長 〇

外務審議官 〇 参事官 〇 参事官 〇

官 〇 局長 〇 参事官 〇

官 〇 参事官 〇 参事官 〇

小笠原旧住民に対する日本政府

の立替え見舞金について

極秘

10部内

アジア局長

ト部参事官

総務参事官

北京アジア課長

昭37. 11. 19

北

1. 11月9日閣議決定をみた小笠原諸島旧住民等に対する受領金600万ドルの配分に関し、  
通般在京米大使館サタリン書記官より当方に対し、上記閣議決定による配分要領によれば米  
政府が日本政府に支払った600万ドルのうち138986千円は、日本政府が昭和30年度及び31年度に支給した見舞金の精算に充当することとなつてゐる趣であるが、米側としては本件措置については前得し難いと述べたので、  
当方は違つて何分の返事する旨答えておいた。

本問題は昨年10月日本政府が本件受領金の大部分(600万弗より上記見舞金相当額を控

回覧番号 3707

除した残額)を配分決定を見るまで市中銀行に預託する措置を講じた際、当省より同書記官に対し同見舞金は日本政府の立替金であるので返済措置をとる旨を説明したので、本問題は解決をみたものと考えられていたが、わが方の返済措置について米側は未だ十分に了解しおらざる模様である。

本件措置に対する米側の疑問の原因は、本件補償金の対米折衝に当り、日本政府としては上記見舞金は前貸金であり、将来米側が補償金ないし見舞金を支払つたときは、その相当額を控除するとの条件が付されていたこと、  
を米側に通報し、その同意を得る必要はなきものと考えられるので、米側はその点に関し、日本側より何等正式通報を受けなかつたこと

によるものである。

2 日米交渉により本件600万ドルの受領金を米側より受け取る以前において、日本側が小笠原旧住民に対しとつた救済措置は次のとおりである。

(1) 見舞金

(イ) 旧住民の共同事業資金としての給付金

東京都	昭和29年	2,000万円
	30年	1,500万円
小計		3,500万円

(ロ) 旧住民の講和発効前の損害見舞金

日本政府	昭和29年	17,650,896円
(イ) + (ロ)		52,650,896円

(2) 講和発効後の旧住民の損害に対し米側より補償金又は見舞金が支払われた場合返還

の条件の下で見舞金として政府が支出した立替金

昭和30年度(7月8日閣議決定) 98,985,544円

31年度(9月5日) 39,999,667円

計 138,985,211円

~~(別添2参照)~~

上述のとおり平和条約発効前の旧島民の損害に対する救済措置については、日本政府は同見舞金の返還を要求しなかつたが、平和条約発効後の島民の損失に対しては米側が当然救済措置を講ずべきであるとの見解に基づき対米折衝を行つるとともに、同島住民の窮乏せる生活の実情に鑑み、住民の要望に基づいて昭和30年及び31年において政府は上述の閣議決定をもつて前貸金として見舞金を支給した。従つて同見舞

金の支給要領には米政府より補償金又は見舞金が支払われることとなつた場合には上記相当額を返還すべき旨を規定し、住民側も返還することを約した。

3. しかもながら、本件は「沖縄に対する講和発効前の土地等の損失補償に対する日本政府の見舞金について」の問題と不可分の関係にあるので、後者の関連性を考慮し、この際本件立替え見舞金は取立てを行わないこととする旨の措置をとることが賢明であると考えられる。

(この旨の指示が、一応、特達として印付をとり、その旨を通知する方針にしたい)

事務次官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官

外務省 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官  
法規課長 北米課長 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官  
参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官  
参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官

極秘  
10部ノ内  
3号

参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官

昭37/1/28  
亜北

1/19日付「小笠原旧住民に対する日本政府の立替え見舞金について」の回覧文書に關連し、沖縄住民に対する講和発効前の土地の損失補償に関する日本政府の見舞金支給の措置について紛議(別添付属甲)が予想されるので受領金より前貸金を取り立てないよう昭和32年5月2日付閣議決定を変更するよう措置をとることが必要であると考えられる。(参事官...)

回覧番号  
亜北 3710



( 付 属 甲 )

沖縄に対する講和発効前の土地等の  
損失補償に対する日本政府の見舞金  
について

小笠原旧住民に対する見舞金支給の措置に關  
連し、沖縄に対する平和条約発効前の損失補償  
に対する日本政府の前貸金に關し、紛議が予想  
される。すなわち、

- (1) 小笠原旧島民に対する見舞金支給に關し、  
当方がサタリン書記官と会談を行つた際、同  
書記官は「この措置が先例となり、さきに日  
本政府が沖縄住民に支払つた講和発効前の土  
地等の見舞金10億円(昭和32年5月2日  
閣議決定)についても問題が生じ、かつ米側  
において考慮さるべき本件補償額について影  
響するところがあるであろう」と指摘した。

(2) 上記の日本政府が沖縄住民に支払つた講和  
発効前の見舞金に關しては、昭和31年当時  
住民側より日米兩國に對し損害補償について  
強い要望があり、その日米兩國の補償責任の  
如何について日本政府部内においても論議が  
行われた。すなわち平和条約第19条の解釈  
をめぐり

- (1) 外務省では沖縄住民の請求権も同条によ  
り放棄されているとの解釈の下に、対米請  
求の対象となり得ずとし、  
(2) 法制局では同条は単に沖縄住民の請求権  
が米國政府により否認されても日本政府と  
して対米折衝を行ひ得ないが、沖縄住民の  
請求権は残つていと解しており、  
(3) 大蔵省にいたつては同条の日本國領域の

中には沖縄は含まれず従つて対米請求権ありとの解釈をとつている。

以上のとおり政府部内において意見の一致をみるに至らなかつたが、その間において日本政府は法律論は別として住民の窮状を看過するにしのびずとの理由により、昭和32年5月2日の閣議決定に基づき本件見舞金として10億円を支出することとしたので、当省は米側の同意取付けのため在京米大使館を通じ話し合いを行つたが、本件見舞金の支給に関する上記閣議決定の第6項「沖縄住民が蒙つている損失に関し、アメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第一項の見舞金として支給した額に相当する額は、これ

を国庫に返還又は帰属せしむるものとする。」

旨の規定については何らふれることなく米側

の了解を取付けて同見舞金を支出した次第で

ある(ただし米側は本件規定が設けられている事情は了知している模様である)

他方現地米側は当初本件補償要請については、平和条約第19条a項の規定により米側にその責任なしと強く拒否する態度をとつてきたが、その後米国政府よりの指示に基づき本問題を好意的に検討する旨の高等弁務官声明が発せられ、その補償要請額については米琉合同の講和前補償請求委員会が検討を行ない、請求総額2,874,524ドルが本委員会<sup>①</sup>で最終決定をみ、本年10月16日同請求書に高等弁務官の署名を了して、ワシントンに送付された。本件補償額は米議会に法案化されて、最終決定をみるものと予想される<sup>②</sup>ところ、わが方が、今回小笠原島民に支給した本件立替見舞金の返済を強く主張するならば上記の沖繩住民の講和発効前の補償要請に対する米政府の審議に影響するところ

少なからざるものがあると推測される。さらに、これとの関連においてわが方が閣議決定の条項に基づいて沖繩の見舞金についても同様に取立てを行なう意向である旨を主張するならば、米側に対し上述の経緯を説明せざるを得ないであろうが、これは結局日本政府の措置について米側に不信の念を植付ける結果となるのではないかと危惧される。

結論として、上述のごとき複雑な経緯はあるが米側において本件損害補償が講ぜられた場合は、上述の観点より将又国際信義に基づく日米相互の信頼及び沖繩住民に対する日米間の援助協力の増進の見地から、この際本件立替金の取立ては行いべきではないと判断される。

更に同立替見舞金は取立てを行なわない旨の

措置が講ぜられたとすれば、小笠原旧住民より立替金を返還せしめていた場合、同住民はその返還金について日本政府に対し、償還請求を提起してくるであろうことが予想され、政府は極めて困難な立場におかれるであろう。よつて、この際小笠原の立替見舞金についても取立てを行わないこととする旨の措置をとることが必要であると考えられる。

要約すれば、小笠原及び沖縄に対する立替見舞金は返還せしめないこととする旨の閣議決定の変更が必要である。

極秘  
10部内  
5号

小笠原  
法務

沖縄、及び小笠原住民の米政府  
に対する補償請求権に対する前  
貸金の返還に関する件

昭37.12.4.  
号

1. 小笠原住民に対する講和発効後の前貸金に関する返還条項は米側に通告していないので、米議会における審議において米政府はその条件を説明していない。従つて、取り立てる時は米側は1億3,900万円相当額は日本政府に Refund するため補償したものではないと異議を述べるであろう。
2. 小笠原に対する前貸金を取立てるときは、沖縄住民に対する講和発効前の損失補償が米議会で、審議せられるときは、その審議に好ましからざる影響を及ぼすであろう。
3. 沖縄住民に対する補償法案は近い将来米議会において審議されることとなるであろうが

幸に法案が成立したとき小笠原に対する立替見舞金を取立てたから、沖縄に対する前貸金を取立てようとしても、本前貸金は取立てることは事実上困難となるであろう。

なんとすれば、小笠原住民に対する補償金は日本政府を通じ配分するため米政府より日本政府に交付せられたが、沖縄に対する補償金は高等弁務官を通じ期成会に交付せられるであろう。従つて前者において天引は可能であつたが後者においては天引は不可能である。

従つて、10億円相当額を回収するためには好むと好まざるとに拘らず、米側に対し閣議決定の取立て条項を説明し同意せしめることが必要であるが、米側は同意を渋るであろうことは想像に難くはない。従つて、前貸金

の取立ては未解決のまま放置せざるを得ない破目における公算が大である。このような事態に立至つたときは小笠原住民は沖縄住民と法律上の同一待遇を主張し1億3千万円相当額の返還を日本政府にせまるであろうことが考えられるが政府としては妥協のため何等かの措置をとるべく迫られるであろう。

従つて、沖縄住民に対する前貸金及び小笠原住民に対する前貸金も結局実質的には取立てなかつた結果となるであろう。

して見れば、最初から取立てるべきではない。その上かかる努力は報いられることはなく反対に米政府に対して本件措置に関する限り不信の念を植付け国の信用を失墜する結果となるであろう。

事情かくなる以上は止むを得ざる措置として  
沖縄、小笠原に対する前貸金の請求権は放棄  
することが如何なる意味においても賢明であ  
るであろう。

No. 736

The Ambassador of the United States of America presents his compliments to His Excellency the Minister of Foreign Affairs of Japan and has the honor to inform His Excellency that the United States Government is now studying the possibility of an ex gratia payment to residents of the Ryukyu Islands for losses sustained prior to the signature of the Peace Treaty with Japan. Extensive data has been collected from the residents of the Islands and is presently under review. A bill which would authorize payment for pre-Treaty losses was recently introduced in the Senate by Senator Inouye.

The United States is aware that under a decision made by the Japanese Government on May 2, 1957, a one billion yen ex gratia payment made to the residents of the Ryukyu Islands by Japan in 1957 is considered subject to reimbursement in the event of a United States settlement covering losses sustained during the pre-Treaty period. Japan and the United States are both providing financial assistance

at the



回覧番号  
亜北 348

at the present time to the Ryukyus with the joint objective of promoting economic development and social welfare in the Islands. The United States would expect that any future ex gratia payment covering the pre-Treaty period would contribute substantially to this objective. Utilization of a part of such payment to reimburse the Japanese Government for its earlier ex gratia payment would reduce by that much the effectiveness of the US payment in stimulating economic growth in the Ryukyus. Moreover, the existence of a Japanese claim to reimbursement from funds for which Congressional appropriation is required could prove a complicating factor when the question of a pre-Treaty ex gratia payment is under consideration in the Congress. Accordingly, the United States strongly hopes that at an early date the Japanese Government will reconsider its decision of May 2, 1957 and, in the interest of the well-being of the Ryukyu residents, decide not to seek reimbursement for the one billion yen Japanese ex gratia payment of 1957 if or when the United States should make an ex gratia payment covering pre-Treaty losses. An indication of the Japanese Government's intentions in this respect would be appreciated.

The

The United States has noted that in distributing the \$6 million turned over to the Japanese Government by the United States in June, 1961 in settlement of the claims of former residents of the Bonin Islands, the Japanese Government retained ¥138,986,000 to cover advance payments made to the former residents in 1955 and 1956 by the Japanese Government. The United States intended that the \$6 million settlement should be utilized to maximum effect in alleviating hardships faced by the former residents and in aiding them to establish stable sources of livelihood in Japan. It is accordingly hoped that the Japanese Government, as it reviews its earlier decision on the Ryukyu pre-Treaty payment, will also reconsider the decision under which funds have been withheld from the Bonin Island settlement to reimburse the Japanese Government. The United States would be extremely pleased if the Japanese Government finds it possible to distribute among the islanders the ¥138,986,000 which it has retained, thus joining with the United States in assisting them through non-reimbursable payments.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, January 30, 1963.

*JWC*



極秘  
まで

{ 米国の沖縄に対する平和条約発効前の損害  
補償に関する在京米国大使宛外務大臣あて  
口上書 (仮訳文) }

第736号

アメリカ合衆国大使は日本国外務大臣閣下に対し敬意を表するとともに、アメリカ合衆国政府は、日本国との平和条約の署名の前に琉球列島住民が蒙つた損害に対して見舞金を支払う可能性を目下研究中であることを、同閣下に対し通報する光栄を有する。

同列島住民からほり大な資料が収集され、これらの資料は、目下検討を受けている。平和条約前の損害に対する支払いを授權する法律案が、最近井上上院議員によつて上院へ提出された。

合衆国は、日本国政府が1957年5月2日に行なつた決定に基づいて、1957年に日本国が琉球列島住民に対し行なつた10億円の見舞金の支払いは、合衆国が、平和条約前の期間中に蒙つた損害に対し支払いを行なつた際には、償還されるべきものであると考えられていると

聞いている。日本国及び合衆国は、琉球列島の経済開発及び社会福祉を増進させる共同の目的をもつて、現在琉球に対し、ともに財政援助を供与している。合衆国は、平和条約前の期間に対し将来行なわれるいかなる見舞金の支払いも、この目的に対し大きく寄与することを期待している。かかる支払いの一部を、日本政府の過去の見舞金の支払いを償還するために利用することは、米国の支払いが琉球の経済成長を助長させる効果をそれだけ減ずることとならう。更に、議会の支出承認を必要としている資金に対し、日本政府の償還請求権が存在していることは、平和条約前の見舞金支払いの問題が議会で審議される際に、複雑な要素となるかも知れない。したがつて、合衆国は、日本政府が1957年5月2日の決定を早い時期に再考し、合衆国が平和条約前の損害に対し見舞金の支払いを行なうこととなつた場合は、琉球住民の福祉のために、1957年に行なつた日本国の10億円の

見舞金の支払いは、償還を求めないことに決定することを強く希望するものである。本件に関し、日本国政府の意向を示していただければ幸いである。

合衆国は、小笠原群島旧住民の請求権を解決するため、1961年6月、合衆国が日本国政府に対し提供した600万ドルの配分にあたり、日本国政府は、同政府が1955年及び1956年にこれら旧住民に対し行なつた前渡金に充当するため、138,986,000円を保留したことを了知している。合衆国は600万ドルの支払いが、旧住民が直面している困難を緩和し、それらの者の日本における安定した生計の源の樹立を助ける上に、最大限の効果をあげるように利用されることを意図した。したがつて、琉球の平和条約前の支払いに関する以前の決定を再検討するにあつて、日本国政府は、小笠原群島に関する支払いから、日本国政府に償還するための資金を留保した決定を、あわせて再考

することを希望するものである。合衆国は、日本国政府が、その留保している138,986,000円を島民に配分することが可能となり、償還を要しない支払いを通じて、旧住民に対し、合衆国とともに、援助を与えるならば極めて喜ばしく思うものである。

アメリカ合衆国大使館、  
東京、1963年1月30日

事務次官 (印) アメリカ局長 条約局長 アジア局長  
 FEB-8. 1963  
 外務審議官 参事官 参事官 卜部参事官  
 官房長官 総務参事官  
 FEB. 7. 1963  
 官房総務参事官 北米課長 法規課長 北東アジア課長

沖縄に対する清和発効前の土地等の  
 損失補償に関する日本政府の返答金に  
 ついて

昭38. 1. 31  
 臣 北 (印)

未則により本件損失補償の措置が講ぜられた場  
 合、その受領金より、日本政府の前貸金(10億円(昭和  
 22年5月2日付閣議決定)を取立てること(困難な問題  
 あり)に~~ついて~~は、答申11月28日付回答文書をもって  
 報告しておいた次第であるが、昨30日、在京米大使館  
 外務省

サリ(書記官)よりアジア局長等参事官に対し、  
 (1) 本件補償法案が1月16日井上議員より上院外交  
 委員会に提案されたことを通報致すとともに  
 (2) 別途口書を手交して上記法案が本議会に  
 提案された事情にも<sup>かつ</sup>鑑み、~~特~~7月27日付外交  
 委員長は本問題について特に関心を有してゐる  
 ので、未則において本件補償措置がとられた場合  
 さきに日本政府が<sup>沖縄住民に</sup>支給した前貸金を取立て  
 (玉限(希望し(stungly hopes))  
 ないこと、および小笠原住民に対する前貸金と  
 して日本政府が現在留保してゐる138,986千円  
 (昭和30年度における政府の立替金返答金)につ  
 外務省

3

いても同様の措置がとられることを要請するもの  
 であると述べ、わが方の好意的<sup>配慮</sup>検討を要請  
 越した上で、本問題に関し至急検討の上、当  
 省の理解をとりまとめることとしたことへ。

GA-6

外務省

**極秘**

文書課

タイプ指示	発信用	送務用	計
主信	2	2	4
付	(1)	そのほか送付のこと	
	(2)		
属			

発送日 昭和38年2月9日  
 発信 タイプ 1/1 送務

467 公 信 案 (分類)

公 信 番号 重北 45 公 信 照 根 昭和38年2月9日

大 原 主管 アジア局長 18  
 政務次官 卜部参事官 12  
 事務次官 総務参事官 10  
 外務審議官 主任 北東アジア課長  
 官 房 長

起 案 昭和38年2月7日  
 局 案 番 号 (細) 電話番号

受信者 総務長官  
 大蔵省事務次官  
 大臣

発信者 事務次官  
 外務大臣

送付先 (希望発送日)

2月9日

件名 沖縄及び小笠原旧住民の請求権に関する日本政府の立替え金に関する件

未開政府に対する沖縄住民の講和発効前、土地等の損失補償に対する日本政府の前貸金償還<sup>償還</sup>に関する問題<sup>問題</sup>については、さき

GA-2

9 85

38.2.9

に内報しておいたところ、(今般、在京米大使館より) 当有あて、1月30日付オ736号口上書をもつて、本件損失補償に関する授权法案が、最近井上上院議員によりて上院に提案された旨述べ、米國政府としては、本件補償は日米共通の目的である沖繩の経済発展に寄与するところ少なからざるものありと考へてゐるので、同法案の成立を強く期待しているが、日本政府の<sup>米債</sup>償還請求権が附着したまま、同法案が米議会に提出せられたときは、その審議に好ましからざる影響を及ぼす恐れがあるので、日本政府がさきに沖繩住民に対し支出した本件補償、前貸見舞金10億円について、その償還を求めないよう可及的速やかに措置をとられたる旨要請越した。

また、同時に日本政府が昭和31年及び32年に小笠原旧住民に対し支出した前貸見舞金138,926千円についても、同様措置をとられたる旨要請越した。

つては、口上書写(仮訳文添付)を送付するにつき、併検討方相煩わしたる。

附録抄録

外務省

極秘 寫

璽北合第467号

昭和38年2月9日

外務大臣

沖縄及び小笠原旧住民の対米請求権  
に関する日本政府の立替え見舞金に  
関する件

米國政府に対する沖縄住民の講和発効前の土地等の損失補償に対する日本政府の前貸見舞金の償還に関し、予想される問題点については、さきに内報しておいたところ、今般、在京米大使館より当省あて1月30日付第736号口上書をもつて、本件損失補償に関する授權法案が最近井上上院議員によつて上院に提案された旨述べ、米國政府としては、本件補償は日米共通

外務省

の目的である沖縄の経済発展に寄与するところ少なからざるものありと考えているので、同法案の成立を強く期待しているが、日本政府の前記償還請求権が附着したまま、同法案が米議会に提出せられるときは、その審議に好ましからざる影響を及ぼす恐れがあるので、日本政府がさきに沖縄住民に対し支出した本件補償の前貸見舞金10億円について、その償還を求めないよう可及的速やかに措置をとられたい旨要請した。

また、同時に日本政府が昭和31年及び32年に小笠原旧住民に対し支出した前貸見舞金138,986千円についても、同様措置をとられたい旨要請した。

ついては、同口上書写(仮訳文添付)を送付するにつき、御検討方相煩わしい。

付属物添付

本信送付先 総理府総務長官  
大藏大臣

Rcd

JAN 28 1963

JSS

88TH CONGRESS  
1ST SESSION

# S. 270

IN THE SENATE OF THE UNITED STATES

JANUARY 16 (legislative day, JANUARY 15), 1963

Mr. INOUE introduced the following bill; which was read twice and referred to the Committee on Foreign Relations

## A BILL

To authorize a contribution to the government of the Ryukyu Islands for the purpose of providing compensation for use of private property and damage to persons and property arising from acts of the United States Forces before the entry into force of the Japanese Peace Treaty.

1 *Be it enacted by the Senate and House of Representa-*  
2 *tives of the United States of America in Congress assembled,*

### DECLARATION OF POLICY

4 That the Congress hereby finds that it will promote the  
5 foreign policy and security interests of the United States  
6 and will improve the welfare and well-being of the inhabi-  
7 tants of the Ryukyu Islands for the United States to provide  
8 the necessary assistance to the government of the Ryukyu

1 Islands to enable it to make equitable compensation to the  
2 inhabitants and property owners of the Ryukyu Islands for  
3 the use by the United States Forces of land and other prop-  
4 erty in the Ryukyu Islands, and for loss of life, bodily in-  
5 juries, and damage to property by acts of the United States  
6 Forces in the Ryukyu Islands, for the period between the  
7 Japanese surrender and the entry into force of the Japanese  
8 Peace Treaty, during which the United States exercised sole  
9 governmental and administrative authority over the Ryukyu  
10 Islands.

11 SEC. 2. The High Commissioner of the Ryukyu Islands  
12 shall make available to the government of the Ryukyu  
13 Islands funds necessary to assist it to make equitable com-  
14 pensation for the use by the United States Forces of privately  
15 owned land and other property in the Ryukyu Islands; for  
16 damage to privately owned property by acts of the United  
17 States Forces and their members in the Ryukyu Islands,  
18 and for losses of life and bodily injuries by acts of the  
19 United States Forces and their members that occurred after  
20 termination of hostilities in the war against Japan and before  
21 April 27, 1952: *Provided*, That in the case of real property  
22 destroyed or seriously damaged by such use and released by  
23 the United States Forces after April 27, 1952, the compen-  
24 sation for such destruction or damage shall be payable upon

1 actual termination of use in conformity with procedures and  
2 standards governing the use of property in the Ryukyu  
3 Islands by the United States Forces for the period since  
4 April 27, 1952.

5 SEC. 3. There are hereby authorized to be appropriated  
6 by the Congress of the United States such sums as may be  
7 necessary and appropriate to carry out the provisions and  
8 purposes of this Act.



88TH CONGRESS  
1st Session

S. 270

---

**A BILL**

To authorize a contribution to the government of the Ryukyu Islands for the purpose of providing compensation for use of private property and damage to persons and property arising from acts of the United States Forces before the entry into force of the Japanese Peace Treaty.

---

By Mr. INOUE

---

JANUARY 16 (legislative day, JANUARY 15), 1963  
Read twice and referred to the Committee on  
Foreign Relations

秘

沖縄住民の講和発効前の土地等の  
損失補償に対する日本政府の立替  
え見舞金に関する件

38. 4. 18  
並 誌

1. さきに日本政府が沖縄住民及び小笠原旧住  
民に対し、支出した前貸見舞金について償還  
を求めないよう要請越した1月30日付在京  
米大使館口上書に関し、4月15日大蔵省係  
官は本官を来訪し、本件に関する同省として  
の見解を別添のとおり述べ外務省において本  
案を検討の上、米側の意向を打診方依頼越し  
た。

よつて、本官は本提案を上司の上検討すべ  
き旨述べておいた。

本件に関する大蔵省の熟提案は米側が2500  
万弗に上る補償を支払うことを決定したとき

は、その額より10億円を控除し、一応日本  
政府に返還の手続をとらしめ、これを改めて  
琉球政府に対し琉球諸島の経済発展及び福祉  
増進のために同額を供与するという趣旨であ  
る。

2. 米側は本補償法案が国会を通過することを  
切望しているが、これを通過せしめるために  
は日本政府が昭和32年5月2日付閣議決定  
に基づいて立替え見舞金10億円相当額の取  
立てを行わないとの意思表示を行うことが絶  
対の条件であるとしている。従つて日本側  
において琉球住民の利益を考慮し上記金額の取  
立てを行わないよう強く要請している。以下  
に本件に対する日米見解を要約すれば次のと  
おりである。

イ、米側は日本側が10億円の取立てを行わないことを補償の要件としている。

ロ、大蔵省案は、米側の補償金額から立替え見舞金相当額を控除し、一応歳入に繰入れることを主張しており、米側が補償を行つたときはあくまでも取立てを行うことを堅持している。

従つて、米側としては大蔵案に対しては難色を示すであらう。

3. 大蔵省の提案によれば立替え見舞金相当額を一応歳入に繰入れ再びこれを経済技術援助の目的のため、通常の経済技術援助とは別枠として琉球政府に対し援助金として交付することを提案しているが、このような交付の方法は観念的には理解し得たとしても、実際の

見地よりすれば、琉球政府の援助金の消化という考慮から日本側の援助額の実質的削減を意味することとなり、(37年度未交付援助金7億円:38年度未交付援助金13億円)結果的には、米側としては削減に相当する額だけ琉球諸島の経済開発に関係のない金額を補償金として支払うこととなるであらうとして承服しないであらう。

4. 立替え見舞金は停止条件付金銭給付債権であり、本債権を放棄することは財政法カ9条の規定により立法措置を要するものであり、閣議決定によりこれを放棄することはできないとしている。

また、大蔵省の提案は財政法カ9条に規定する立法措置により債務を免除することは在

外財産請求権に対し連鎖反応を及ぼすとして  
この方法による解決は避けたいと考えている。

5. 本省における担当責任者の見解は次のとおりである。

(1) 米側は、小笠原住民に対する補償金よりの控除に関し少なからざる不満を表明している関係上沖縄住民に対する補償の成立条件として取立てを行わないことを要求するであらう。従つて、米側が補償を行う絶対条件としての日本側が立替え見舞金の取立てを行わない旨の確約を米側に与えるならば米側は補償を行うであらう。しかしながら日本側としては米側が補償を行つたときは、32年5月2日の閣議決定第6項に基づいて立替え見舞金相当額を国庫に帰属せ

しめるため取立てを行わなくてはならないであらう。この process を要約すれば取立てを行わないことを条件として成立した債権に関し取立てを行うこととなり、法律の見地からすればかかる債権はその判断の対象とならないであらう。即ち無効である。

(2) 財政法第8条は債権の免除について規定している。本件は停止条件付金銭給付債権であり、未だ停止条件は成立していないので、債権は発生していない(国の債権の管理等に関する法律第12条)。従つて本件について財政法第8条の規定を適用することについては疑義があると考えざるを得ない。

財政法第8条の規定は、停止条件が成立し債権は発生した後その債権の免除につい

て適用せらるべき条項であると解釈すべきである。

- (8) 財政法第8条の債権は、停止条件付債権も包含しているということであれば、会計法第30条によつて本債権は時効によつて消滅したと考えられる。

以上の推論から本件は財政法第8条の規定の適用外であり、従つて閣議決定によつて32年5月2日の閣議決定第6項を変更し、取立てを行わないことを決定したとしても法律上違法であるとは考えられない。

なお、大蔵省の提案は、小笠原住民に対する立替え見舞金に対する解決方法として最も適する提案であらう。

2 考 方

(1) 昭和32年5月2日付内閣議決定に、これは「基」に支給措置が与えられた。日本政  
府の国債承継住民に対する償還請求権は「金銭給付債権」である。

(2) 従って「債権放棄」を目的とする「財政法」第88条の規定に「特別」な措置を要す  
るものあり。閣議決定に「特別」な放棄がなされたことである。

(3) かりに立法措置に依りて放棄がなされ、日本政府の見舞金の配分は、  
加えた国債承継住民は「結果的に」日米双方から「補償」を受けたこと、  
日本政府は「他」の被災者に対する「同様の」結果を「対処」する観点  
から「特別」な措置を「取」ることは「必要」である。

(4) かりに「特別」な措置に依りて「補償」が「日米共通」の目的である。国債承継  
住民の「生活」の「安定」と「福祉」の「増進」に「寄与」が「な」ることを「目的」  
とし、特別」な措置に依りて「償還」が「な」されたこと、他  
国」同様の「金額」に「対」して「償還」が「な」されたこと、  
と「な」る。

(5) 国の「財政」に「対」して「特別」な「措置」が「な」ることを「目的」とする。

い。

○ 沖縄地位の~~維持~~確保と土地等の  
移転を促すに日本政府の努めあり○  
○ 同和事業の推進

大 蔵 省

中 回答要旨

日本政府は、閣議決定に、慶應義塾が、償還請求権放棄することにつき、  
よいか、米國政府に、了す条件補償が、日米共通の目的である。琉球諸  
島の経済発展及び住民の福祉増進に、寄与することを、少くも、  
かゝることを、引連、国会の承認を得、償還金は、相当する  
金額を琉球諸島の経済発展及び住民の福祉増進のため、琉球  
政府に、対し、供与する用意がある。

極秘

部内

沖縄住民の講和発効前の土地等の  
損失補償に対する日本政府の立替  
え見舞金に関する件

38, 5, 2

1. 沖縄住民及び小笠原旧住民に対し支出した  
立替え見舞金に関し

- (1) 米政府の本件に対する見解は次のとおり  
に集約することができる。

1月30日付在京米大使館口上書によれば元来米政府は平和条約発効前の補償要求  
に対しては、法律上義務はないとの見解を  
持しているが琉球住民の立場を考慮し、見  
舞金の形式で救済を行なわんと目下検討中  
である、しかしながらかかる法律上補償の  
義務のない補償について議会の承認を得る  
ことは極めて困難であり、就中日本政府が  
昭和32年5月2日付閣議決定に基づいて

支出した立替え見舞金<sup>10</sup>10億円相当額の取  
立てを行わないことが議会の承認をうる  
絶対の条件である。従つて米政府は、日本  
政府が米政府の本法案の議会を通過せしめ  
んとする強い希望と、琉球住民の利益を考  
慮し、上記金額の取立てを行わないよう強  
く要望する。

- (2) 本件に関する大蔵省の提案は次のとおり  
である。

米側が沖縄住民に対し見舞金2500万  
ドルを支払うことを決定したときは、米側  
をしてその額よりさきに日本政府が支出措  
置をとつた同住民に対する本件立替え見舞  
金10億円相当額を、一応日本政府に返還  
措置をとらしめた上、日本側が改めて琉球



政府に対し琉球諸島の経済発展及び福祉増進のため同額を提供するという趣旨である。

2. 1月30日付米大使館口上書は、外交辞令的表現をとつているが、米側は小笠原旧住民に対する補償金よりの控除に関し、少なからざる不満を表明しており、且又控除額の旧住民に対し再配分を要請している事実にもかんがみ、今次沖縄住民に対する補償を成立せしめる前提として、日本側が取立てを行わない旨の意思表示を行なうことが絶対の条件であることを主張するであろう。日本側としてはかかる条件を承認することは端的には昭和32年5月2日の閣議決定4項の効力（立替え見舞金相当額を国庫に帰属せしめる旨の規定）を消滅せしめる措置をとることである

が困難は正にこの点にあるのであつてその解決方法として大蔵省は妥協案を作成したが同案はあくまで取立てを行すべき立場を固執している。然しながら同案に基づいてあくまでも取立てを行なうことを主張するならば、米側は補償を行なう措置をとらないであろう。米側が補償を行なわないときは取り立てるべき債権は成立しないから昭和32年5月2日の閣議決定4項は無効と何等撰ぶところはないであろう。更に補償が成立しないから結果的には被害者は沖縄住民となり怨嗟は日本政府に向けられるであろう。

以上の観点から、日本側が債権の取立てを行わない旨の意思表示を行なうことが、日米の協力関係の増進及び沖縄住民の利益に合致

するものであると結論せざるを得ないである  
う。従つてその実施方法即ち在外資産に対す  
る補償請求権に関する悪影響を避けつつ、い  
かなる法律手続をとつて取立てを行なわない  
ことを決定すべきかの点に問題をしぼること  
ができる。

結論としては法律解釈上異論はあるが閣議  
決定によつて昭和32年5月2日の閣議決定  
の6項を変更することが本件が在外財産請求  
権に及ぼすべき悪影響を極力回避するという  
考慮からも沖縄住民の利益及び日米の親善関  
係の増進という観点からも最も妥当な方法で  
あると考えられる。

秘

要写 3 部

発電係 秘 総第 14579 号  
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長

電信案 38 5-18 14-27 (分類)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 長	第 890 号 (内出)	主管 アジア局長 ト部参事官 主任 総務参事官	起案 昭和 28 年 5 月 15 日 起案者 (松本) 電話番号 408
アメリカ局長 参事官 北米課長	臨時代理 大使 宛 総領事	大 平 大臣 宛	
電 報 在 宛	大 公 使 宛 総領事		
件名	沖繩住民の講和発効前の土地等の損失補償に対する 日本政府の立替え見舞金に関する件		
18 17	1. 米國政府の沖繩住民に対する講和発効前の土地 等の損失補償に、昭和 22 年 5 月 2 日の閣議決 定に基づいて支給した立替え見舞金の処理に、 在京米大使館と折衝を重ねお		
GB-1	外務省	回覧番号	312

信 電 検 済 関

17/5

891 2

1月30日付の上書(別電)をもつて、本件に対する  
米側の見解を通告した。  
その要旨は次のとおりである。  
「米米政府は平和条約発効前の補償要求に対し  
ては、法律上義務はないとの見解を保持しているが  
琉球住民の立場を考慮し、見舞金の形式で救済を  
行なわんと目下検討中である。(しかしながら)かか  
る法律上補償の義務のない補償について議会の  
承認を得ることは極めて困難であるが、特に  
日本政府は昭和 22 年 5 月 2 日付閣議決定に基  
づいて支払した立替え見舞金 10 億円相当額  
の取立てをあくまで主張する(時)は、米議会は  
本案を承認しないであろう。従って米政府は、  
日本政府は米政府の本法案の議会を通過せしめん  
とする強い希望と、琉球住民の利益を考慮し、立替え

GB-3 外務省

見舞金の取立てを行わない旨の意思表示を議会の審議  
に先立ち行なうことを要望する。

以上<sup>当</sup>本件に関する日米双方の立場を述べた  
~~（補償）~~ 1975年10月10日付の復讐 在外金を回復する方針を研究した  
~~問題の焦点は昭和52年5月2日付の閣議決定に~~  
基づき支給した立替え見舞金返還請求権は財政  
法8条に規定する債権に該当するため、その免除  
~~（補償）~~ は閣議決定ではなく立法措置により行われな  
ければならないと解釈せざるを得ないことにある。  
~~（政府）~~ 関係法として、その免除のための立法措置をとる  
~~（補償）~~ ことは、在外財産請求権に悪影響を及ぼすことが  
必要であるとして本件解決のための不適当であるとの  
見解を堅持している。その帰結として、なお、か  
ら国内法上の解釈の問題と本側の要請の妥協とし  
て作成されたものが上記の条件である。  
よって、我が国国内法上の障壁を回避し  
、先例補償格差解消の議論を防止するため  
の要約案として次の骨子案を作成。  
~~（補償）~~

1たの

(1) ~~昭和24年5月27日~~ <sup>前記の</sup>閣議決定による支給せられた  
立替え見舞金10億円相当額は、受領者の誓約  
に基づき米政府から補償金が支払われたときは  
一応取立てることとし、

(2) 米政府の補償の目的が日米共通の目的である  
琉球諸島の経済発展および住民の福祉増進  
に寄与することにあることを考慮し、取立て相当  
額を同一の目的のために毎年日本政府が行なう  
通常の経済技術援助とは別途に <sup>原状</sup> 国債の承認  
を得て琉球政府に対して供与する

(3) <sup>右の</sup>立替え見舞金の取立て相当額は、何等条件を付す  
ることなく <sup>琉球政府に供与するものであり、且つ</sup>  
<sup>還金と、右の</sup> 通常の経済技術援助の供与には不利益を及  
ぼすことなく <sup>上積みして</sup> 供与するものである。 <sup>三</sup> 是に  
関し米政府が欲すれば、この旨書面をもって確  
約する用意がある。

3. 本府と米政府は、本件の早期円満解決を促進する  
ため、5月14日、~~ワシントン~~ <sup>ワシントン</sup> 局長として在京米大使館  
エマーソン公使に対し、上記の条件を薦と説明し  
米側の考慮を促わし、<sup>米</sup> 旨申入れせしめた。同公  
使は、ワシントンに対し日本側の意のあるところを <sup>得</sup>  
<sup>得</sup> 詳し、何分の回答を得た上、~~再~~ <sup>再</sup> 協議し、<sup>米</sup> 旨  
述べた。

貴使においても右事情を御含みの上、米政府  
関係当局に対し、<sup>万端迄</sup> 貴方の立場を充分説明し、~~貴~~  
<sup>得に努められたり。</sup> 意向を御確めの上、至急御電ありたい。

秘

電信写

総第	14579	号	昭	和	38	年	5	月	18	日	14	時	27	分	発
略	第	890	号	主管	照総										
政務次官	米長、島、北														
事務次官	桑長、島、規														
外務審議官															
官房長															
在	米	武内	大使	宛	大平	大臣宛									
転	在														
件名	沖縄住民の講和発効前の土地等の損失補償に対する 日本政府の立替え見舞金に関する件														
<p>1. 米国政府の沖縄住民に対する講和発効前の土地等の損失補償に関連し、昭和32年5月2日の閣議決定に基づいて従来米側より補償あつた場合は返済する条件の下に日本政府より支給した立替え見舞金の処理に関し、在京米大使館と折衝を重ねありたるところ、米側は1月30日に至り口上書（別電第891号）をもつて、本件に対する米側</p>															

GB-6

外務省

電信写

の見解を要旨次のとおり通報した。

「元来米政府は平和条約発効前の補償要求に対しては、法律上義務はないとの見解を持っているが、琉球住民の立場を考慮し、見舞金の形式で救済を行なわんと目下検討中である。しかしながらかかる法律上補償の義務のない補償について国会の承認を得ることは極めて困難であるが、特に日本政府が昭和32年5月2日付閣議決定に基づいて支出した立替え見舞金10億円相当額の取立てを行ふべきことをあくまで主張するときは米国会は本法案を承認しないであろう。従つて米政府は日本政府が米政府の本法案の国会を通過せしめんとする強い希冀と、琉球住民の利益を考慮し、立替え見舞金の取立てを行わない旨の意思表示を国会の審議に先立ち行なうことを要望する。」

2. 爾後関係当局間において何とか右取立を回避する方法を徹研究したが問題の焦点は昭和32年5月2日付の閣議決定に基づき支給した立替え見舞金返還請求権は財政令第8条に規定する「債権」に該当するため、その免除は単なる閣議決定では

GB-7

外務省

なく特例の立法措置によつて行われなければなら  
ないと解釈せざるを得ず、しかして政府としては  
かかる立法措置をとることは各種の在外財産補償  
要求に連鎖反応を及ぼすことが必定であるので絶  
対に避けたい処である。よつてかかる我方国内法  
上の障害を回避しつつ兼補償法案成立の流産を  
防止するための苦肉の策として次の骨子の解決案  
を作成した。

- (1) 前記の閣議決定によつて支給せられた立替え  
見舞金10億円相当額は、受領者の誓約に基づ  
き米政府から補償金が支払われたときは一応取  
立てることとし、
- (2) 米政府の補償の目的が日米共通の目的である  
琉球諸島の経済発展および住民の福祉増進に寄  
与するにあることを考慮し、取立て相当額を同  
一目的のために毎年日本政府が行なう通常の  
経済技術援助とは別途に更めて国会の承認を得  
て琉球政府に対して供与する。
- (3) 右の立替え見舞金の取立て相当額の琉球還元  
と、右が通常の経済技術援助の供与には不利益

き及ぼすことなくその上積みとして供与するも  
のである。ことの二点に関し米政府が欲すれば  
日本政府はこの旨書面をもつて確約する用意が  
ある。

- 3 本件の早期円満解決を促進するため、5月14  
日アジア局長をして在京米大使館エマーソン公使  
に対し、上記3条件を篇と説明し米側の考慮を傾  
わしたい旨申入れせしめた。同公使は、ワシント  
ンに対し日本側の意のあるところを伝達し、何分  
の回酬を得た上、協議したい旨述べた。

貴使においても右事情を御含みの上米政府関係  
当局に対しわが方の立場を充分説明し、可然説得  
に努められたい。

秘

要写 3 部

発信係 福井 総第 号  
昭和 年 月 日 4580 分発

電信課長

電信案 (分類 38-5-10-14-27)

第 891 号 (ITP)	起案 昭和 38 年 5 月 15 日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主任 総務参事 富 品 起案者 (印) 電話番号 408
在 未 武 内 臨時代理 大 平 大臣發 大 本 使 宛 総 領 事	
電 報 在 大 公 使 宛 總 領 事	
件 名 沖 繩 住 民 の 講 和 発 交 の 前 の 土 地 等 の 損 失 補 償 に 対 する 日 本 以 外 の 立 替 え 具 舞 全 に 関 する 件	
(以下別紙)	

18 18





STRICTLY CONFIDENTIAL

No. 736

The Ambassador of the United States of America presents his compliments to His Excellency the Minister of Foreign Affairs of Japan and has the honor to inform His Excellency that the United States Government is now studying the possibility of an ex gratia payment to residents of the Ryukyu Islands for losses sustained prior to the signature of the Peace Treaty with Japan. Extensive data has been collected from the residents of the Islands and is presently under review. A bill which would authorize payment for pre-Treaty losses was recently introduced in the Senate by Senator Inouye.

The United States is aware that under a decision made by the Japanese Government on May 2, 1957, a one billion yen ex gratia payment made to the residents of the Ryukyu Islands by Japan in 1957 is considered subject to reimbursement in the event of a United States settlement covering losses sustained during the pre-Treaty period. Japan and the United States are both providing financial assistance at the present time to the Ryukyus with the joint objective of promoting economic development and social welfare in the Islands. The United States would expect that any future ex gratia payment covering the pre-Treaty period would

contribute

- 2 -

contribute substantially to this objective. Utilization of a part of such payment to reimburse the Japanese Government for its earlier ex gratia payment would reduce by that much the effectiveness of the US payment in stimulating economic growth in the Ryukyus. Moreover, the existence of a Japanese claim to reimbursement from funds for which Congressional appropriation is required could prove a complicating factor when the question of a pre-Treaty ex gratia payment is under consideration in the Congress. Accordingly, the United States strongly hopes that at an early date the Japanese Government will reconsider its decision of May 2, 1957 and, in the interest of the well-being of the Ryukyu residents, decide not to seek reimbursement for the one billion yen Japanese ex gratia payment of 1957 if or when the United States should make an ex gratia payment covering pre-Treaty losses. An indication of the Japanese Government's intentions in this respect would be appreciated.

The United States has noted that in distributing the \$6 million turned over to the Japanese Government by the United States in June, 1961 in settlement of the claims of former residents of the Bonin Islands, the Japanese Government retained ¥138,986,000 to cover advance payments made to the former residents in 1955 and 1956 by the Japanese Government.

The

The United States intended that the \$6 million settlement should be utilized to maximum effect in alleviating hardships faced by the former residents and in aiding them to establish stable sources of livelihood in Japan. It is accordingly hoped that the Japanese Government, as it reviews its earlier decision on the Ryukyu pre-Treaty payment, will also reconsider the decision under which funds have been withheld from the Bonin Island settlement to reimburse the Japanese Government. The United States would be extremely pleased if the Japanese Government finds it possible to distribute among the islanders the ¥138,986,000 which it has retained, thus joining with the United States in assisting them through non-reimbursable payments.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, January 30, 1963.

事務次官  
外務審議官  
官房長  
官房総務参事官

条約部長  
参事官  
法規課長

アメリカ局長  
アジア局長  
参事官  
北米課長

ト部参事官  
総務参事官

沖繩(住民)に対する土地等の損害補償に關する  
日本政府の立替え見舞金に關する件

NR 38. 5. 24  
ア 総 報

5月24日 後宮アリア局長 在京米大使館 エマーフレ公使  
後宮アリア局長を訪問  
の来訪を求め、本件問題に關し 下記要旨の会談を  
行った。

エマーフレ公使より 後宮局長に対し、

本件申請に關し、  
(1) 米政府は 日本政府に對して債務を負って  
ないから、日本政府に對し 10億円相当額を米側の

GA-5

38.5.24  
局長附  
金 総 報

補償金より支払うことは 米議会は承認しないであろう。

(2) 米側によって支払われる補償金は 沖繩(住民)に支払  
うてから「沖繩軍用土地等見舞金処理委員会」を通じて  
日本政府に返還せしめることは 実際問題として 甚  
難 不可能であろう。

(3) 日本政府が一応 10億円を取り立てて 改めてその  
相当額を琉球側に返還するとした場合、その受領  
者は日本人か 又は 琉球政府 ~~か~~ いずれに對し  
行われるのか、  
と質したので、後宮局長より 同公使に對し (1) 10億円相当  
額は 琉球政府に對して返還を行なうものである、(2) その

GA-6

外務省

場合琉球政府が個人に再配分するか一般約援助として  
一応 前者を考へていゝが 確約  
使用するかは 琉球政府の選択によるものである  
答へた。 <sup>次いで</sup> ~~更~~ エマソン公使より、日本政府が補償金  
より立替え見舞金をとりたてて、同相当額を琉球政府  
に返し返還することを書面によりて確約すること  
であるか、 <sup>日本政府が</sup> 同金額を支払うためには 議会の承認を  
必要とするであろうか、この案についての日本政府の  
見解如何と質したので、後者両者は <sup>右の</sup> ~~右の~~ 書面による  
確約は 行政上の合意 (executive agreement) であるか  
日本の議会は 米議会と異なり 政府の予算は 変更なく  
して 議会の通過せしめしことは容易であるから この案

に ついては 實際上 問題は 起り得ないであろうと考へ  
る旨 <sup>答へ</sup> ~~答へ~~ した。  
<sup>更</sup> ~~更~~ エマソン公使より 同句旨に対し、米議会は  
日本政府が補償金より立替え見舞金を取立てを行  
なうことについては 承認を <sup>米議会の</sup> ~~米議会の~~ 補償金支払への  
承認の付帯条件として 補償金より取立てを行わしめな  
い旨の措置を決定したときは、日本側に好ま(からざる  
(こ)りか残ることとなる <sup>2)</sup> ~~2)~~ ~~である~~、この様な事態に  
~~お~~おちいることは 出来るだけ 避けるべきであると考え  
旨述べた。



マイ指示	宛信用	紙券用	計
主信	1	3	4
付			
届			

発送日 昭和38年6月 3日  
宛信 秘 紙券 紙券

文書 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 6430 号 公 信 日 付 昭和38年6月 1 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長

主 管 アジア局長 小部参事官 主任 総務参事官

起 案 昭和 38 年 5 月 30 日

条 約 局 長 アメリカ局長 参 事 官 参 事 官 法 規 課 長 北 米 課 長

受 信 者 在 米 武 内 大 使 発 信 者 大 平 大 臣

写 送 付 先 (希 報 発 送 日) 月 日

件 名 沖縄住民の講和発効前の土地等の損失補償に対する日本政府の立替え見舞金に関する件

さきに電報をもって通報した本件に同じ、5月24日  
アジア局長は在京米大使館エマソン公使と下記  
要旨の会談を行なったので通報する。

GA-3 外務省 1 50

記

1. エマソン公使より 後官局長に対し、

(1) 日本政府がさきに立替払いした10億円相当額を米側補償  
金から支払うことについては、米側政府は日本政府に対して  
責務を負っていないから米側はこれを承認しないであろう。

(2) 米側によって支払される補償金を一旦(口々の沖縄住民に支  
払ってから「沖縄軍用土地等見舞金処理委員会」を通じて  
日本政府に返還せしめることは実際問題として不可能であ  
らう。

(3) 段々日本政府が一応立替見舞金10億円を取り立  
て、改めて同相当額を琉球側に返還すること  
とした場合、その受領者は(口人か又は琉球政府  
か、いずれに対して行なわれるのか、  
と質したので、アジア局長より 同公使に対し、日本  
政府は10億円相当額を琉球政府に対して

GA-4 外務省

返還を行なうものである。その場合、琉球政府が  
白人に再分配するか又は一般的援助として使用する  
か<sup>目的</sup>は琉球政府の選択によるが、日本側としては  
後者を考えていると答えた。

又、次いで、エマーソン公使より日本政府は補償金  
より立替金と取りたてた後、同相当額を通常  
の援助の上積みとして琉球政府に対し返還すること  
を書面によって確約することであるが、日本政府  
が同金額を支払うためには議会の承認を必要と  
するであろうが、この点についての日本政府の見解は  
如何と質したので、後任局長は<sup>右</sup>の書面による確約  
は<sup>行政上の</sup>合意 (executive agreement) であるが  
日本の議会は米議会と異なり、政府の予算案は  
変更なくして議会の通過せしめることは容易である  
から、この点について実際問題とは起らないと考える

旨答えた。

3. 更に、エマーソン公使より同局長に対し、<sup>米側政府は</sup>日本政府  
が前回支出の立替金と米側補償金より取立てを  
行なうことについて議会の承認せしめることは極めて  
困難であることか予想される<sup>が</sup>、米議会は補償金  
<sup>法律を</sup>承認<sup>し</sup>の<sup>り</sup>に<sup>て</sup>、日本政府は補償金より  
取立てを行なうことができない旨の<sup>法律上の</sup>措置<sup>を</sup>決定したとき  
は、日米間に好ましくない<sup>し</sup>こり<sup>が</sup>残ることとなる  
ので、このような事態におちいることはできるだけ避  
けるべきであると考え旨述べた。

寫 秘

外 務 省

通總第630号  
昭和38年6月1日

在米大使 殿

外 務 大 臣

沖縄住民の講和発効前の土地  
等の損失補償に対する日本政  
府の立替え見舞金に関する件

さきに電報をもつて通報した本件に関し、5  
月24日アジア局長は在京米大使館エマーソン  
公使と下記要旨の会談を行なつたので通報する。

記

1. エマーソン公使より後宮局長に対し

- (1) 日本政府がさきに立替払いした10億円  
相当額を直接米政府より日本政府に米側の  
補償金の内から支払うことについては、米

外 務 省

2

国政府は日本政府に対して債務を負つてい  
ないから米議会はこれを承認しないであろ  
う。

(2) 米側によつて支出される補償金を一旦個  
々の沖縄住民に支払つてから「沖縄軍用土  
地等見舞金処理委員会」を通じて日本政府  
に返還せしめることは実際問題として不可  
能であるう。

(3) 仮に日本政府が一応立替え見舞金10億  
円を取り立てて、更めて同相当額を琉球側  
に返還することとした場合、その受領者は  
個人か又は琉球政府かいずれに対して行な  
われるか

と質したので、アジア局長より同公使に対し  
日本政府は10億円相当額を琉球政府に対し  
て返還を行なうものである。その場合、琉球  
政府が個人に再分配するか又は一般的援助と  
して使用するかは結局は琉球政府の選択によ  
るか、日本側としては後者を考えていると答  
えた。

2 次いで、エマーソン公使より日本政府が補償金より立替え見舞金をとりたてた後、同相当額を通常の援助の上積みとして琉球政府に対し返還することを書面によつて確約するということであるが、日本政府が同金額を支出するためには議会の承認を必要とするであろうが、この点についての日本政府の見解は如何と質したので、後官局長は右の書面による確約はいわば行政上の合意（ executive agreement ）であり、「法律と予算の範囲内」との制約は当然のことであるが、日本の議会は米議会と異なり、政府の予算案は変更なくして議会通过せしめることは容易であるから、この点について實際上問題は起らないと考える旨答えた。

2 更に、エマーソン公使より同局長に対し、米政府は日本政府が前回支出の立替え見舞金を米側補償金より取立てを行なうことについて議会を承認せしめることは極めて困難で

あることが予想されるが、半面、米議会が補償法案を承認し、その付帯条件として、日本政府は補償金より取立てを行なうことができない旨の決定をしたときは、日米間に好ましからざるしこりが残ることとなるので、このような事態におちいることはできるだけ避けるべきであると考える旨述べた。



アジア局長

下部参事官

総務参事官

ね  
た  
ら

No.

MR. JOHN J. CRYZAK との会談要旨

38. 7. /  
亜 統

米太平洋信託統治地域の請求権問題及び

沖縄住民に対する講和発効前補償に対

する日本政府の立替見舞金問題に関し、米

國務省 MR. J. J. CRYZAK (assistant

legal adviser for Far East Affairs) との

会談要旨下記通り

日時 7月1日午後 2.30. 於 233号室

出席者 亜総 参事官、上村調査官

条約法 天羽参事官

口連 政況 中村参事官

外務省  
高松案(乙)

外務省

No.

太平洋信託統治地域の

請求権問題

先づ参事官より、本件に関する米側提

案及びわが方 對案を対比し、

米側提案の請求権の相互放棄 (mutual

waver) 及び見舞金 (ex gratia)

の支払は、日本側としては受諾し得ない

理由を説明し、日本政府としては、わが

方提案の通り、平和条約の4条(a)に

より、私有財産権尊重の原則に基づいて

解決処理をほかりたい旨を述べ、後

令不完全であつても敵産管理局の

外務省  
高松案(乙)

外務省

管理下にあった日本側財産に関する資料がなく、当方として国内的に打つ手がない旨を述べ、資料の提供方を要請した。

これに対し、Mr. Czyzak は、現地の状況も変化しているため、日本側の要望する資料があるか否か疑問である。然し信託統治理事会との関係で何等かの解決をはからなければ日米双方とも困難な問題が起る惧があるので、日本側の意向を考慮し、ワシントンに帰って検討する旨を述べた。

又、沖縄の講和発効前の損害補償問題

審判官より、後宮局長、エマーソン公使

会談の要旨を説明した上、日本政府

の立替え前渡金10億円、財政法

第8条の規定する債権に該当するので、

この取り立てを行わないためには、特別の

立法を要するが、かかる立法措置を採

ることは、他の在外財産請求権に連鎖

反応を及ぼし、国内政治上困難な問

題を惹き起すので、日本政府としては

他の実際的な方法、即ち一応債権

は取り立てることにし、この取り立て

相当額を改めて琉球政府に対し

経済援助として交付する方法を採ら

ざるを得ない立場にある旨説明した。

(同法律顧問補佐官は本件に関する  
問題は既に充分承知している)

同氏は、これに対し、日本側においても国内

的に事情があることは理解できるが、米國

側においても同様に国内事情がある、

後令日本側が立替見舞金として取立

てた相当額を琉球政府に返還する

としても、米議会をして日米間の債権

債務の関係がないのに日本政府に

相当額を交付することを承認せしめる

ことは困難である旨を述べ、更に本件

目下米政府内において検討中であるが、

日本政府の意向も確認したから

本件解決促進のため努力する旨を

言した。



アジア局長

参事官

総務参事官

総特第 6356 号

昭和 38 年 9 月 3 日

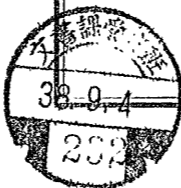
外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局



講和前損失補償に関する米国防省提出法案に  
ついて

標記について、別添のとおり南方同胞援護会会長から報告  
があつたので御参考までにお送りする。



総 理 府

回 覧 番 号  
亜 総

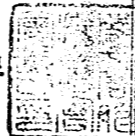
南援発第278号  
昭和38年8月13日

総理府特別地域連絡局

局長 大竹 民 彦

南方同胞援護会

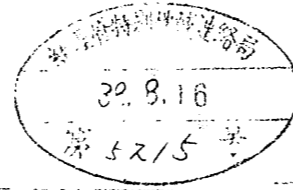
会長 大浜 信 泉



国防省提出法案について

さきに7月26日付南援発第257号をもって、講和発効前補償法案の進展に関する桑江期成会会長の報告を御回報申上げたが、その報告の文面中にある「国防省提出法案」とは何を指しているか疑義があり、この点について現地側に詳細な説明を求めておつた（別添1-7月30日付南援発第260号参照）ところ、8月3日付講補発第41号（別添2参照）のとおり回答があつたので御回報申し上げます。

なお、桑江期成会会長の上京の件についても8月2日付講補発第40号（別添3参照）をもって連絡があつたので、併せて御知らせ申し上げます。



南方同胞援護会

南援発第260号  
昭和38年7月31日

講和発効前補償獲得期成会

会長 桑江 朝 幸

南方同胞援護会

事務局長 吉田 剛 延

国防省提出法案について

1963年7月17日付講補発第35号にて御報告のあつた上記法案について更に詳細を知りたいので特に下記点について詳細折返し御連絡賜りたく御依頼いたします。

記

1. 国防省が提出予定の法案は支出制限法案であるのか、支出法案なのか。
2. 若し支出制限法案であるとするれば、井上土院議員提案の制限法案との関係はどなるのか、また井上法案に代るものが国防省提出法案であると解釈してよいのかどうか。
3. 講補発第35号の回答事項1の「国防省よりの勧告案」と2の「国防省が法案の上院...」の法案とは同一のもので解釈してよいと思うがどうか。

南方同胞援護会

講 神 啓 奉 々 号

1963年 8月 3日



中方同胞協議会

事務局長 吉 田 洞 延 殿

講和発効不損失神慮狼狽期  
公 茂 奉 江 野  


因防有提我法表について(回答)

昭和38年7月31日外幣兌換率260以下相場暴落が

原因の首魁の事 下記通り回答致します。

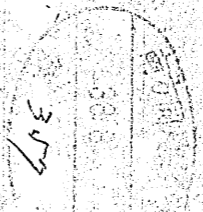
能

1. 文部省根拠法表を参照。
2. 赤十字法表に於てSDAの因防有提我法表を参照。(1963年2月8日付外幣兌換率参照を以てす)。
3. 同 - 参考。



辨 柳 登 年 40 号

1963 年 5 月 2 日



中 央 同 胞 振 興 会

争 務 局 長 吉 田 綱 延 様

辨 柳 登 初 次 未 辨 柳 登 様 へ  
争 務 局 長 吉 田 綱 延 様 へ

渡 未 打 衝 貸 料 の 検 討 と 關 係 官 庁 の 協 力 方 案 請 願 の 為 に 会 長 上 京 を つ づ け

未 回 裁 会 に つ い て の 講 和 示 補 償 奇 策 は ア メ リ カ 赤 十字 講 士 の 17 月 9 日 付 書 簡 に よ る 連 絡 に よ り 才 士 賠 償 法 案 は 本 問 題 の 担 当 陸 軍 畜 次 官 エ ー ル と の 申 請 折 合 上 級 官 庁 の 関 防 省 に 送 付 さ れ て お り 関 防 省 が 承 認 せ ら れ ば 予 算 司 が 承 認 を 求 め て 8 月 中 旬 頃 に は 裁 会 提 案 が 承 認 さ れ だ ろ う と 申 せ ぬ 所 だ と思 います。

本 会 と し て は 9 月 中 旬 頃 に は 裁 会 で の 法 案 審 議 が 承 認 さ れ る べ し と 予 想 し て 目 下 渡 未 打 衝 貸 料 の 整 備 を 急 い て お り ます 才 士 閣 下 が 裁 會 に 成 り 次 号 会 長 上 京 の 上 貴 会 と の 貸 料 の 検 討 を 經 て 關 係 官 庁 の 貸 料 提 案 の 上 御 採 取 を 希 望 し 渡 未 打 衝 貸 料 の 協 力 方 案 請 願 を 考 え て お り ます。

会 長 上 京 の 時 期 に つ い て は 立 法 院 が 会 期 の 勘 定 を 5 月 3 日 頃 に 決 定 約 10 日 位 と 予 定 し て お り ます の う ち 御 既 意 下 さ れ ば 御 願

ハ致す。

尚、漆木ノ隈ノ處、成子迄にてありまじ。此處、野村代とは充分  
ノ連繫ハ成りてあり。本題、懸ハ成りまじ。ほんとの資料ニ基付いて  
亦、知識ニ得ておらうと配してありまじ。て、お知らせ致す。



アジア局長  
参事官  
総務参事官



総南連第1871号

昭和38年10月25日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

「講和前補償問題に関する請願」の米本国への  
送付についての民政府からの連絡について

さる10月22日、米琉土地諮問委員会のキング大佐から、講  
和前補償獲得期成会（会長 乗江朝幸）に、「10月11日講和  
前補償獲得期成会受任者大会において決議された『講和前補償の  
問題の早期解決方についての請願』を、高等弁務官は自己の意見  
書を添えてワシントンのエイルズ陸軍次官に送付した。」旨連絡  
があつたが、同高等弁務官の意見書および請願書は別添のとおり  
であるので報告する。（別添1および2）

なお、最近（10月16日付）のヘメンデンガー弁護士から同  
期成会への書信によると

① 補償問題が米国行政当局によつて、援助措置よりも低順位と

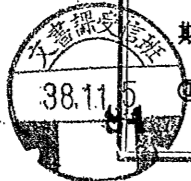
して考えられ、あまり強く押し進められないことを憂慮して  
いる。

② バスマン小委員会（米下院才出小委員会）の活動開始後、  
当該問題の米議会送付があまり遅延しないことを希望してい  
る。

等のことを高等弁務官に伝えることもよろしいと思われる、と  
のことである。（詳細は別添3および4を参照されたい。）

また、当初米議会で当該問題の審議が開始された時期に乗江  
会長等関係者の派米を考慮していた同期成会は、当該問題の米  
議会提出が遅れている状況にかんがみ、米議会への提出自体を  
促進するために関係者の派米が必要ではないかと検討を加えた  
が、高等弁務官を経ずに直接米本国当局と交渉することの悪影  
響をおそれ、当分の間高等弁務官を通して働きかけを行ない、  
しばらく情勢をみまもることとなつた模様である。

（写送付先） 外務省アジア局長



回覧番号  
並総 8721

総 理 府

別添



1963年10月16日

陸軍大臣

マニラ、フィリピン

1963年10月16日 講和条約締結推進委員会を代表し、貴大臣に  
立法部職員 仲村 兼春氏及び仲山 盛久氏より別紙通り陳情が  
ありました。

同陳情書及び貴大臣の要請は、米国の陳情奇聞、功績精神を  
述べます。貴大臣及び国会は、琉球に於ける米国の使命達  
成と対峙し、この問題を潜在的な問題の解決に於いて大  
いに立上っております。

貴大臣及びその同僚職員は米国の対する決意の是非を理解して  
おられ、その是非を全面的に国会の議決で考慮する事、不可能である事  
を理解しております。彼等は、この事情を、彼等の代表している人に  
説明する事に困難に感じています。彼等は、琉球に於ける義務  
及び米国の対する本件を、再び強迫する必要があると感  
じます。従って、貴大臣は貴職の適宜な取り扱いは、貴大臣と  
国会の議決する事、望ましく思います。

高千穂守備官は、本官は琉球住民の感情を充分に知っており、  
貴大臣の是非を心から支援するものであります。この是非を考慮するに  
ついて、琉球とアメリカの親善及び協力の心が深められ、今更には  
いつに於て予想される琉球人民の損失を神足でござると思ひ、

貴大臣が琉球の事は絶えず苦心を払っておられる事に、  
厚くお禮申し上げます。

敬 啓

高千穂守備官  
高千穂守備官

16 October 1963

Dear Mr. Secretary:

On 9 October 1963, I received the attached petition from Legislator Choko Kuwae, Mr. Eiharu Nakamura and Mr. Seikyu Nakayama representing the Association to Acquire Compensation for Damages Prior to Peace Treaty.

The petition and the request of Mr. Kuwae testify to the spirit of cooperation which exists between the United States and the petitioners. Mr. Kuwae and the Association have been instrumental in providing solutions to many potential problems which could have hampered the accomplishment of the United States mission in the Ryukyu Islands.

Mr. Kuwae and his associates realize the many demands on the United States and the impossibility of considering all demands in one session of Congress. They understandably find it difficult to explain this situation to the people whom they represent. They consider their duties to the people require them to again press this claim upon the United States. Mr. Kuwae, therefore, requests that you forward appropriate legislation to Congress at such time as you consider it proper.

As High Commissioner, I am intimately aware of the feelings of the Ryukyuan people and fully support the request of Mr. Kuwae and his Association. Consideration of this legislation will enhance Ryukyuan-American friendship and cooperation and supplement anticipated losses in Ryukyuan income due to this year's drought.

Your continued interest in the Ryukyu Islands is deeply appreciated.

Sincerely,

Incl

PAUL W. CARAWAY  
Lieutenant General, United States Army  
High Commissioner

Honorable Stephen Ailes  
Under Secretary of the Army  
Washington 25, D. C.

講和前補償の問題の早期解決方についての請願

講和前補償問題について長年月に亘り熱心に研究されその実現のため御努力を傾けておられる事に対し厚く感謝を捧げ深く敬意を表する次第であります。

貴官が本問題についての御研究と実現に情熱をもち、熱心に御努力をしておられる事について我々は十分に了解し、御禮の言葉を申し上げる次第であります。更に本年中には是非其の実現をはかろうと致します。より重畳で請願申し上げる為謹んで請願書を提出する次第であります。

既に御了解なされておられるとは存じますが、請願の主体者である講和前補償獲得期成会の構成と性格その活動について申し上げ御理解を深めると同時に沖縄の土地問題のいきさつ、講和前補償問題の早期解決の必要性等、長文にわたりますが、本文が講和前補償問題が解決される最終的請願文書になりますよう心から御祈りを捧げ御判読御配慮を願うに上る次第であります。

先ず期成会の構成と性格その活動の概要について申し上げます。講和前補償獲得期成会は一九五八年三月十九日、沖縄市町村会、沖縄市町村議会議長会、沖縄市町村議員連合、土地委員連合会等三者を一体として結成され、その構成員はその家族を含めると総数四十万余人（沖縄の総人口の

約五百名に過ぎないに達しており、役員は会長一名、副会長三名、理事十八名からなり、これらより役員はこれ以外の所属の団体から選出されております。会長は沖縄市町村軍用土地委員会連合会長の立場から、期成会長に選出されておられ、副会長の一人は市町村会会長であり、他の一人は市町村議会議長会副会長であります。

このように構成されており、致しませんが期成会は住民の所から、一帯の信頼と期待を背負っており、琉球の米軍基地並びに琉球政府も又本会の立場を十分理解しておられると確信されております。本会はあくまでも米國の自由陣營防衛のため琉球に於ける米軍基地の保有に於ける必要性を理解し、協力的な立場に立つことを基本方針として堅持しております。

講和前後の懸念の問題につきは被災関係者の請求を十分に調査検討し、これを適正かつ円満に解決することを唯一の目的としております。従って今日迄の活動もこの一点に限定し、かかる政治的懸念も持たないよう細心の注意を払って参りました。このようにしては、沖縄に於ける米國関係者も十分御了承致すものと信じております。

次に本会が問題の提起を承けたから今日までの経過を説明いたします。この問題が是非解決されるには、なほいろいろの重要事項の検討を必要とするものと承けて、我々の方針と立場を更に詳述するに致したと存じます。

まず第一にこの問題の背景として、沖縄軍用土地

問題全般と密接な関連がありますので、その説明と関連させながら最初より経緯について申し上げたいと存じます。

一九四五年戦争の終結と共に琉球に駐留する米軍はその使用土地の一部を琉球住民に返還して住民の居住を許容して参りました。が、中国大陸が共産主義者の手中へ帰し、蔣介石政権が台湾に移駐するに非ずばならず、アジアにおける自由陣営の防衛強化の必要から米軍基地の拡張強化措置が急速に進められ、そのため琉球住民は土地等の個人財産が強制的に収用され、住民の<sup>強制</sup>立退きが強行されたのであります。しかも土地に対する借料はいたって低廉でかつ、これに附帯する補償も十分でないが、一九五五年六月米下院軍事本員会は琉球政府行政主席比嘉彦平外五名の代表を軍事本員会に招き、その現状を聴取し、更に同年十月米軍事本員会分科会<sup>の</sup>調査団が琉球に派遣されました。

一九五六年七月九日分科会の調査の報告書が公表され、これに伴って米軍用地の一括払い政策である布告案、一六四号令が公布されて、実質的におしすすめらるるに及んで住民の不满は爆発し、一括払いの阻止、新規接収反対、損害賠償の早期支払、適正地料の毎年払いの四原則貫徹のスローガンをかかげ七カ月の大抗議集会を連日開催して不穏な空気を醸成するに至ったのであります。

一九五八年七月末陸軍省は琉球政府行政主席寺前重剛以下  
大谷軍用地問題解決策ニ以渡米代表団と呼称された(と米國に  
招致して國防省、陸軍省、國務省、財務省、各關係者と琉球に存  
する軍用地内題解決のための協議会が用がけられた。  
席上參謀總長、レムニアール將軍から大要「琉球において  
軍用地の一括払いを取り止め、地料を毎年払いにするには軍用  
地内題は解決出来る」と旨前さし、以に答えて琉球側代表  
團は「括払いを取り止めて適正な地料に基いた毎年払いをす  
る」ことが実現すれば「講和前補償の問題を除いて、直前に  
いる軍用地内題については解決出来る」とは「講和前補償  
の問題が未解決として残るだけである」と述べてあります。  
す。その後一九五八年十一月あは困難を極めた軍用地内題  
も五月にわたって行われた米琉双方の代表の現地折  
衝によって円満に解決さし、今日まで五年を経れております。  
が、その間、幾多の新規接收等も行われて来ましたが、凡そ  
順調に事と進むことが出来、又もとも懸念さし、いま  
した。地料の五年毎の更新に際してもその信義は再  
重さし、米琉双方の理解と協力により本年六月円満に  
地料更新も終了したものであります。  
このことは、軍用地関係住民が米政府と琉球側代表団と  
円満に交渉さし、各条項の信義を重んじ、且つ如何に  
協力的であるかを示す立派な証左であります。  
今や沖縄における軍用地問題は南條住民の協力のよる円

病に遂行されるの補償問題のみを残すこと、はったのであります。我々はこの未解決のものを取り残している問題の解決に全力を注ぎ、今日まで八年間米当局に対し強力に訴え続けてくる次第であります。

琉球政府立法院においても琉球住民の最重要問題は向題として本件を取り上げ、その解決促進を決議して三度に亘り米國政府に強力に要望している実状であります。

別紙資料一号(参照)又四十二人<sup>余</sup>のぼる関係者(家族を含む)は代表三七八名を選出し、講和前補償請求に關する一切の権限を委任し、毎年三回代表者の大集会を用いてその苦しさを述べ、人道的立場から住民福祉の上から施政権者が早急に解決すべき重大な問題であると訴え続けて来たのであります。

土地問題解決の最重要条件の一つである講和前補償の問題は件数にして八二、三〇〇余件で直接の関係家族を含めると実に四、二〇〇余人に達し、沖縄本島全人口の約五四%に相当し、米軍の駐留がなかった宮古、八重山の各離島を除き琉球全域にまたがっております。そしてその内容は先に解決された他の軍用並問題以上に直接の被害関係者が多く、内容も複雑で強制移住、財産権の侵害、個人財産の損壞、人身傷亡等、人権上、道義上誠に由々しい重要問題と内定しておりますので、これ以上問題解決が遷延されずと誠下憂慮すべき事態の發生も懸念されるのであります。



既に住民の間には集疎の色が日一日と濃くなりつゝあり  
我々幹部としても此が対策に悔心してゐる次第であり  
ます。以上は琉球における軍用地問題の一つとしての講和  
補償の背景でありますが、此に對し、現地米当局は終始  
熱意をもつて解決に努力されておられ、我々としてもたえず感  
謝してゐる所であります。即ち、高井井務官は一九六二年四月  
八日講和前補償について声明を發表し、米琉合同審査委員  
会を設置せしめてその解決についての勧告を行はう様に指示  
致しました。

我々も又キヤラウェイ高井井務官の声明に基き、講和前の  
補償請求者から、本件に關する一切の権限を委任する委任状  
をうけ、米國側代表ジョーン・キング大佐を委員長とする講和  
前補償審査委員会の琉球側代表として参加し、米琉双方の  
代表が二年余にわたる詳細調査に、適正に判断された  
結果、米琉双方が協力の信頼を基いて合意納得の上で  
講和前補償の問題を最終することが出来ました。講和前  
補償の問題は人道主義上極めて重要問題であるにもか  
かわらず、今日迄住民の強い要求を後押し、住民の感情を大  
げり、可哀なる者の苦悩をおしつづめる事がある未だ理由は何  
んであるのか、それは軍用地問題が深く、解決はしたくない事、米琉双方の信頼感の、解決はしたくない事、米琉双方の信頼感の  
井務官並びに米政府が列添資料第三号に述べる様に本  
問題解決のため逐次平際、逐次平際、、逐次平際、、逐次平際、、逐次平際、  
順次解決の途を用いたかつてあります。

従つて我々期成会の幹部は、以上を余人の被災関係者がたえず  
す早期解決方を訴へ続けざるを甚だし、焦慮に対し「米政  
府の理解と信頼による解決に近づきつゝある。あと一息の辛  
穡である。忍びがたきを忍んで米國政府の善意益々の解決  
措置を信頼し待つて戴こう」と説得して来たのであります。

そして今日迄五カ年余りその向米國政府としては我々の信頼に  
たえ陸軍省国防國務内省の検討を終え、今や最後の段階で  
ある所の光栄ある米議会の理解ある処置が残さぬのみならず、  
いた琉球住民は長、尙の苦悩と忍耐が必ばく報らるる日が近  
くにあることと信じています。血汗の被災関係者は、人権  
侵害だ道義上の問題だとしてたたきつけて来る左翼の煽動を  
排除し、いたすうちに手必必さし、米國政府の声明を信じ、陰  
忍自重協力と信頼を基調と行動して参りました事の正し  
さと証明し、忍耐が夫明に尊く事の裏付けられる日が米  
國議会の理解ある処置によつて示されるのだと、荷腔の信  
頼を捧げて待機してゐるのであります。

以上の様に琉球住民の切実な要望である講和前補償問題の重  
要性と認識せられ我々の期待に、たえ講和前補償の問題の早  
期解決を期するため、陸軍省、国防省に対し、米國議会に一日も早く  
提案され、米議会が無事に議会の通過をはかつて、載りますよう  
深、理解と熱意をもつて努力なすべく、あります。高野弁務  
官に強く要請致し、請願を申し上げる次第であります。

講和前補償復得期成会

会長 桑江朝幸

キヤラウエイ 高野弁務官 殿

別紙資料第一号

決戦等八号

対日平和条約発効前のアフリカ合衆  
国軍隊による損害の補償方案請求書概

一九四五年八月の終戦から一九五三年四月の対日平和条約  
発効までの七年間に於けるアフリカ合衆国軍隊により蒙った琉  
球住民の人命及び財産等の損害については、日米両国政府  
及びその補償責任を回避し、今日に至るまで何ら適正な補  
償がなされてはいないのである。

野産上の損失面については、日本国政府より同情的に見舞  
金が支給されたにすぎず、<sup>重</sup>大なる人権の根源をなす人  
命については何らの補償もなされておらず、中には一家の大黒柱  
となり頼むべき者を失い、生活に困窮を来している遺族もある  
事情である。

戦争終結後十四年、対日平和条約発効後七年を経過し  
た今日ながら、この様な人道上の問題が未解決のまま放置さ  
れている事は、その問題の重大な生命と生活に関する財産の問  
題であるから、住民の不満を招くおそれがあり、莫大遺憾である。

よって、琉球政府立法院以上の見地から琉球住民の福祉と安  
寧のため、アフリカ合衆国が統治権者として誠意を以て速かにこの  
損害補償の具体的な解決策を講じて貰うよう強く要請するものである。  
お決裁する。

一九五九年七月一日

琉球政府立法院

琉球川島高平并指官より

決裁案五号

日本国との平和条約発効前のアメリカ合衆国軍隊  
による損害補償費松法案の早期成立を要請決議

戦争終結後十六年、日本国との平和条約発効後九年を経  
過した今日、なら日本国との平和条約発効前におけるアメリ  
カ合衆国軍隊による琉球住民の人命侵害及び財産損害に対す  
る補償問題が未解決のまま放置されている事は、基本的人权  
及び人道に甚く遺憾とするところであり、これは琉球統治の  
一大巧莫である。

琉球政府立法院は、この間の補償について、決裁により又は別  
らゆる機会を通じてアメリカ合衆国に於て、琉球列島に於ける  
唯一の施政権者として住民福祉の見地から当然の責任  
を以て早期に適正な措置を講ずるよう要請してきた。

アメリカ合衆国等八ヶ国裁合に引続き、今回の第百七十七裁合  
にウオルター・H・シヤット、裁員外三氏により、琉球政府に於  
て日本国との平和条約発効前における合衆国軍隊による生  
じた民間人の財産の没収、人体や財産への損傷に対する補  
償をなすことを目的で金額を支払う法案が再提された事  
に、合衆国は注目している。このことは、同法案提案者と初め  
基本的人权を尊重する民主主義に則る米国民裁合の琉球  
に於ける深い理解と誠意によるものと見て、敬意を表する。

特に被音者はアフリカ合衆国による必要にして且つ適正なる措置と確信し過去十二年にわたる辛苦を嘗めながら神慮を専らこころした努力の結果おこる事を期待せらる。

よつて琉球政府立法院は琉球住民の福祉と幸福のためアフリカ合衆国が統治権者としての絶大な理解と裁意により琉球住民に対し日本国との平和条約発効前の補償を以て心なる法律と違ふに審裁可決を以てよう強く要請する。

右決議する。

一九六一年 三月三十日

琉球政府立法院

アフリカ合衆国大統領

閣内閣長官  
副閣長官  
財務長官  
上院議長  
下院議長

あて

決議案第三号

請私刑損害補償の早期實現に關する要請決議

請私刑損害補償請求は、一九五五年以來、琉球住民の財産にかゝる最も重要な問題の一つとして、二万余の請求者が多大の関心と希望を、可及的速に解決されるよう絶えず要望して参つて来た。一九六二年四月六日のキヤラウェイ高専弁務官が請私刑損害琉球合同審裁委員会に設置した事によつて琉球住民は、同委員会の適正な判断と措置に基づき、問題解決への道が開かれたものと大に喜びと期待を以てする。

合同則委員四名、琉球側委員四名から成る同委員会は、一半半の問、補償請求の性格内容等と、秘密に分析綜合して高専弁務官の答復に答申し、一九六二年一月一六日高専弁務官は同審裁委員会の報告書に署名し、アメリカ合衆国政府に同報告書と提出した。現在わが琉球住民は、同政府の立法勸告とアメリカ合衆国議会と理解ある解決を待つばかりである。

請私刑損害は、請求権者に対し早急に支払わなければならない十分な正当な理由があると思われ、るにも拘らず琉球列島の特殊な国際法上の地位から補償責任の所在を明確にする事が必要で、今日まで遅延して居ります。アメリカ合衆国は社会的、人道的見地から重視して居るこの難案問題と解決する事によつて、自らの責任と果敢に示すべからう。

この時期に至っています。アメリカ合衆国は琉球列島の唯一の施政権者であるから、琉球の公共の秩序、経済発展及び住民の福祉向上の絶対的責任を履行するため、この問題の早急の適切な解決に深甚な考慮を払うたあつた事と、この目的は琉球住民は期待し得るものである。

請願所願者神贖請求並びに請求権者については一九五五年以来琉球政府の土地台帳、各市町村住民登録及び登記簿と綿密な照合を施し、また損喪対象たる本人名簿とはその正身分相続人だけが神贖金を受領する事になっております。神贖請求権の譲渡に至り得ない請求による神贖金の受領は認められず、いづれにせよ、ハヤウの調査に基づいて決定された神贖金額の支払は正身分請求権者の申請に基づいて損喪の種類毎に適切に基準に基づき算定を以て、請願所願者神贖請求合同審議委員会の精励の調査を完了し、高年并務官の承認を得たものであります。

以上の見地からアメリカ合衆国政府と琉球政府との切実な要求を理解し、合衆国議院の八国会において必要分の措置と積極的な推進を琉球住民に對する請願所願者神贖金を早急に支払うよう、今住民を代表する琉球政府立法院の所長に強く要請する。

一九六三年 二月一日

琉球政府立法院

米國大統領  
米國上院議員  
米國下院議員  
米國司法長官  
米國陸軍長官  
米國海軍長官  
米國空軍長官  
米國商務長官  
米國衛生長官  
米國教育長官  
米國労働長官  
米國環境長官  
米國交通長官  
米國文化長官  
米國科学長官  
米國芸術長官  
米國スポーツ長官  
米國観光長官  
米國情報長官  
米國外交長官  
米國国防長官  
米國司法長官  
米國教育長官  
米國労働長官  
米國環境長官  
米國交通長官  
米國文化長官  
米國科学長官  
米國芸術長官  
米國スポーツ長官  
米國観光長官  
米國情報長官  
米國外交長官  
米國国防長官

別添資料第三号

① 一九五八年五月八日軍甲土地問題解決に先立ちワシントン在の弁護士ノーエル・ヘンディングー氏と講和系神農復興協会の代表者との交渉が締結され琉球における被害者として講和系神農復興問題についてノーエル・ヘンディングー氏に全権を委任し彼の代理に期する事になった。

② 一九五八年三月二十九日ヘンディングー氏と講和系神農復興協会の代表者との交渉が締結され琉球における被害者として講和系神農復興問題についてノーエル・ヘンディングー氏に全権を委任し彼の代理に期する事になった。

③ 一九五九年七月二日カリス高専弁務官は講和系神農復興問題と土地給付委員会と善処せしめ適当な措置を高専弁務官に報告する取次と並にその声明を公表した。

④ 一九五九年一月三日カリス高専弁務官は講和系神農復興問題と土地給付委員会と善処せしめ適当な措置を高専弁務官に報告する取次と並にその声明を公表した。

⑤ 一九五九年四月二七日カリス高専弁務官は講和系神農復興問題と土地給付委員会と善処せしめ適当な措置を高専弁務官に報告する取次と並にその声明を公表した。

⑥ 一九五九年四月二七日カリス高専弁務官は講和系神農復興問題と土地給付委員会と善処せしめ適当な措置を高専弁務官に報告する取次と並にその声明を公表した。



①一九六三年三月三日 講社不神債の未収着査手続  
金は一年間おけたる詳細な検討を終り双方の納得  
合意の上各債類に決定署名の上高専并務官に送達  
した。

②一九六三年四月六日 高専并務官は右各債書に署名  
陸軍長官に送付 国債者で原に検討された上 最終決定  
は未回収会と未回収統願よりなる旨を発表された  
いた。

③一九六三年一月二日 高専并務官は講社不神債獲得  
期成会の代表者会議に対し、左の様なメッセージが送付さ  
れた。不降 報告によると講社不神債請求の件については  
未回収并務局の目下慎重に検討を進めて居る所でありま  
して未回収会と未回収統願に送められて居る旨の  
ご留意を。

この問題の解決は誠に如何に重要であるかと固  
然、陸軍両者は十分諒承して居る事を御伝え致します。



別添4



1963.10.17

会 交 泉 正 卿 幸 蒞

1963年10月16日付の私書簡に就いては、先般の賠償問題について、御興味がおありの思ひ、追加致します。

私に国防省に補償積取の立法を提案することの重要さについて、強調しにからしめて、私にあなたと共に積極的に御協力をお願いするの事について、理解がなされた。行政部は支持が得られず、私達は先般の(有)の代わり請取を押し進め、然しながら先に申しましたように、フリビオン賠償問題の例は、類々に分るものではない。フリビオン問題における努力は、永年ハカで美を結ばないが、これは米国議会が有力機関の支持を得るに、口口大使並びに請取者側代理人(弁護士)等の強力な働きかけ以外に、二つの基本的理由がある。第一の理由は、戦争中フリビオン財産を所有し、従って賠償による利益を受ける米国の強力な教会(複数)が、あなたにことごとく、第二の理由は、請取者代表者等が米国議会の議員個人には、運動費を提供したことであり、私に法案の通過を確保する目的、この様な活動の重要性を誇張したくはない。御承知のように、後述の問題は、いずれにしても、それが重要であるならば、あなたに(有)の代わり、あなたにこの様なことを、全額保証にお願いせよ。(オホメ)

従って、私達は、この米国内にこの様な立法を支持する或る種の団体と、よりよく協力して、必要とあれば、この努力を更に強くし、と思っております。この様な団体の基本構成は、大部分が、世に与える利益に興味を有する、故

に、グループであり、それに、並行して、有名な人々(オホメ)が、この様な人々(オホメ)に、協力する。もっとも、基本構成は、世に与える利益(オホメ)に、然し、ながら、余申したことを、若し、強まれば、(オホメ)も、必らず、行政部の態度が、極めて重要なること、は、認められる。は、ありません。

更に、これに、関連して、私に、フリビオン法案に関する報告書と、成功報酬の問題について、先般の、御近信を、戴り、ありがとうございます。この件について、あなたに、適当と認められたに、二つの態度(立場)と、する用意があること、非常に、感謝いたします。然し、当法律事務所と、しては、いかなる事態が、起ると、請取者賠償問題と、強引に進めること、約束(保証)します。私達は、この件に、永年、関与して、来、せよ、あなたに、御信賴の、表示、を、受け、ました、ので、(今後も)、あなたに、(有)の、代わり、にあつ、て、努力、を、します。

敬 啓  
Noel Hernandez

講和発効前損失補償問題解決促進に関し陳情の件

太平洋戦争の結果沖縄は米国の施政権下に置れることとなりその間所謂軍用土地問題等深刻な諸問題を惹起するに至つたのでありますが、これらを含む講和発効以後の問題は関係者の努力と本土関係方面の御支援の結果逐時改善をみるに至つております。

しかしながら講和条約発効以前の問題、即ち昭和二十年八月十六日以降昭和二十七年四月二十八日に至る米国軍による土地使用その他の財産権並びに人身侵害等に関する損失の補償については永らく顧みられるに至らず僅かに本土政府の御措置による十億円の見舞金の外は米

国側による何等の補償をも得ることができなかつたのであります。このため現地関係住民の切実なる願望に基き本件の推進を図るため昭和三十三年三月、沖縄市町村会、沖縄市町村議会議長会、沖縄市町村軍用土地委員会連合会の三団体を一体とする講和発効前損失補償獲得期成会が結成せられ、爾来関係者の努力と本土関係筋の御配慮による助成金の補助を得て米人弁護士を委嘱し、ワシントン並びに沖縄現

28. 12. 12.  
沖縄問題 特別対策委員 受領

地における慶重なる運動の結果漸く局面の打開をみるに至り、遂に米國側は昭和二十五年七月一日以降同二十七年四月二十七日迄の地料並びに地上物件等の損害の補償を関係布令によつて支払う旨高等弁務官声明を發し、今日迄総額約五〇〇万弗（約十八億円）に達する支払がなされるに至つてゐるのであります。

それ以前の期間、即ち昭和二十年八月十六日以降昭和二十五年六月三十日に至る期間に対する補償については高等弁務官声明に基き別途疏、米双方の委員による合同審査委員会が組織せられ、屢次に互る審議を重ねた末関係者が多年に涉つて蒐集した膨大な資料に可能なかぎりの確実な検分が加えられた結果、総額二、一八七万余弗（約七十九億円）が適正な補償額と認定せられ、これはさらに高等弁務官の総合的評価と勧告を付して去る昭和三十一年十月本國政府に送付せられるに至つたのであります。しかしながらこの期間の補償支払に対してはこれを妥当ならしめる関係布告、布令等の根拠がないため新たに米國議會による立法措置を必要とせられるものであります。

11,290,000 坪  
1129,000,000  
1129,000,000

これまで本件に関してはワシントンにおける国会筋との接触の結果、有識議員によつて再度にわたり権限法案の提出がなされており、米政府内部においては沖縄経済援助法案に対する政策的配慮が常に優先するため本件の議会の送付のための最終的決定が未だになされておらず、都度本件の国会提出が見送られてゐる現状であり、今期国会への上程は全く絶望視せられるに至つております。しかしながら本件は経済援助問題とは本質的に性格を異にするものであり、本件の解決は沖縄住民多年の宿願であり、関係住民は家族を含めて四十一万余人、全住民の五四%に相当し、深刻な社会問題ともなつております。この混乱を惹起し、誠に憂慮すべき事態を招来するおそれある実情に立ち至つております。

何卒関係住民の衷情を御了察の上、次期米国会における本件の本格的審議と解決が得られますよう格段の御配慮を賜りたく陳情申上げる次第であります。

昭和三十八年十二月 日

講和発効前損失補償獲得期成会  
会長 桑江朝幸

殿

アメリカ局長 ~~アジア局長~~  
参事官 ~~参事官~~  
北米課長 ~~総務参事官~~  
総特第392号

昭和39年5月27日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長

講和発行前補償関係資料の送付について  
標記について、別添のとおり南方同胞援護会会長から報告があつたので、御参考までにお送りする。

39.5.30  
137

総 理 府

3017

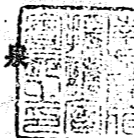
南援発第151号  
昭和39年5月12日

総理府特別地域連絡局

局長 三枝三郎 殿

南方同胞援護会

会長 大浜 信 貞



標記の件下記のとおり御送付申上げますから御査収下さい。  
尚高等弁務官書簡によれば陸軍長官は請求に対する好意ある措置を  
要求した法案を最近承認し、目下これは各省間で調整中との事であ  
りますので念の為申添えます。

記

1. 4月9日付キヤラウエイ高等弁務官書簡
2. 4月9日付ノーエル、ヘメンディングー氏書簡
3. 4月6日付スパークM. 松永議員書簡
4. 4月8日付陸軍省民事部長代理 グローブ大佐書簡
5. 3月5日付クテエル上院議員書簡

和英各4通

以 上

南方同胞援護会

米 国 民 政 府  
高 等 弁 務 官 室

1964年4月9日

親愛なる桑江 様

最近の公式訪問で、ワシントンに滞在中、琉球の講和前補償請求の現状について特に問い合わせてみました。

陸軍長官は、請求に対する好意ある処置を要求した法案を最近承認したということでした。この法案は現在行政府の各省間で調整中でありす。

陸軍省は法案が早期に議会に送付されるよう最善の努力をつくしています。

ご健康の回復が早からんことを祈つています。また、奥さんによろしくお伝え下さい。

敬 具

高等弁務官  
米 国 陸 軍 中 将  
ポール W. キヤラウエイ

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS

OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER

APO 331

9 April 1964

Dear Mr. Kuwae:

While in Washington during my recent official visit, I made a special inquiry into the present status of the Ryukyuan pre-treaty claims.

From my inquiry I learned that the Secretary of the Army has recently approved proposed draft legislation requesting favorable action upon the claims. This proposal is presently in the process of interdepartmental coordination within the Executive Branch.

The Department of the Army is making every effort to insure that the proposal will be forwarded to the Congress at an early date.

Please accept my best wishes for the continued improvement in your health, and present my regards to Mrs. Kuwae.

Sincerely yours,

PAUL W. CARAWAY  
Lieutenant General, United States Army  
High Commissioner

Mr. Choko Kuwae  
President, Okinawa Association for Acquisition  
of Compensation for Damages Prior to Peace Treaty  
Sankyo Building  
Miebeshi, Naha



1964年4月9日

講和発効前損失補償獲得期成会  
事務局長 宮城 豊 吉 殿

拝啓

わたくしの沖縄訪問について御丁寧な返事を頂き感謝しています。現在の計画では4月19日に日本に着き、沖縄へ出発する前に日本で用事を済ますつもりです。現在の状態では、わたくしの訪問は短時日で、しかも控え目に（目立たないように）すべきだと思います。特筆すべきニュースも、又討議すべき大きな新しい問題もありません。従つてほんの2、3日間滞在ししかも貴期成会の小さいグループと静かに会うことを計画しています。アメリカ側ではキング大佐及び主席民政官と話したいと考えています。

5月7日にノースウエスト機で沖縄に着き、5月9日に日本航空機で出発できるよう予約してあります。その前になんらかの変更を必要とされるかもしれません。東京では南方同胞援護会の吉田氏と連絡をとりますので、同氏を通してわたくしに通信して構いません。

陸軍省でシッターソン大佐にわたくしのプランを話し、国防省の提案がわたくしの帰国（5月10日の予定）前に議会に提出されるかどうか尋ねたところ、（メッセージはその時までには提出される見込みはないが、そのことは、確かではない）とのことでした。

大佐は、そうなることを望んではいないが、そのことは彼にはどうしよりもないと述べていました。これは最終的上程の前に提案を承認すべき多くの異つた人々がどれ程の期間をこの問題の処理に要するかということにかかつてい

ると思われます。

敬 具

ノーエル・ヘメンディングー

April 9, 1964

Mr. T. Miyagi, Director  
Executive Office  
Association to Acquire Compensation  
for Damages Prior to Peace Treaty  
Sankyo Building, 1-42 Miehashi-cho  
Naha, Okinawa

Dear Mr. Miyagi:

Thank you for your cordial response about my visit to Okinawa. My present plan is to arrive in Japan on April 19 and to complete my business there before proceeding to Okinawa. Under present circumstances, it seems to me that my visit to Okinawa should be brief and inconspicuous. I do not have any news to communicate nor any major new problems to discuss. Accordingly, I would suggest that I plan to stay only a few days and to meet quietly with a small group of your association. I would hope to talk to Colonel King and to the Civil Administrator on the American side.

I have made reservations to arrive in Okinawa by Northwest Air Lines on May 7 and to depart by Japan Air Lines on May 9. It may be necessary to make some changes before this time arrives. I will get in touch with Mr. Yoshida in Tokyo at the Nanpo Doho Engo Kai, and you may wish to communicate with me through him.

I have told Colonel Sitterson in the Department of the Army of my plans and asked him if it was likely that the Defense Department proposals would be sent forward to the Congress before my return, which is scheduled for May 10. He said he thought it was unlikely that the message would go forward before then but that he could not be sure. He expressed the hope that it would, but he indicated that the matter was not within his control. This would seem to depend on how long the matter is held by a number of different people who have to approve the proposal before it is finally sent forward.

Yours sincerely,

Noel Hemmendinger

合衆国議会

下院

1964年4月6日

沖縄嘉手納村議会 殿

1964年2月29日付お手紙ありがとうございました。

1964年2月29日にお手紙を受取る前に、わたくしが沖縄の講和前補償請求について問い合わせたのに対し返事がありましたので、その写しを同封します。

ポイヤ准将の書簡によりますと、請求支払法案は行政府に送られており、陸軍省は、それが可及的速かに議会に上程されるようあらゆる努力をすることです。

これは現在支払勧告が処理されており、また議会は本会期が終る前に陸軍及び合衆国大統領から立法勧告を受けるだろうことを意味しています。

わたくしも、議会が法案を受取りしだい、それを最終的な可決に持つていくよう運動するつもりです。

アロハ 御気遣よう。

敬 具  
スパーク M. 松永議員

CONGRESS OF THE UNITED STATES

House of Representatives

Washington, D. C.

April 6, 1964

Municipal Assembly of Kadena-Son  
Okinawa  
Ryukyu Islands

Gentlemen:

Thank you for your letter of February 29, 1964.

I am enclosing a copy of a letter which I received in reply to an inquiry which I had already made with regard to the Okinawan pre-Treaty claims, before I received your letter on February 29, 1964.

According to General Boya's letter, the proposal for legislation to pay the claims has been forwarded to the Executive Branch, and the Department of the Army will make every effort to send the legislation to Congress at the earliest possible date.

This means that recommendations for payment are being processed, and that Congress should receive the recommended legislation from the Army and the President of the United States before this session of Congress ends.

Please be assured that I will make every effort to have the legislation along to final passage by Congress as soon as it is received in Congress.

Aloha and best wishes.

Sincerely,

Spark M. Matsunaga  
Member of Congress

FEW:jmo

スパーク M. マツナガ 議員 殿

拝啓

琉球の講和前補償請求に対する支払についての法案を優先的に取扱ってもらいたいとお手紙は確かに受取りました。

残念ながら法案は未だ行政府内を通過していません。しかし、省としては、それができるだけ早急に議会に送付されるより最善をつくすつもりです。

この件について貴殿が関心を寄せられていることに感謝します。

敬 具

法制連絡次長

F. W. ボイヤ Jr. 准将

Honorable Spark M. Matsunaga  
House of Representatives

Dear Mr. Matsunaga:

This is to acknowledge receipt of your recent letter in which you urge that the legislative proposal relating to the payment of Ryukyuan pre-Treaty claims receive priority handling.

I regret to inform you that the proposal has not been cleared within the Executive Branch. However, the Department will make every effort to assure that it is forwarded to the Congress at the earliest possible date.

Your continued interest in this matter is appreciated.

Sincerely,

F. W. BOYR, JR.  
Brigadier General, GS  
Deputy Chief of Legislative  
Liaison

陸軍省本部  
軍事作戦参謀次長室

1964年4月8日

沖縄嘉手納村議会議員 殿

拜啓

琉球の講和前補償請求の解決について米政府の早急かつ好意ある処置を要請して貴殿から大統領、国防長官及び陸軍長官に送られた嘆願書は当方に回されてきています。

これらの請求については現在米政府へ行政部内で活発に考慮検討されており、すべての法案が議会上程される前に通るべき段階を通つて処理されつゝあることを断言いたします。

以上の旨を仲間の皆様に伝えて下さい。

敬 具

民事部長代理  
ジョセフ R. グローブス大佐

HEADQUARTERS  
DEPARTMENT OF THE ARMY  
Office of the Deputy Chief of Staff for military operations  
Washington 25, D. C.

OPS CA GA

8 April 1964

Chairman, Municipal Assembly  
of Kadena-Son  
Kadena-Son, Okinawa

Dear Mr. Chairman:

The petition which you forwarded to the President, the Secretary of Defense, and the Secretary of the Army, urging that the U.S. Government take early and favorable action with regard to settlement of the Ryukyuan pre-treaty claims, has been referred to this office.

Please be assured that these pre-treaty claims are currently under active consideration within the Executive Branch of the U.S. Government and are being processed through the steps which are necessary before any proposed legislation is forwarded to the Congress.

I should appreciate it if you were to convey the above information to your associates.

Sincerely,

JOSEPH R. GROVES  
Colonel, GS  
Acting Director of Civil Affairs

合衆國上院  
専門委員会

1964年3月5日

沖縄那覇市美栄橋町1の4三協ビル  
沖縄講和発効前損失補償獲得期成会  
副会長 仲村 栄 春 殿

拝啓

あなた方が求めている講和前損失補償について貴殿から詳しく知らせ

て頂いたことを感謝しています。

わたくしは本件について慎重に調べてみるつもりです。

御好意に感謝します。

敬 具

上院議員

トーマス H. クヂェル

United States Senate  
Committee on Appropriations

March 5, 1964

Mr. Eiharu Nakamura, Deputy President  
Okinawa Association to Acquire  
Compensation for Damages Prior to  
Peace Treaty  
Sankyo Building  
1-42 Michishiro-cho  
Naha, Okinawa

Dear Mr. Nakamura:

I appreciate your thoughtfulness in writing  
me at length with regard to the compensation you seek for  
damages sustained by the Ryukyans before the signing of the  
Japanese Peace Treaty.

I intend to look into this matter very care-  
fully.

With kindest regards,

Sincerely yours,

THOMAS H. KUCHEL  
United States Senator

K:Hj

アメリカ局長

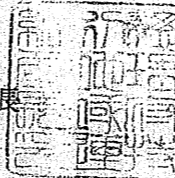
参事官  
北米課長

総特第6235号

昭和39年8月4日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



講和発効前損害補償の早期実現に関する要請決議について  
標記について、7月29日付、総南連第1699号で、那覇  
日本政府南方連絡事務所長から、別添のとおり連絡があつたの  
で回報する。

本信送付先

大蔵省主計局長  
外務省アメリカ局長

要処要連絡
要研究至
課長
斎藤吉田
有熊
渡辺平川
大崎吉澤

39.8.8  
102

総理府

4490

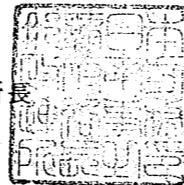
総南連第1699号

昭和39年7月29日

び63年2月15日につづきこれで4回目である。

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



講和発効前損害補償の早期実現に関する

要請決議について

7月27日立法院本会議において、みだしの決議がなされた。  
決議の内容は別添のとおりである。

講和発効前補償問題は、1961年7月琉米合同審議会が設置され、講和発効前補償獲得期成会（会長桑江朝幸）との間に折衝を重ねた結果、期成会の要求額3800万ドルに対して2187万ドルの妥結額をみ、これに基づいて米国防省ではすでに法案提出の運びとなつていと伝えられていたものであるが、第86議会では立法措置をみるに至らなかつたため今回の決議となつたものである。

なお、同様の決議は、59年7月1日、61年5月31日および

総 理 府

39.7.31

2854



決議案第三十一号

講和発効前損害補償の早期実現に関する  
要請決議案

右の議案を決議する。

一九六四年七月二十四日

行政法務委員会

決議者 委員長 星 克

立法院議長 長 領秋夫 殿

別紙

委員会審査省略要求書

講和発効前損害補償の早期実現に関する  
要請決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の

規定に基づき、委員会の審査を省略されたい。

一九六四年七月二十四日

行政法務委員会

決議者 委員長 星 克

立法院議長 長 領秋夫 殿

講和発効前損害補償の早期実現に関する要請決議  
琉球における講和発効前損害補償請求は、一九五五年以来琉球住民の財産権にかかる最も重要な問題の一つとして、二十万余の請求権者が多大の関心を寄せているものである。

琉球政府立法院においても一九六三年二月十五日に「講和発効前損害補償の早期実現に関する要請決議」をもつてこれが解決がすみやかになされるよう要請した。

われわれ琉球住民は、アメリカ合衆国が琉球列島の施政権者として、この問題の解決に誠意をもつて考慮されることを期待し、また信頼するものである。

しかるに、去つたアメリカ合衆国第八十八議会においては、必要な立法措置がなされずいまだにその解決をみないのは誠に遺憾である。

よつて、アメリカ合衆国政府及びアメリカ合衆国議会は、琉球住民の切実な要求であるこの問題の解決のため、目下開会中の議会において、是非とも必要な立法措置を講じ琉球住民に対する講和発効前損害補償が米琉合同審議委員会で円満妥結をみ、かつ、高等弁務官が認証した額で早急に支払われるよう琉球政府立法院は、重ねて強く要請する。

右決議する。  
一九六四年一月 日

琉球政府立法院

- アメリカ合衆国大統領
- アメリカ合衆国上院議長
- アメリカ合衆国下院議長
- アメリカ合衆国初長官
- アメリカ合衆国防長官
- アメリカ合衆国陸軍長官

あて

タイプ指示	発信用	読務用	計
主 信	1	1	2
付	別添とのみ送付可也		
属			

発送日 39.8.17  
 発信 宛 タイプ 校 査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米北 第 894 号	公 信 日 付	昭和 39 年 8 月 17 日
大 臣	主 幹 米北局長	起 案 日	昭和 39 年 8 月 14 日
政 務 次 官	参 事 官	起 案 者	山田 電話番号 725
事 務 次 官	北米課長		
外 務 審 議 官	主任		
官 房 長			

七

受 信 者	在 米 武内大使	発 信 者	外務大臣
写 送 付 先		(希望発送日)	月 日
件 名	講和発効前損害補償の早期実現に 関する要請決議について。		
本件に関し、総理府特別地域連絡局より別添のとおり通報越した から、参考までに御送付する。			

GA-2 17 59 外務省 回覧番号 4495

別 添

(1) 今回の決議の動機

(2) 立法院議長宛の発議及  
委員会審査省略要求書

(3) 決議文 付属物添付



外 務 省

米北第894号

昭和39年8月17日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

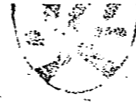
講和発効前損害補償の早期実現に  
関する要請決議について

本件に関し、総理府特別地域連絡局より別添の  
とおり通報越したから、参考までに御送付する。

別 添

- (1) 今回の決議の動機
- (2) 立法院議長あての発議及び委員会審査省略  
要求書
- (3) 決議文

付属物添付

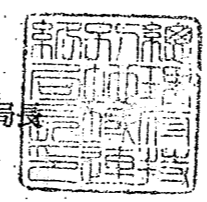


アメリカ局長  
参 第 官

北米局長  
総特第7016号  
昭和39年9月3日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



要研究	連絡
課長	急
森 藤吉	田
有 戸	川
渡 辺平	津
大 吉	

講和発効前補償要請関係資料について  
標記について、南方同胞援護会から、講和発効前損失補償獲得期成会会長 桑江朝幸氏より別添のとおり電報連絡があつた旨送付越したので回報する。

本信送付先  
外務省アメリカ局長  
大蔵省主計局長

総 理 府

電 報

一〇五 赤十字社ニハニ五 ロー・五六

三ネンチヨウノ三六

グ ローリアビ ルナイ

ナンボ ウド ウホウエンゴ カイ」ジ ムキキチヨウ

ヨシキ シエン

ニ、ニ〇〇 インドルノオシケイチキシハライマキテイシタホシヨ  
ウホウゲンガ キ カイニニ一ヒビ ユラサレタ、カインガ イム  
イインカイエマキキ、ウホウインガ ノフタタハマキ トノハメ  
ンシヨリ、レンササアサ」タマエ

九月一十三日

39.4.11  
第2933号

電報 9月18日 午後1時56分 第105号  
あし先 赤田 嗣延  
発信者 桑江 朝幸

又、200万ドルの恩惠的支払いを規定した補償法案が議会上に31日受理され、下院外務委員会に付託、上院への付託は未だのハ、人民の連絡あり 桑江

タイプ指示	発信用	執務用	計
注	信	1	2
付	別添各1部送付にて		
属			

発送日 昭和39年10月29日  
 発信 タイプ 校査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 1188 号 公 信 案 昭和 39 年 10 月 29 日 日  
 番 号 付 付

大 臣 主管 下川局長  
 政 務 次 官 事務官  
 事 務 次 官  
 外 務 審 議 官 北米課長  
 官 房 長 主任

起案 昭和 39 年 10 月 26 日  
 起案者 上村 電話番号 444

受信者 在米 武内大使 発信者 椎名大臣

送付先 (希望送達:1)

件 名 沖縄の請和発効前損失補償問題  
 に関する資料送付の件

総理存特

GA-2 外務省 回覧番号

米北第1188号  
 昭和39年10月29日

在米大使殿

外務大臣

沖縄の請和発効前損失補償問題に関する資料送付の件

総理特特別地域連絡局より本件に関する南方同胞接護会からの資料  
 下記の通り送付が済むから、<sup>同資料の送付</sup> 参考までに送付する。

記

GA-4 外務省



1. ハンティンガー 大 桑江宛 9月11日 書信
2. ハンティンガー 大 井上上院議院宛 9月30日 書信
3. 同 訳文
4. 井上 大 ハンティンガー 宛 9月9日 書信
5. 同 訳文
6. 井上 大 マクマソン 閣長宛 9月9日 書信
7. 同 訳文
8. ハンティンガー 大 陸軍長官宛 9月15日 書信
9. 同 訳文
10. ハンティンガー 大 桑江宛 9月16日 書信
11. 同 訳文
12. 9月8日 上院議事録 (S. J. RES. 199)
13. 同 訳文

付属物空便

GA-4

外務省

極 秘

この文に可なり  
台帳記 12/24, 12  
→ 法規課長

アメリカ局長 出  
参事官  
北米課長

沖繩の通知前損失補償

に 対 して わが 方 前 貸 金 の 取 扱 い に つ い て

昭和 39. 11. 13

米 北

1. 沖繩の  
(通知前損失補償に ついては、米 米 米  
銀 金 に お いて、補償の 手 続 が 成 立 した 公 算  
(ex gratia)

が 相 当 大 き い。 (さ ら に、わが 国 政 府 は、昭 和  
32 年 5 月 2 日 の 閣 議 決 定 に 基 づ き、二 種 損 失 に

対 して 見 舞 金 と して 10 億 円 を 支 出 し た が、そ の 際  
同 閣 議 決 定 の 第 6 項 に 従 っ て 「沖 繩 銀 行 損 失

に 関 する 損 失 に 関 し、米 国 が 損 失 の 補 償 と して 見 舞 金  
等 を 受 け 取 り せ る 場 合 に お いて は、そ の 金 額 の

うち、第 一 項 の 見 舞 金 と して 支 給 し た 額 に 相 当 する 額  
は、二 種 損 失 の 同 庫 に 返 還 又 は 帰 属 せ し め る 事 と せ

ら れ た。 (さ ら に、わが 国 政 府 は、昭 和 32 年 5 月 2 日 の 閣 議 決 定 に 基 づ き、二 種 損 失 に

南 洋 局  
一 封 印

7/11/68  
38. 11. 13  
原 英 村

GA-6

外務省

見舞金は、米國からの補償金又は見舞金の前貸金  
であることと前も取ったのである。

並に、請求

又、しかるに、予想どおり米國からの補償が実現す  
るとすれば、当然、この前貸金の取り立てが問題と  
なる。

すなわち、米國からの本件補償の具体化が見込ま

が濃厚となった1963年1月、在米大使館、米國  
に於ける補償法案の成立を助けるため、日本政府

が、本件前貸金の取り立てを行わねば旨の意思表  
示を好むよう要請があった。これに対し、本省は

本件は、閣議決定事項であるから、新規の閣議決定により  
前貸金を取り立てない旨の決意を覆せば

足りた見解であったが、大蔵省は、~~32年~~ 32年  
5月の閣議決定により、債権が成立した以上、  
國の

この債権の放棄のためには、財政法第8条により  
~~閣議決定~~ 閣議決定も要する見解であった。  
特別の

閣議決定により、國の債権が成立したと見なす  
ことは、本省条約局においても、疑義を有する向き

大蔵省と見解調整の上

であったが、米側に對しては、おが方の解決案として、  
昨年5月、次の3案が成立する提案を行なった。

(1) 米政府からの補償金が支払われたときは、日本  
政府の前貸金は、受領者から、一括取り立てる

日本政府側 金相当

(2) ~~たが~~ たがし、上記の取り立て額(10億円)を  
琉球政府に對する援助金として供与する。

(3) 上記の援助金は、通常の経済技術援  
助額の上乗せとする。

これに対し、米側は、日本側解決案は實際的  
でない等として難色を示したが、日本側の困難

事情を軽減する措置は、さらに考慮してみたいとの  
態度があった。 以後、米側よりは、格別のアプローチ

はない。

多、しかし、1964年9月8日米上院に提出され  
た補償法案(行政府提出) 本文第1項米税に  
(金額24万ドル)は

おいて、わが国の前貸金に照れ乙次のように規定  
している。

Resolved, That no funds appropriated under this  
authorization shall be disbursed to satisfy claims,  
or portions thereof, which have been satisfied by  
contributions made by the Government of Japan.

この法案は、米税令令会期の終了に伴って審  
案になったが、米会期に提出を予定された法案  
にも、同様の規定が含まれることが当然予想され

るので、わが方としても、これを検討しておくことが望  
ましいと思われる。

米側の反響で、米支那からの、<sup>570</sup>米債の返済が、米側からの返済に  
結算しては、わが方としては、かかる規定の挿入  
は、むしろ歓迎すべきではないかと思われる。 実際

は、今回米側より補償される24万ドルは、住民  
の請求 ~~額~~ 額のうち、わが方がすでに支出した見舞金  
(前貸金)

10億円により満足された分を除く、残りの請求  
額のうちに対応するものであり、わが方が、前貸金の

回収に取替すべき分を含めたいと説明するに  
可能と考えられるからである。 個々の受領者につ

いて言えば、<sup>米</sup>本 1,000ドルの補償を得 <sup>べき</sup>  
~~受領者~~ 受領者が、仮りに、わが方前貸金によりすでに

<sup>(今回は米側より)</sup>  
200ドルを受領しているとすれば、残り800ドル  
のみについて補償を受けるとはならず、わが国

~~将来~~

政府に償還する分は、この通りになる。この  
 200ドル分については、~~米側が~~ 米側が補償す  
 (前貸金相当額)

る場合には、受領者<sup>より</sup>これを日本政府に返還せ  
 (おぼえてあるが、これをこの間、今回~~米側~~  
 考慮される)

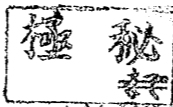
補償金支出にかかわらず、おが方の前貸金は依  
 然、返済期限の来た後として取り扱われるべ  
 きであるということになる。

以上の如き説明が、一先大蔵省を案内済ませ  
 るに充分であり、小笠原住民との関係でも差支  
 えないうちであれば、おが方としても、前記の如き  
 決定の新法案への挿入は、むしろ歓迎すべき事  
 と考えられる。

(註) 小笠原住民が帰島できた瞬間に伴う補償に  
 ついても、日本政府が一部立て替えたが、米政府は  
 1962年600万ドルの見舞金支払いがあること

反して、この米側見舞金から、政府立て替之分  
 (約1億4千万円)を差し引いて、島民に配分  
 (た。

満洲国政府前損失補償



五月二十八日 松村 氏 宛 手 交 予 定 記 簿 備 世 言 じ 松 村 氏 宛

My personal comments on the last paragraph of the draft statement are as follows:

1. The description of the provision in question as "a provision against the use of funds appropriated thereunder to satisfy Japan's claims for reimbursement" does not ~~co~~rectly represent its contents.

I may suggest to rephrase along the following line the sentence which starts with "and it has been necessary--."

"However, by virtue of the provision against disbursement of the funds appropriated thereunder to satisfy claims, or portions thereof, which have already been satisfied by contributions made by the Japanese Government, we would be able to explain to the Japanese Government that Ryukyuan recipients of the proposed U.S. compensation would not receive any funds to replace the ex-gratia contributions previously paid to them by the Japanese Government, which in the view of the Japanese Government should be reimbursed to it."

2. The statement that the provision in question has been made with the full and sympathetic understanding of the Japanese Government is contrary to the fact. The Japanese Government has never been approached by the

U.S. Government concerning the in<sup>sen</sup>stitution of this provision in the bill and therefore has had no chance to express "the full and sympathetic understanding" on the matter.

In any event, it would be difficult for the Japanese Government to give its official blessing to a provision which might have the effect of undermin<sup>n</sup>ing the claims which it now officially entertains.

I may suggest therefore that the last sentence of the draft statement may be read as follows:

"I should like to emphasize, that, as the Japanese Government is in sympathy with the objectives of this draft joint resolution and as the provision in question does not directly deny the validity of the Japanese claims, we anticipate no reaction --"